令和６年度　第１回川西市環境審議会　次第

日時：令和６年９月２０日（金）14:00
場所：川西市役所　202 会議室

1. 開会

2. 委員委嘱

3. 市長挨拶

4. 会長副会長選出

5. 会長挨拶

6. 委員紹介、事務局紹介

7. 報告事項
   （１）生物多様性ふるさと川西戦略について
   【資料１－１、１－２、１－３、１－４、１－５】
   （２）環境の概況（令和５年度の内容）について　【資料 2】

8. 審議事項
   （１）第２次川西市環境基本計画について（進行管理表の報告）【資料 3】
   （２）川西市環境率先行動計画の進捗について　【資料 4】
   （３）第３次川西市環境基本計画について
   【資料５－1、５－2、５－3】

9. その他　審議会開催日の固定化の検討

10. 部長挨拶

11. 閉会

※裏面に資料一覧を記載しています。

【配布資料】

① 令和６年度　第１回川西市環境審議会　次第

② 令和６年度　第１回川西市環境審議会委員　名簿

③ 令和６年度　第１回川西市環境審議会　座席表

④ 【資料１－１】令和６年度第１回生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会　次第
（川西市環境審議会専門部会）

⑤ 【資料１－２】川西市環境審議会専門委員(生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会)名簿

⑥ 【資料１－３】生物多様性ふるさと川西戦略（概要）について

⑦ 【資料１－４】生物多様性ふるさと川西戦略　評価指標

⑧ 【資料１－５】生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査(令和５年度)

⑨ 【資料2】環境の概況(令和６年度版)

⑩ 【資料3】川西市環境基本計画　進行管理表（R6 年度調査）

⑪ 【資料4】令和４年度、令和５年度川西市環境率先行動計画結果について

⑫ 【資料５－１】令和５年 12 月 19 日　総務生活常任委員協議会資料
第３次川西市環境基本計画（本編）（案）修正対比表

⑬ 【資料５－２】令和５年 12 月 19 日　総務生活常任委員協議会資料
第３次川西市環境基本計画（資料編）（案）修正対比表

⑭ 【資料５－３】＜令和６年度＞地球温暖化対策関連の進め方について

令和６年度　第1回川西市環境審議会委員名簿

委嘱期間　令和6年8月3日～令和8年8月2日

No.	氏名	役職	選出区分	継続又は新規	R6.9.20出欠
1	武田　義明	神戸大学名誉教授	学識経験者 （自然・環境科学）	継続	
2	竹濱　朝美	立命館大学教授	学識経験者 （環境社会学）	継続	
3	豊福　俊英	関西大学名誉教授	学識経験者 （環境都市工学）	継続	
4	西村　純一	大阪大学大学院 招聘教授	学識経験者 （医学・衛生学）	継続	欠席連絡あり
5	花田　眞理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員	学識経験者 （環境経済学）	継続	
6	稲垣　達哉	川西市商工会	市民又は 関係団体の代表者	新規(R6.8.2～)	欠席連絡あり
7	松原　利明	川西市コミュニティ協議会 連合会	市民又は 関係団体の代表者	継続	
8	伊藤　真理江		市民公募	継続	
9	藤本　幸一		市民公募	継続	
10	岸本　和史	兵庫県　阪神北県民局 県民交流室　環境参事	関係行政職員	継続	欠席連絡あり

令和6年度　第1回川西市環境審議会　座席表

R6.9.20（金）14時～

202会議室

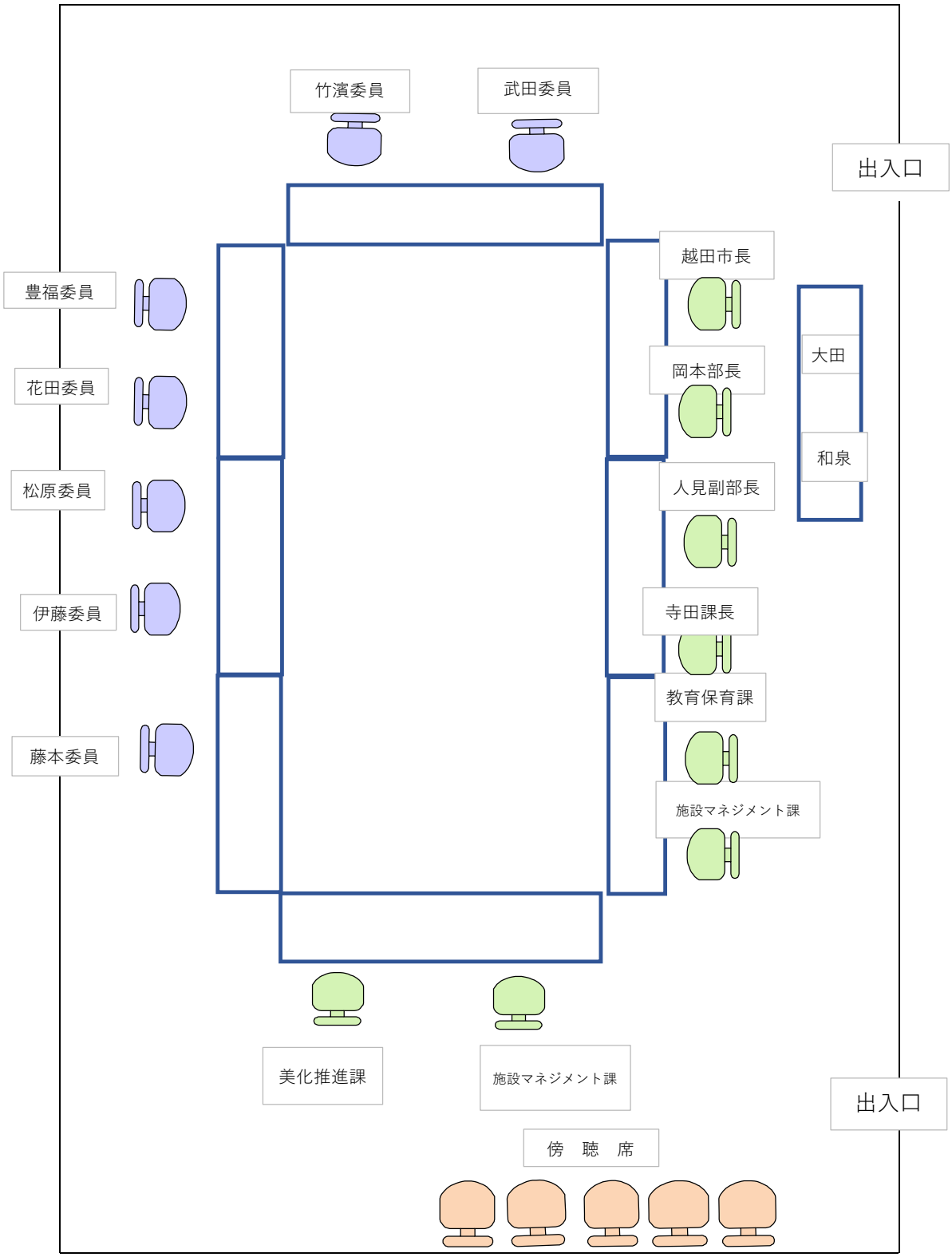

※次第４の会長、副会長選出後、
前に詰めていただきますようお願いします。

【資料１－１】

令和６年度　第１回　生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会　次第
（川西市環境審議会専門部会）

日時：令和６年８月１９日　１４：００～
場所：川西市役所　４階　庁議室

１．委員長　あいさつ

２．委員　紹介

前委員が令和６年３月３１日付で任期満了となったため、委員長を含めて６名の委員に新たに委嘱状を交付。内、上田委員は服部前委員、下芝委員は田中前委員に代わり新規委嘱。任期は令和６年７月１日から令和８年６月３０日まで（２年間）

【資料 1－2】川西市環境審議会　専門委員（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）名簿　参照

３．生物多様性ふるさと川西戦略(概要)について【資料 1－３】

令和６年３月　一部改訂

生物多様性ふるさと川西戦略について、①計画の構成②策定の目的③改訂の趣旨④進行の管理システムについて説明。

※戦略の改訂については令和５年 10 月５日、令和５年度第２回川西市環境審議会で答申案として承諾していただいた後、市議会、パブリックコメントにて頂戴したご意見をもとにイラストの配色、生物名称表記の修正。

４．審議

生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和５年度）について

令和５年度の評価指標や、進捗状況調査に対する自己評価、今後の方向を説明して、生物多様性ふるさと川西推進委員会専門委員のご意見をいただきました。ご意見は、【資料 1－４】生物多様性ふるさと川西戦略　評価

指標および、【資料１－５】生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査(令和５年度)の、右端の「専門委員意見と回答」欄に記載しております

※その他、戦略Ｐ１２４、２４出在家町(川西北小学校横)キセラ川西の市街地水路の水生生物群の市ホームページ上での表記の仕方について、どこに水路があってどこに貝がいるのかということがわかってしまうと、採ろうとする人間も目を付けて取りに来る可能性もあるので、今後場所がわからない形で表記してほしいという提案があり、それについて協議しましたが、表に出して、地域を挙げてみんなで守っていくということが大事である、現地に保護している旨の看板設置をしたらどうか、などの意見もあり、看板設置の方向で、今後も検討していくということになりました。

５．その他

(１)多田院で発見された特定外来生物ナガエツルノゲイトウへの対応について、現状を説明しました。

(２)「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」の今後のスケジュールについて、委員会は次回、令和７年２月の開催を予定しています。

６．市民環境部長　あいさつ

【配付資料】

① 令和６年度　第１回　生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会　次第
② 令和６年度　第１回　生物多様性ふるさと川西戦略推進委員　名簿
③ 令和６年度　第１回　生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会　座席表
④ 【資料１】生物多様性ふるさと川西戦略（概要）について
⑤ 【資料２】生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和５年度）
⑥ 生物多様性ふるさと川西戦略　２０２４年度改訂版

【資料1-2】

川西市環境審議会　専門委員（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）名簿

令和6年7月1日

委嘱期間令和6年7月1日～令和8年6月30日

№		氏名	役職	選出区分	備考
1	委員長	武田　義明	神戸大学人間発達環境学研究科名誉教授	学識経験者	環境審議会委員
2	専門委員	足立　隆昭	兵庫丹波オオムラサキの会　会長	学識経験者	
3	専門委員	上田　萌子	大阪公立大学准教授	学識経験者	新規
4	専門委員	牛尾　　巧	一庫公園管理事務所長	学識経験者	
6	専門委員	下芝　勇登	流域ネット猪名川　代表	学識経験者	新規
5	専門委員	信田　修次	能勢妙見山ブナ守の会副会長	学識経験者	

生物多様性ふるさと川西戦略（概要）について

生物多様性ふるさと川西戦略について
・２０１５年度策定
・２０２３年度一部改訂

計画の構成（目次）
第１章「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的と位置づけ
第２章「本市の生物多様性の現状と課題」
第３章「本戦略がめざすもの」
第４章「行動計画」
第５章「推進体制と進行管理」

策定の目的（Ｐ２）
　本市のすばらしい自然と文化のもとになる生物多様性を次世代に引継ぎ、持続的に利用することを目的に、私たちのふるさとである川西に誇りと愛着を持って、自然や文化、生物多様性への理解を深め、川西市総動員で生物多様性を守り、育み、共生するまちづくりを進めていくためにとるべき行動について提言。

本戦略改訂の趣旨（Ｐ２）
　２０１５年に本戦略を策定して以降、様々な取組を行ってきましたが、世界では、SDGs や OneHealth が広まり、ネイチャーポジティブに向けた 30by30 達成のために、OECM の登録や保全が進められるなど、生物多様性を巡る情勢は変わりつつあります。また、国でも 2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、兵庫県では、2019 年 2 月に「生物多様性ひょうご戦略」及び「第 5 次兵庫県環境基本計画」が策定されました。さらに本戦略では、2032 年度までの計画期間のうち、2022 年度までを第 1 期とし、その後の 10 年間を第 2 期としています。
　本戦略が第 2 期に入るにあたり、国内外や本市の新たな動向に対応したものとするため戦略の一部を改訂しました。

進行の管理システム（Ｐ８６）
　本戦略の進行管理における事業の評価は、①庁内において評価する指標の各数値の集計の実施、②「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」における内容のチェックと評価の２段階で進めます。これは、年度当初の「計画(Plan)」→「実施(Do)」と年度終わりの「評価(Check)」と「見直し(Action)」という流れで管理するＰＤＣＡ手法であり、検討結果は外部に公表していく予定です。

生物多様性ふるさと川西戦略　評 価 指 標

【資料1−4】

基本戦略	評価指標		担当課	目標値	R3年度	R5年度					備考	専門委員意見と回答
1. 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育												
◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数	保育所	教育保育課	市立保育所の全園児・保育士	ー	440						
◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数	幼稚園	教育保育課	市立幼稚園の全園児・教諭	ー	761						
◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数	小学校	教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年生	3904（対象者全員）	3,531（対象者全員）						
◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数	中学校	教育保育課	市立学校の全中学2年生	1243（対象者全員）	1,206（対象者全員）						
◆教職員や市民を対象とした研修の実施	研修を受けた年間の教職員数		教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年教員	45	19						（委員意見）研修を受けた教職員数ですが、令和3年度が45名だったのが、令和5年度は19名ということで半数以上減っている。理由をお伺いしたい。 （市回答）担当課に確認して次回の委員会の時にお答えしたい。
◆教職員や市民を対象とした研修の実施	環境に関する公民館講座を受けた人数		川西公民館		ー	78						
2. 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発												
◆広報や市HPによる情報発信	1年間の各HPへのアクセス数		環境政策課		7,289	8,767						
◆広報や市HPによる情報発信	1年間に紹介した自然環境の数		環境政策課		4	5						
◆本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	指標「景観に関心のある市民の割合」（市民実感調査）		都市政策課	85.0	ー	82.6						
3. 生物多様性保全の取組みの強化												
◆市民生活での生物多様性保全の活動の支援	2032年に実施予定のアンケート調査結果		環境政策課								2032年に実施予定	
◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	指定・登録文化財（天然記念物）の件数		生涯学習課		ー	13						

◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	緑地における維持管理団体数		公園緑地課		―	3						
◆本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	1年間に捕獲した有害鳥獣及び 外来動物の数		産業振興課	291	193	213					令和5年度時点の川西市鳥獣被害防止計画に合わせた目標数値に変更。	
4. 各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大												
◆市民、団体、企業などとの連携の構築	1年間の情報交換などの実施回数		環境政策課		1	1						
◆市民、団体、企業などとの連携の構築	1 年間に支援したボランティア数		産業振興課	250	267	153					市以外の支援制度を活用した団体等があり、数値が減少した。	（委員意見）支援するボランティア数が減っているのは、市以外の支援制度を活用しているとあるが市以外の支援制度をかなり受けているのか。皆さん、市以外のところでされているのか。また、市以外から支援を受けたら、川西市では支援を受けられないということなのか。 （市回答）数字が減っている中で所管課のほうに理由を確認したら市以外の支援制度を活用しているなどの要素もあって減っているという結果の部分だけを聞いている状態であり、担当課に確認して次回の委員会の時にお答えしたい。
◆兵庫県や市民団体との既存事業の継続	1年間に実施した河川美化活動の回数		美化推進課		12	8						
全体に対する意見												（委員長意見）目標値が書かれていない項目があるがこれはどのようにされるのか。 （市回答）目標値の部分については以前の委員会でもご指摘をいただいていたと認識している。なかなか数値目標をしにくかったりするものについてどのように設定していくのが良いのか悩んでいる。 （委員意見）量で計測するよりやはり質で設定して、それに対して文言で書くことのほうがベターじゃないかと思う。 （市回答）今回資料２－２で出しているというのも、どういった取り組みでどういう形になっているのかということを見える化するという意味で付けている。また、表現について、たとえば目標のところにそういった形で記載できないかとか、そういった部分はまた考えていきたいと思う。

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
	~~基本戦略1~~	~~環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育~~	~~1)~~	~~児童・生徒を対象とした環境教育の実施~~	~~①~~	~~森の幼稚園~~	~~公立幼稚園を対象に兵庫県立一庫公園での「森の幼稚園」を実施し、幼児期から自然にふれあう機会を作っていきます。~~	~~教育推進部~~	~~教育保育課~~					
1	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	①	就学前園児の環境教育方針	国の定める3法令や市規定の全体的な計画などに基づいて、各園所で計画を立てて、園所内の自然環境を生かした取組みや県や市の企画に参加したりして環境保育に努めていきます。	教育推進部	教育保育課	A	園所ごとに計画を立て、教育・保育活動を行う中で、植物や生き物に触れたり、興味を深めたりした。	園庭、所庭での自然物等だけでなく、散歩や遠足で近隣の公園、小学校等にも訪れ、自然とのふれあいを楽しむことができた。 また、兵庫県立人と自然の博物館が実施している「エコロコプロジェクト」に参加した園所もある。	自然とのふれあいで、探究心や好奇心などが育まれることを踏まえ、今後も継続的に計画に反映し、教育・保育活動を実施していく。	
2	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	②	小学校体験活動（環境体験）	小学校3年生を対象とした「環境体験」を実施し、児童が普段生活している地域の自然の中に出かけて環境体験をします。また、本市独自の自然や産物を知り、それらを広めていくことで、環境問題を考え解決していく素地を育んでいきます。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で校区内の地域の畑や河川、公園、猪名川流域等に赴き、植物や動物等に触れた。	小学校3年生の児童が環境問題に興味関心を持つようになった。また、校区にどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の特産品を学ぶなど、地域の方々と共に活動することができた。 地域によっては活動プログラムが確立されておらず、地域での活動が希薄である小学校があることが課題である。	地域参画を目指し、SDGsの視点を取り入れ、各小学校の独自性を活かした小学生が主体的に環境教育に取り組むことができる環境体験プログラムを構築していく。	
3	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	③	里山体験学習	小学校4年生対象に「里山体験学習」を実施し、日本一の里山である黒川地域を体験活動の場として、自然に対する畏敬の念をはじめ、生命のつながり・環境保護の大切さを実感し、美しさに感動する豊かな心を育んでいきます。本市の自然特性を活かした、独自の環境教育です。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で2回以上実施した。黒川地区に赴き、植物や動物等に触れた。 また、黒川地域の方々に触れ、里山と共に人間がどのように生活してきたかを学習した。 社会教育団体の方々と共に、里山資源を使い、木工クラフト等を作成した。	小学校4年生が黒川の方々や社会教育団体の方々の協力を得て、川西の特産品をはじめ、環境問題や生活の知恵等、幅広く学習をすることができた。 里山と人間がどのように関わってきたかを学習し、SDGsについて理解を深めることができた。 黒川地区のサポーターの方々が、年々減少しているが、広域に募集を行い、増員することができた。	黒川地区のサポーターの数を増員し、少人数による体験学習を実現できるようにする。 サポーターの方々の資質向上を目的とした実地研修や、活動内容をより良くしていくための打ち合わせを増やしていく。	（委員意見）私の研究室の卒業研究で里山体験学習をテーマにしたが、大変興味深い結果が出た。里山体験学習は学校ごとにされているが、指導者がいる授業とそうでない授業で子供たちの学びの深さに違いが出ている。これは重要なことだと思う。黒川里山サポーターのおかげで子供たちの学びにつながっているのだと思う。支援団体の方のサポートを得られるように市のほうでも支援をしていただきたい。 （市回答）指導者の話だが、今回一番最初に成果と課題とかを教育委員会の方からいただいた際に、今言った指導者になっていくために先生達が知識などを得なければならないと一心に背負ったような責任感の事柄が書いてあった。当然、先生たちの思いとしたらそういう思いなんだけれども、逆に、川西市の中には、自然活動団体さんがたくさんいて、自然教室の中でも里山に行って教えを請うたりしているので、全部先生が背負わなくても、そこの連携とかそういった部分をやっていくことでもっとできないですかね、みたいな会話をする中でこういった文章になっている。で、そこ以外にホームページで、サポーターになってくれませんか、と募集したりとかそういった形で市の取り組みをしていると聞いている。 それ以外に自然活動団体だけでもないんですが、担い手の問題。皆さん今頑張っていただいている。この委員の中でも頑張っていただいている先生方もたくさんいるが、次なる担い手にいかに興味を持って入ってきていただけるかを課題として捉えていて、以前の「環境シンポジウム」からもっと気軽にみんなに触れあってもらう形で「環境フェスタ」という形をやったり、教育だけではなく、全体的に次なる担い手、サポーターになっていただける方に、何かアプローチができないか試行錯誤しているところである。

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
4	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1）	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	④	小学校体験活動（自然学校）	小学校5年生を対象に「自然学校」を実施し、児童が兵庫県にゆかりのある人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育んでいきます。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で兵庫県内での長期宿泊体験を通して、兵庫県の自然、生物に触れ、理解を深めた。	小学校5年生の児童が環境問題により興味関心を持つようになった。また、県内にどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の良さや特徴を学ぶことができた。 施設によって、活動時期の選択肢が限られたり、看護師などの外部人材の確保、教職員の負担が大きいことが課題である。	引き続き、充実した自然学校を実施したい。そのために、今年度から始まった自然学校人材バンクの活用や、市のHPを通じた看護師などの外部人材の募集に力を入れていく。	
5	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1）	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	④	中学校教育支援	中学校2年生を対象に地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てるとともに、自立性を高め「生きる力」を育んでいきます。	教育推進部	教育保育課	A	市内7中学校の2年生と川西養護学校の中学部2年生について県立一庫公園などで実施した。 地域や自然の中で、地域の方々や従業員の方々と環境保全体験や職場体験を行った。	地域や自然の中で、地域の方々や従業員の方々と環境保全体験や職場体験を行い、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てることができ、「生きる力」を育むことができた。	地域参画の視点を継続する中で、SDGsの視点を取り入れていく。 地域の事業所やボランティアの方々と継続して「トライやる・ウィーク」に今後も取り組んでいけるように関係を構築していく。	
6	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育	2）	教職員や市民を対象とした研修の実施	①	教育研究	教職員対象に「環境体験研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを体験し、自然・生物・環境教育など体験的な研修を行っていきます。	教育推進部	教育保育課		教職員対象に 「環境体験研修」と「里山フィールド研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを教職員が体験した。	日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などの恵みを教職員が再認識した。 各学校の実情に合わせて教職員が児童へ授業するには専門的な知識の定着が課題であり、自然活動団体とのさらなる連携など検討する必要がある。	継続的に 「環境体験研修」と「里山フィールド研修」を実施し、専門的な知識の定着を教職員に図るとともに、川西市を教材とした環境学習プログラムの定着も同様に図る。	（委員意見）自己評価が入ってない。 （市回答）教育保育課の自己評価の方は、内容ができており、今後も継続予定ということで、“A”である。
	~~基本戦略1~~	~~環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育~~	~~2）~~	~~教職員や市民を対象とした研修の実施~~	~~②~~	~~生涯学習の充実~~	~~生涯学習短期大学「レフネック」、川西市高齢者大学「りんどう学園」などの生涯学習の充実を図り、リタイヤした世代だけでなく、30才から50才代への環境教育も充実させていきます。~~	~~教育推進部~~	~~社会教育課~~	~~C~~				

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
7	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育	2）	教職員や市民を対象とした研修の実施	②	環境学習の充実	公民館などの学習の充実を図り、様々な世代への環境教育も充実させていきます。	市民環境部	川西公民館	A	清和台公民館（まち山「虫生の森」を探検）、川西公民館（子ども生きもの観察隊～小川で水生生物観察～）、けやき坂公民館（自然観察セミナー「芋生川の生き物・ふしぎ・発見」、東谷公民館（冬の野鳥観察）を実施し、4館合計で78人が環境に関する公民館講座を受講した	各館で地域の特性に沿った環境学習を実施した。各館で地域ニーズと合わせて工夫しながら講座を開催していることから、全館で実施とはなっていない。	関係所管課と協力して環境学習の充実に努める。	
8	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	広報や市HPによる情報発信	①	自然環境情報の発信	市HPや広報かわにしなどの媒体を通じ、かわにしの自然環境、生物多様性に関する情報を定期的に発信することにより、ふるさと川西のすばらしさを伝えていきます。	市民環境部	環境政策課	A	以前から市HPに自然活動団体や企業を紹介するページを設けている。令和5年度にはシロバナウンゼンツツジの公開やオオムラサキの羽化など自然活動団体の活動を広報誌に掲載した。	市広報誌を中心に自然活動団体の活動を紹介することが出来た。 今後は市HPの各団体の紹介ページを更新していくとともに活動内容を発信していく必要がある。	市民が閲覧しやすいように市HPを改訂していくとともに活動団体や企業を紹介するページの内容等を更新し、引き続き情報発信に努める。	
9	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	広報や市HPによる情報発信	②	国や兵庫県が作成する上位計画などの広報、普及啓発	生物多様性に関する国や兵庫県の情報について、市HP上で概要版の掲載やリンクを貼り、一元で閲覧でき、情報が入手しやすくなるよう整備します。	市民環境部	環境政策課	A	国・兵庫県からの情報を把握したタイミングで、HP、メールなどを活用し市民、自然活動団体に情報を提供した。	市民や自然活動団体等にとって有益な情報を把握して発信することができた。	引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、最新情報を広報やHPに掲載していく。また、市民が迅速に情報を閲覧できるようHPの配置を工夫する。	
	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	~~広報や市HPによる情報発信~~	③	観光の推進	~~観光マップ「歩っと川西めぐり」や「川西学検定」の実施などを通して、市の自然や歴史、市内の観光地のPRを行っていきます。~~	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A				
10	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	広報や市HPによる情報発信	③	観光の推進	市HPや観光マップなどを通して、市の自然や歴史、市内の観光地のPRを行っていきます。	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	市観光協会と協力し、市の自然や歴史、観光地を紹介するパンフレットを更新した。	パンフレットを更新し、最新の市の自然・観光の情報を発信した。	市内に整備している看板の情報更新やHPの見直しを行いながら、市内の自然や歴史、観光地のPRを進めていく。	
11	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	広報や市HPによる情報発信	④	地産地消の推進	本市の特産品であるイチジク、クリ、モモなどについて、市広報誌や市HP等を用いてPRし、地産地消を進めます。	市民環境部	産業振興課	A	モモの即売会を実施。台風の影響等によりイチジクやクリの即売会は実施できなかったが、クリは直売所にて特設ブースを設けて販売され、市HPでPRを行った。 また、市内で採れた作物を「川西そだち」とし、PRのぼりを作成・配布し、市HPでもPRを行った。 さらに、イチジクは、航空会社とタルト専門店の協力で東京へ空輸し、イチジクタルトを販売し、市HP等でPRを行った。	モモの即売会を実施した。 市HP以外にも、PRのぼり「川西そだち」の設置、航空会社やタルト専門店のSNSなど多数の紹介がなされたことで市内外に特産品をPRできた。	引き続き特産品の即売会を実施する。 市HPのほか、直売所マップに情報を追加する等、積極的にPRする。	

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

【資料1−5】

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	~~広報やHPによる情報発信~~	⑤	市街地における里山のPR	~~キセラ川西の中央公園内に黒川地区から台場クヌギやエドヒガンの移植に努め、里庭エリアとして整備したり、JR川西池田駅前ロータリーのクヌギを台場クヌギに仕立てるなど、市街地において、北部の里山の自然を身近に感じられるようにします。~~	土木部	公園緑地課	A				
12	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1）	広報や市HPによる情報発信	⑤	市街地における里山のPR	JR川西池田駅前ロータリーのクヌギを台場クヌギに仕立てるなど、市街地において、北部の里山の自然を身近に感じられるようにします。	土木部	公園緑地課	A	JR川西池田駅ロータリーの駅前や阪急・能勢電鉄川西能勢口駅の北側、火打1丁目に位置するキセラ川西せせらぎ公園のクヌギの維持管理を行い、北部の里山の自然を身近に感じられるように努めた。	クヌギは順調に育っており、駅前やキセラ川西を行き交う人々に里山の自然を身近に感じられる場を創出している。	より多くの市民に里山を感じてもらえるよう、継続して維持管理を行う。キセラ川西せせらぎ公園では市民活動団体と協力し、台場クヌギを見据えた剪定を行っており、そうした状況を見ながらJR川西池田駅前ロータリーについても台場クヌギに仕立てていくことについて検討する。	（委員意見）JR川西池田駅のところ、台場クヌギにしつらえること自体はいい取り組みだと思うが、JR川西池田駅に台場クヌギがあることは気付かなかった。台場クヌギがあるというのが市民の方がみてもわからないのでは。里山のPRが目的ならば、もうちょっとPRしてもいいのかなと思う。（市回答）元委員の方から、元々JR川西池田駅にクヌギを植えたのは黒川の方からずっと、台場クヌギでつないでいって伊丹の方へかけてラインができないかなと思って提案したんだというようなご意見を聞いたことがある。そういった中で、この施策として出てきているのかなと思う。JR川西池田駅前は現在は通常の剪定をしていて、台場クヌギへの展開はしていない。一方でキセラの公園については台場クヌギを移植してくるとともに普通のクヌギも置いて、もともと比較ができるようにであるとか、台場クヌギにしつらえていくという部分を見える化していこうという形で動いている公園になる。そういった中で、今回地元で活躍している自然活動団体さんの協力を得て、剪定の仕方も台場クヌギに向けた剪定の仕方で、まずは第1陣でチャレンジした。だから、黒川から見たらちょうど間のキセラの方でやっているので、今後、状況を見据えながらJR川西池田駅前の方にも考えていくという状況である。
	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2）	~~川西市によるモデル整備や景観計画による情報発信~~	~~②~~	再生可能エネルギーの普及啓発	~~市役所本庁舎南側壁面に太陽光発電システムを設置し、モニターで観察できるようにするなど、地球温暖化対策（温暖化による生きものの衰退・絶滅の防止）として再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を進めていきます。~~	市民環境部	~~環境衛生課~~	C				
13	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2）	本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	①	再生可能エネルギーの普及啓発	市役所本庁舎南側壁面やキセラ川西プラザ、市消防本部に太陽光発電システムを設置し、モニターで観察できるようにするなど、地球温暖化対策（地球温暖化による生きものの衰退・絶滅の防止）として再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を進めていきます。	市民環境部	環境政策課	A	キセラ川西プラザと消防本部についてはモニターに発電状況を表示した。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセラ川西プラザと消防本部についてはモニターで発電状況を見ることができる状態であり、来場者に再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を行うことが出来た。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセラ川西プラザと消防本部については引き続きモニターで再生可能エネルギーの啓発を行う。市役所についてもモニター部品の交換を実施し、モニターでの啓発を行う。	

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

【資料1−5】

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2)	~~川西市による~~~~モデル整備や景観計画による情報発信~~	~~③~~	~~川西市都市景観形成条例の改正及び川西市景観計画の策定~~	~~川西市都市景観形成条例の改正及び川西市景観計画の策定により、市の自然や歴史文化をはじめとするさまざまな景観資源を活用し、風格のあるブランド力を備えた魅力的な景観の形成を積極的に進めていきます。~~	都市政策部	都市政策課	B				
14	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2)	本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	②	景観形成の情報発信	川西市景観計画により、市の自然や歴史文化をはじめとする様々な景観資源を活用し、魅力的な景観を周知するとともに、景観形成に向けた取組みの啓発を進めていきます。	都市政策部	都市政策課	A	・川西の魅力を高める景観創出のため、御社橋（市道275号）拡幅整備事業などで公共施設等景観形成ガイドラインの運用を行い、カルテをホームページで公開した。 ・まちなみギャラリー（写真・絵画の募集）・ビューポイント・景観の取組み紹介等の市民や事業者の活動をインターネットを使って発信することにより、参画と協働を推進する仕組みづくりを行った。 ・令和6年3月に景観計画の見直しを公表し、本編のPDF公開に加え、概要版として気軽に閲覧できる計画の紹介ページを作成した。	・公共施設を設置する各事業課において事業が昨年で終了したものが多く、件数が減った。 引き続き新規事業がある場合、維持・管理の方針が決定または変更される場合に運用してもらえるよう、関係各課に周知、カルテの作成の依頼を行っていく。 ・景観啓発の取組については、市民や事業者の活動をインターネットを使って発信することにより、事業者や市民にも情報発信できた。	今後もSNSや動画を活用することで積極的な情報発信を行い、川西らしい魅力的な景観の形成を進めていく。	
	~~基本戦略3~~	~~生物多様性保全の取り組みの強化~~	~~1)~~	~~市民生活での生物多様性保全の活動の支援~~	~~①~~	~~市民や事業者との連携による生物多様性向上（エコアップ）の推進~~	~~市民や事業者ができる身近な生物多様性の向上手法についてまとめ、HPやリーフレットとして広報し、活動を支援します。~~	~~市民環境部~~	~~環境衛生課~~	~~A~~				
15	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	1)	市民生活での生物多様性保全の活動の支援	①	外来種対策の推進	外来種の侵入経路、影響、対策の必要性や市民でも実施できる外来種対策の方法などをまとめ、市HPなどで広報するなど、外来種に対する対策を進めます。	市民環境部	環境政策課	A	以前からヒアリやセアカゴケグモについての対策、方法などを市HPに掲載しているが、R5年度は主に兵庫県から通知されたクビアカツヤカミキリ、アカミミガメ、アメリカザリガニの情報についても市HPに掲載すると同時に自然活動団体や市内部に情報提供を実施した。	主に県から提供された特定外来生物の指定情報について、市HPに迅速に掲載したり、自然活動団体にメールでの情報提供、市内部への情報発信をすることが出来た。	引き続き特定外来生物の情報を把握し、市HPへの掲載、自然活動団体や市内部への情報提供を実施していく。	

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
	~~基本戦略3~~	~~生物多様性保全の取り組みの強化~~	~~1)~~	~~市民生活での生物多様性保全の活動の支援~~	~~②~~	~~外来種対策の推進~~	~~外来種の侵入経路、影響、対策の必要性や市民でも実施できる外来種対策の方法などをまとめ、HPなどで広報するなど、外来種に対する対策を進めます。~~	~~都市政策部~~						
	基本戦略3	生物多様性保全の取り組みの強化	2)	~~川西市による文化財の指定および生物多様性向上の事業の実施~~	①	文化財保存啓発	~~天然記念物などの貴重な財産である文化財の保全を進めるとともに、以下に示した天然記念物の候補地において調査を行い、新たな指定やその普及啓発、活用を進めていきます。<黒川周辺の日本一の里山（クヌギ群落・黒川大槌の桜の森エドヒガン個体群）・黒川大原などの妙見の森ケーブル周辺のエドヒガン個体群とクヌギ群落・黒川尾上の企業の森のエドヒガン個体群やクヌギ群落・清和台東のまち山のシロバナウンゼンツツジ個体群・平野の多太神社のコジイ・カナメモチ群集・笹部の初谷川のサツキ個体群・鼓が滝のユキヤナギ個体群・出在家町（川西北小学校横）の市街地水路の水生生物群>~~	~~教育推進部~~	~~社会教育課~~	A				
16	基本戦略3	生物多様性保全の取り組みの強化	2)	本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	②	文化財保存啓発	天然記念物などの貴重な財産である文化財の保全を進めるとともに、その普及啓発、活用を進めていきます。	市民環境部	生涯学習課	A	県立一庫公園のモリアオガエルの生息地について、文化財審議委員会で協議した。	天然記念物の新たな登録に向けて進めることができた。	市指定・登録文化財（天然記念物）の普及啓発、活用を推進する。	
17	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	2)	本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	②	ため池などの保全	農業用灌漑のため、水利組合が管理するため池や農業用水路などの補修・改修、水難防止のため、安全柵の設置などへの支援を行っています。今後の改修などに際しては、ため池などにおける生物多様性の重要性に配慮し、進めていけるよう検討していきます。	市民環境部	産業振興課	A	地元水利組合等が実施する農業用施設の補修や改修の工事について支援を行うとともに、工事に際しては生物多様性の重要性に配慮して進めるよう依頼した。	地元水利組合等が農業用施設の補修や改修の工事を実施することで、農業用施設の適切な管理やため池などの保全を行うことができた。	今後も地元水利組合等が実施するため池や農業用水路などの補修や改修の支援を行うとともに、工事に際しては生物多様性の重要性に配慮するよう依頼する。	
	基本戦略3	~~生物多様性保全の取り組みの強化~~	2)	~~川西市による文化財の指定および生物多様性向上の事業の実施~~	③	生物多様性に配慮した公園・緑地管理の推進	~~市内の公園および都市緑地の管理に際しては、特に外来種の対策を強化し、生物多様性に配慮した在来種や川西市のシンボルとなる樹種などの植栽を実施していきます。~~	土木部	公園緑地課	A				

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
18	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	2)	本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	③	生物多様性に配慮した公園・緑地管理の推進	公園整備の際は、在来種の植樹に努め、特定外来生物の防除に向けた管理を実施していきます。 緑地は、生物多様性の観点から、保全する維持管理団体が継続して活動を行えるよう、公園、緑地など、みどりの維持管理活動を行う団体間の連携により、活動を高め合う仕組みづくりを行います。	土木部	公園緑地課	A	開発による提供公園について、事業者との協議を行い、在来種の植樹に努めた。 また、市内緑地において、市民活動団体主体の維持管理、緑地の清掃活動により集められたごみの回収を行うなど活動を支援し、まち山の保全に努めた。3団体が継続して維持管理を行うことができた。	公園整備の際は、在来種の植樹に努めることができた。 緑地は、継続して一部の緑地の維持管理等を市民活動団体主体で進めてもらうことができている。	公園整備の際は、在来種の植樹に努める。 引き続き、団体の支援や連携を図り、緑地の維持管理を行う市民活動団体に関する情報発信を行う。	
	基本戦略3	~~生物多様性保全の取組みの強化~~	3)	~~川西市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施~~	①	ナラ枯れ対策	~~カシノナガキクイムシによるナラ枯れが西日本を中心に被害が拡大しており、本市は被害最先端地に指定されていることもあり、被害拡大防止に取り組んでいきます。~~	市民環境部	産業振興課	A				
19	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	①	ナラ枯れ対策	カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が西日本を中心に発生しているため、被害拡大防止に取り組んでいきます。	市民環境部	産業振興課	A	被害最先端地の指定から外れたため、ナラ枯れの被害拡大防止事業は行わなかった。	ナラ枯れ被害の確認数が減少してきたため、被害最先端地から外れている。	県と連携し、ナラ枯れの発生状況等、動向を注視する。	
	基本戦略3	~~生物多様性保全の取組みの強化~~	3)	~~川西市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施~~	②	~~有害鳥獣対策~~	~~川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物の被害などの防止を目的に、個体数の調整などとしてイノシシやシカの捕獲・処分を行っていきます。~~	市民環境部	産業振興課	A				
20	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	②	有害鳥獣対策	川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物の被害などの防止を目的に、個体数の調整などとしてイノシシやシカの捕獲・処分を行っていきます。また、鳥獣による食害防止対策としての防護柵設置等に対する補助を行っていきます。	市民環境部	産業振興課	A	県猟友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的にイノシシやシカの捕獲及び処分を実施した。	県猟友会川西支部協力のもと、一定数の捕獲・処分の成果が上がっているが、農作物被害は無くなっていない。	引き続き県猟友会川西支部と連携し、イノシシやシカの捕獲・処分を行い、個体数管理を図っていく。	（委員意見）食害の防止対策をして防護柵設置等に関して補助を行っていきますと書かれているが、これについて、今、どのような支援をされているのか。 （市回答）予算の範囲内で防護柵設置に補助はしているとは聞いている。具体的な件数は担当課に確認して次回の委員会の時にお答えしたい。 （市回答）市全体の中で補助金の見直しというのをずっとやってきているが、自然活動団体については他の団体と異なり、治山・森林保全などの役割を担っていただいているので、防護柵などの補助として残っていくこととなっている。具体の金額とかはまた次回の時に詳細が言えればと思う。 （市回答）実際に森林を守っていく活動というのは非常に消耗品的なものが多く掛かるということなので、そういうものに対して補助できるようなシステムを創ろうということで令和5年度から開始したという状況になっている。詳細は、今後、この生物多様性の委員会の中で分かった段階でお話しさせていただく。 これまでの運営補助的なものから事業奨励補助という形に変更した。市も出すけれどもそれぞれの団体も出してくださいというような仕組みだったのを、その必要なものを一定補助していく制度に変更したところである。 （委員意見）シカ柵、防護柵の設置はもちろんだが、森林を保全している市内の市民活動団体さんの活動をサポート、推進できるような形で予算をお願いしたい。

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
	基本戦略3	~~生物多様性保全の取り組みの強化~~	3)	~~川西市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施~~	③	外来動物対策	~~農作物の被害などの防止、希少種を含めた在来種生態系の保全・回復のため、特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアを対象に捕獲・処分を行っていきます。~~	市民環境部	産業振興課	A				
21	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	③	外来生物対策	農作物の被害などの防止、希少種を含めた在来生態系の保全・回復のため、特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアを対象に捕獲・処分を行っていきます。また、農作物被害防止対策に対する補助を行っていきます。さらに、セアカゴケグモ、ヒアリ、アルゼンチンアリや、今後サクラやモモへの被害の拡大が懸念されるクビアカツヤカミキリについて、注意喚起や駆除に関する啓発を行っていきます。	市民環境部	産業振興課 環境政策課	A	【産業振興課】県猟友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的にアライグマやヌートリアの捕獲及び処分を行った。 【環境政策課】 セアカゴケグモ、ヒアリに加えてクビアカツヤカミキリについて、市HPや自然活動団体へのメールで注意喚起や駆除に関する啓発を行った。	【産業振興課】特にアライグマの捕獲依頼申請数及び捕獲数が多く、農作物被害等が多数発生している。 【環境政策課】主に県から提供された特定外来生物の指定情報について、市HPに迅速に掲載したり、自然活動団体にメールで情報提供することが出来た。	【産業振興課】引き続き県猟友会川西支部と連携し、アライグマやヌートリアの捕獲・処分を行い、農作物被害等の防止に努めていく。 【環境政策課】引き続き市HP上や自然活動団体へのメールで外来生物の注意喚起や駆除に関する啓発を行っていく。	
	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民・団体、企業などとの連携の構築	①	生物多様性に関する情報交換の場の提供	~~生物多様性に関する取り組みを行っている市民、市民活動団体、事業者などが交流、情報交換などができる機会や場所を設けます。~~	市民環境部	環境衛生課	A				
22	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	①	生物多様性に関する情報交換の場の提供	生物多様性に関する取組みを行っている市民、市民活動団体、事業者などが交流、情報交換などができる機会や場所を設けます。 「黒川を中心としたまちづくり方針」に基づき、旧黒川小学校グラウンド内に川西市黒川里山センターを整備します。里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、生物多様性に関する情報を発信していきます。	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、R5年に川西市黒川里山センターの新棟を整備した。黒川里山センターは令和5年度より指定管理者による管理運営をおこなっており、旧黒川小学校の南北棟で里山学習の受け入れや生物多様性に関するフィールドワークを周辺施設や関係団体と協力して行った。	令和5年度に川西市黒川里山センターの管理運営を指定管理者が行い、旧黒川小学校南北棟を拠点として生物多様性に関する事業を行うことができた。引続き情報発信していくとともに、地域外の担い手である関係人口の拡大による地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	R6年度に南北棟の耐震改修工事を行い令和7年度には3棟揃った運営を行う。今後もセンターを中心として情報発信を行っていく。	
23	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	②	森林ボランティアの支援	森林の保全に取り組む森林ボランティア団体の活動支援を行い、日本一の里山と言われる黒川地区の里山を含めた森林の整備に努めていきます。	市民環境部	産業振興課	A	黒川地区の里山を含めた森林の整備を行う市内の森林ボランティア5団体に補助金を交付することで、活動支援を実施した。	各ボランティア団体が黒川地区の里山を含めた森林の整備や保全の活動を継続することができた。	森林ボランティア団体だけでなく、森林保全に取り組む団体等へ支援を広げ、森林の整備や保全に努めていく。	

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民・団体、企業などとの連携の構築	③	~~まち山の再評価~~	~~市街地に点在するまち山について、生物多様性の拠点として再評価するとともに、今後の保全や活用について、市民との協働の方法などを検討します。~~	土木部	公園緑地課	A				
24	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	③	自然や景観への保全活動をサポート	市街地に点在する自然環境や景観については、市民団体や事業者などが実施する保全活動へのサポート方法を検討します。	都市政策部 市民環境部	都市政策課 環境政策課	C	−（新たな指標）	−（新たな指標）	次年度以降の取組み実施に向け、関係各課で内容を調整、検討する。	（委員長意見）評価が”C”になっている。 （市回答）公園緑地課に新たな補助とかそういった部分ができないかなというご相談があった。そういった部分の中で、都市政策課の方に相談が行き、新たなことが考えられるのか、または、違う方法がないのかとか試行錯誤しているところである。
	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民・団体、企業などとの連携の構築	④	~~事業者との連携および生物多様性戦略作成の応援~~	~~兵庫県立一庫公園、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所、国崎クリーンセンターなど生物多様性の拠点となる地点を管理する事業者などと連携し、生物多様性の保全活動の推進や各事業者、団体による生物多様性（学校・企業・公園など）戦略の作成を応援します。~~	市民環境部	環境衛生課	D→C				
25	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	④	事業者との連携及び生物多様性戦略作成の応援	兵庫県立一庫公園、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所、国崎クリーンセンターなど生物多様性の拠点となる地点を管理する事業者などと連携し、生物多様性の保全活動を推進します。	市民環境部	環境政策課	A	環境フェスタを12月に開催した。その中で国崎クリーンセンター啓発施設ゆめほたるの活動内容を紹介するなど、団体、事業者と連携・協力を維持することができた。	環境フェスタを通じて団体、事業者の活動を市民に紹介することが出来た。	今後も環境フェスタなどを通じて団体、事業者と連携・協力を維持していきたいと考えている。	
26	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	2)	兵庫県や市民団体との既存事業の継続	①	北摂里山博物館構想	都会近くに残された北摂の里山地域一帯を「北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）」として整備し、生産活動はもとより環境学習、野外活動など、訪れる人々それぞれのニーズにあわせて利活用していくことを通じ、北摂里山の持続的な保全を図り、北摂地域の活性化につなげていく取組みを兵庫県と連携して実施していきます。	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として黒川里山センター新棟を整備した。	令和5年度に川西市黒川里山センター南北棟の管理運営を指定管理者が行い、子どもを中心とした里山体験学習等の事業を行った。引続き関係人口の拡大を図り地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	R6年度に南北棟の耐震改修工事を行い令和7年度には3棟揃った運営を行うため、センターを中心とした北摂里山を持続的に保全しつつ、地域の活性化につながる取組を展開していく。	

【資料1−5】

生物多様性ふるさと川西戦略　進捗状況調査（令和5年度）

自己評価の評価方法
A　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B　目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C　実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D　実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

凡例　改訂で削除した施策　　改訂で新設した施策

No.	基本戦略				施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和５年度の実施状況	成果と課題	今後の方向性	専門委員意見と回答
27	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	2)	兵庫県や市民団体との既存事業の継続	②	NPOなどと連携した河川美化の実施	猪名川水系の美化環境を保全し、豊かな生物多様性を守るために、NPOなどが実施する河川美化活動を支援し、発生した廃棄物の収集、処理などを行っていきます。	美化衛生部	美化推進課	A	NPOなどが実施する河川美化活動の支援として、ごみの収集を8回実施した。	NPOなどと連携し、ごみの収集を行った。	引き続き、NPOなどが実施する美化活動を支援していく。	
							全体に対する意見							（委員意見）関係者が出席して、一緒に協議していただくことが可能であれば、ぜひお願いしたい。 （市回答）今回頂いたご意見は各所管課にフィードバックして、ちゃんと検討してもらおうと考えている。お話とかご意見とか掘り下げていく部分とか、逆に担当の方がご意見いただいて考えたうえで分からないこととかさらに意見を聞きたいところとかの部分については次回の時に出席を求めて進めようと考えている。 （市回答）黒川里山センターについてNPO法人の“コクリオの森”さんというところに指定管理をお願いしているが、様々な地域の自然観察であるとか工夫をいただいているので、またそういうことについて、活動報告などをこの場でしていただいたらいいなという感じもするので、検討したい。

資料②

環境の概況

令和６年度版

川　　西　　市

目　　次

第１章　川西市の概要　1
- 第1節　位置及び地勢　1
- 第2節　気候　2
- 第3節　土地（都市計画用途地域の割合）　2
- 第4節　人口及び世帯数　3
- 第5節　その他　3

第２章　川西市の環境行政施策　4
- 第1節　組織及び事務分掌　4
- 第2節　審議会　5
- 第3節　シンポジウム、環境フェスタ　7

第３章　環境啓発の取り組み　9
- 第1節　環境基本条例　9
- 第2節　第２次環境基本計画　11
- 第3節　川西市環境率先行動計画の実践　19
- 第4節　その他の環境啓発　24

第４章　ごみの減量化・リサイクル　26

第５章　大気汚染　29
- 第1節　大気の汚染に係る環境基準等　29
- 第2節　大気汚染状況測定地点　32
- 第3節　大気汚染の現況　33

第６章　水質汚濁　48
- 第1節　水質汚濁に係る環境基準等　49
- 第2節　猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定　55
- 第3節　ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査　61

第７章　騒音、振動　62
- 第1節　環境基準及び要請限度　63
- 第2節　一般地域等における環境騒音の現況　66
- 第3節　自動車騒音及び道路交通振動の現況　68
- 第4節　航空機騒音の現況と対策　72
- 第5節　騒音・振動防止対策　76

第８章　悪臭　79

第９章　ダイオキシン等の新たな化学物質問題　82
- 第1節　ダイオキシン類　82
- 第2節　外因性内分泌攪乱化学物質　84
- 第3節　アスベスト　85
- 第4節　香害　85

第10章　公害防止計画　86

第11章　公害の苦情　87

第１章　川西市の概要

第１節　位置及び地勢

本市は兵庫県の南東部に位置し、西には宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、東は大阪府池田市と箕面市に、そして北は能勢町と豊能町に隣接しています。

本市の面積は53.44㎢で、市域は東西6.5㎞、南北15.0㎞と東西に狭く南北に細長い形をしており、周囲は約59㎞です。

本市の地勢は、市南部を東西に横断する有馬－高槻構造線より北側には山地が広がり、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定されています。また、南側の地域には平野が広がっています。

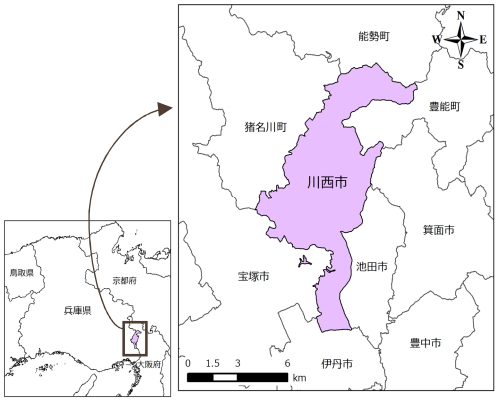

【図 1-1　川西市の位置】

中北部の山地は、急峻な地形の箇所は少なく、比較的なだらかな山並みを見せ、豊かな自然環境を作っています。恵まれた自然環境と大阪や阪神臨海方面への交通が至便であるという好条件のもと、大阪経済圏の住宅都市として昭和40年代から急激に開発が進み、現在に至っています。

また、市中部には清和源氏発祥の地として有名な多田神社、南部には弥生時代の暮らしを物語る加茂遺跡や栄根遺跡などの史跡も点在しています。

市の中心部である川西能勢口駅周辺では、再開発事業が進められ、交通拠点機能を基本に、商業･業務機能及び文化行政などの高次都市機能を集積し、「川西の顔」にふさわしい都市核の形成をめざしています。

市南部にはJR宝塚線、阪急電鉄宝塚線が東西方向に走り、大阪方面と宝塚･三田方面を結んでいます。また、南北方向には能勢電鉄が市内を縦断しています。

高速道路（自動車専用道路）は、市南部に中国縦貫自動車道が東西方向に横断し、市南東部には阪神高速道路大阪池田線が走り、市内に阪神高速道路川西小花出入路が設置されています。市北部に新たに平成30年3月18日新名神高速道が全線開通し、市内に新名神高速道路川西インターが設置されました。また、国道は176号が市南部を東西に横断し、大阪方面と宝塚･三田方面を結び、173号が南北方向に縦断しています。

【表 1-1　川西市の地勢】

市役所所在地	位　置	広ぼう(㎞)		海抜(m)		面積(㎢)
	緯経度	東西	南北	最高	最低	
中央町12番1号	北緯　34°49′37″ 東経 135°25′12″	6.5	15.0	660.1	15.0	53.44

第２節　気候

本市の気候は比較的温暖で、夏から秋にかけては梅雨と台風の影響を受け、降水量が多くなります。令和2年度以降は、は指令システム更新事業に伴い、未測定のためデータがございません。

【表 1-2　本市の気象の状況】

区分	気温（℃）			降水量	平均湿度
	最高	最低	平均	（㎜）	（%）
平成 30 年	39.8	△4.6	16.3	1,883.5	71.0
令和元年	38.3	△2.2	16.5	1,099.0	70.7
令和 2 年	-	-	-	-	-
令和 3 年	-	-	-	-	-
令和 4 年	39.3	△3.9	16.2	1181.0	68.7
令和 5 年	39.0	△4.6	16.7	1374.5	70.2

第３節　土地（都市計画用途地域の割合）

本市の市街化区域は2,258haで、その用途地域の割合は表1－3のとおりです。また、市街化調整区域は3,086haで、全体の約58%を占めています。

【表 1-3　川西市の都市計画用と地域の現況】

（令和4年度末現在）

区分	面積（ha）	構成比（%）
都市計画区域	5,344	100.0
市街化区域	2,258	42.3
市街化調整区域	3,086	57.7

用途地域	面積（ha）	構成比（%）
第一種低層住居専用地域	1,130	50.0
第二種低層住居専用地域	11	0.5
第一種中高層住居専用地域	170	7.5
第二種中高層住居専用地域	244	10.8
第一種住居地域	188	8.3
第二種住居地域	180	8.0
準住居地域	9.2	0.4
田園住居地域	-	-
近隣商業地域	98	4.4
商業地域	18	0.8
準工業地域	100	4.4
工業地域	110	4.9
工業専用地域	-	-
合計	2,258	100

第４節　人口及び世帯数

【表 1-4　川西市の人口の推移】

年　次	世帯数	人口	備　　考
平成23年	61,050	155,981	9月末の推計人口
平成24年	61,176	156,095	9月末の推計人口
平成25年	61,847	156,056	9月末の推計人口
平成26年	62,287	155,881	9月末の推計人口
平成27年	62,751	155,507	9月末の推計人口
平成28年	62,991	155,839	9月末の推計人口
平成29年	63,252	155,206	9月末の推計人口
平成30年	63,435	154,315	9月末の推計人口
令和元年	63,782	153,597	9月末の推計人口
令和2年	63,992	152,483	9月末の推計人口
令和3年	63,768	151,796	9月末の推計人口
令和4年	64,273	151,091	9月末の推計人口
令和5年	64,555	150,085	9月末の推計人口

本市統計要覧より

第５節　その他

１．市章

川西を図案化したもので、中央の「川」は川西の「川」と市内を流れる猪名川を兼ねて表しています。全体の円形は「西」を丸くしたもので、平和と円満を表しています。

川西市の市章

２．市花

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「りんどう」に決定しました。昔川西をひらいた源氏が旗印にササリンドウを使用していたので、市花として最適であるという意見が多かったことによるものです。

市花（りんどう）

３．市木

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「さくら」に決定しました。市内の名所旧跡に多く咲き、春の野山を彩って市民を楽しませる桜が選ばれました。

市木（さくら）

４．シンボル・キャラクター

川西オリジナルのキャラクターとして、平成20年に公募により誕生しました。キャラクター・イメージの金太郎は、源頼光の家臣坂田金時がモデルとされ、本市に金時のお墓があります。

きんたくん

第２章　川西市の環境行政施策

第１節　組織及び事務分掌

本市における主要な環境関連施策は、令和5年度より組織4部5課で行っております。各部課における事業概要はそれぞれ下図のとおりです。

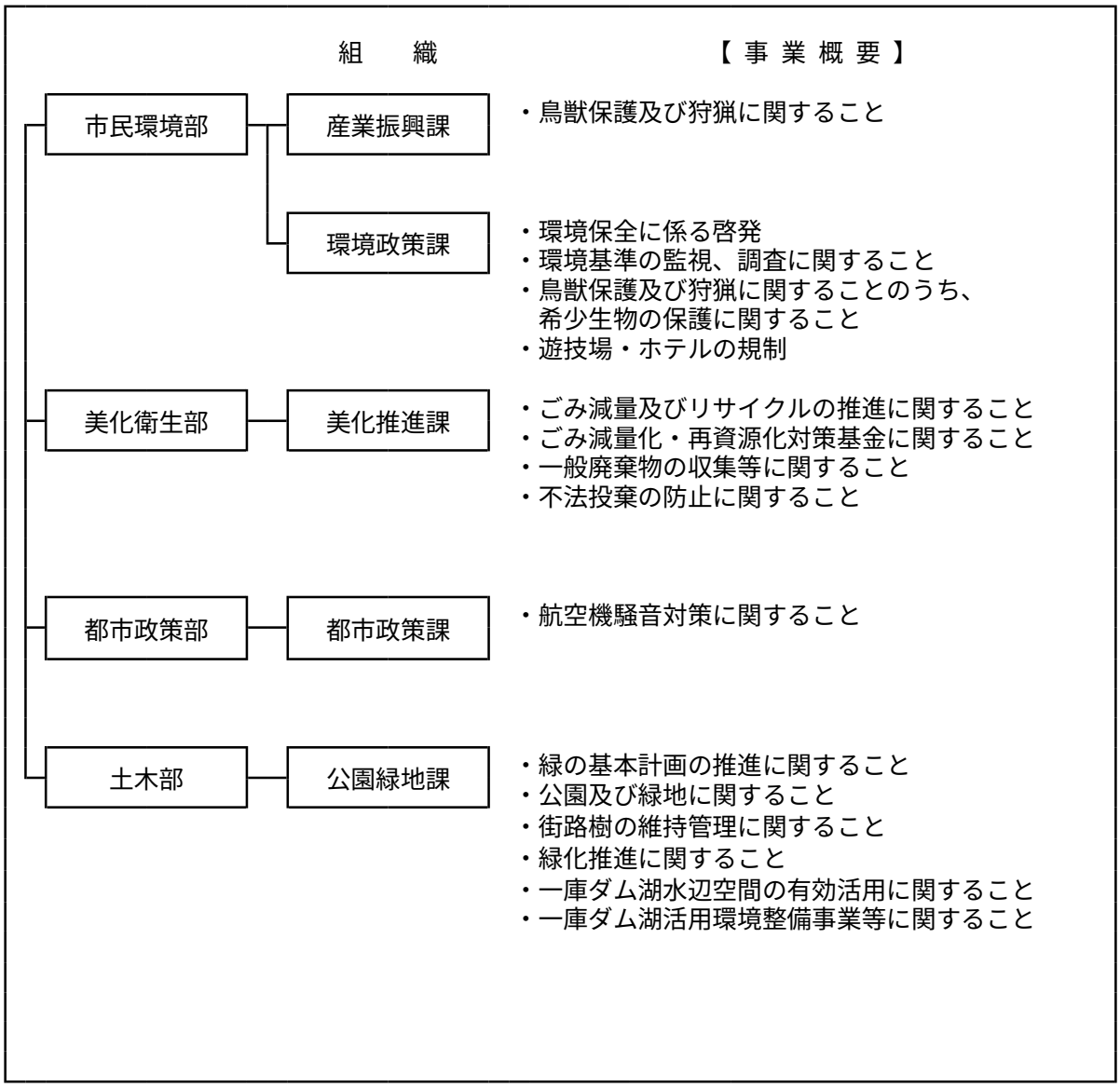

【図 2-1　環境関連施策事業概要（令和 6 年 3 月 31 日時点】

第２節　審議会

１．環境（保全）審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する等のために、環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づく、環境審議会を設置しています。審議会の定員は、環境基本条例で２０人以内と規定されておりますが、令和６年３月現在の構成は、学識者５名、市民４名、関係行政機関の職員１名の計１０名となっています。

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表 2-1　環境審議会開催状況】

年　度	開　催　日	議　題　等
平成14年度	平成14年4月23日	①「広域ごみ処理施設建設に伴う環境影響評価実施計画書に係る市長意見について」の報告を受ける。 ②「川西市環境政策課の取り組みについて」の報告を受ける。
平成15年度	平成15年6月26日	①市長の諮問「新しい課題に適応した川西市の環境施策のあり方について」を受ける。 ②市長の諮問「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に係る公聴会開催規則の基本的な考え方について」を受け答申する。 ③「川西市公文書公開条例改正に伴う川西市環境保全審議会会議公開制度運用要綱の改正について」報告を受ける。
	平成16年2月27日	①市長の諮問「川西市環境保全審議会規則の改正について」を受け、答申する。 ②「広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書」について報告を受ける。
平成16年度	平成16年8月4日	市長の諮問「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に対する市長意見について」を受け、審議する。
	平成16年8月23日	猪名川上流広域ごみ処理施設建設予定地及び周辺に係る環境の現況を視察・確認を行う。
	平成16年9月2日	平成16年8月4日付け諮問事項の継続審議を行う。
	平成16年9月29日	平成16年8月4日付け諮問事項を継続審議し、答申をまとめる。
	平成16年10月6日	平成16年8月4日付け諮問事項について答申
	平成17年2月18日	平成15年6月26日付け諮問事項の継続審議
平成17年度	平成17年9月16日	平成15年6月26日付け諮問事項の継続審議を行う。 報告①アンケート調査による川西市の環境の現状把握と課題 ②環境基本計画の位置づけについて ③同計画の環境の範囲について 議題：環境基本条例の審議 ①今日の環境課題 ②川西市の環境施策の動向 ③環境基本条例の位置づけ及び基本的な項目について
	平成17年10月13日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、環境基本条例について継続審議を行う。
	平成17年10月28日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、環境基本条例について継続審議を行う。
	平成17年11月16日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、環境基本条例のあり方に関する部分についての答申案を審議
	平成17年12月8日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、「環境基本条例のあり方について」答申
	平成18年1月26日	環境基本計画の概要案について審議
平成18年度	平成18年4月25日	環境基本計画素案、第1章から第4章について審議
	平成18年5月30日	環境基本計画素案、前回修正分と第5章について審議
	平成18年8月10日	環境基本計画素案、地区環境会議の開催結果と計画への反映について審議
	平成19年3月9日	環境基本計画素案について審議
	平成19年3月23日	環境基本計画答申案について審議
平成19年度	平成19年8月28日	環境保全条例の改正について審議
	平成20日3月18日	環境保全条例改正作業について経過報告

年　　度	開　催　日	議　題　等
平成20年度	平成21年1月29日	①環境保全条例改正作業について経過報告 ②環境基本計画平成19年度活動・実施状況報告書（案）についての報告
平成21年度	平成22年2月12日	①環境保全条例改正作業について経過報告 ②川西市環境率先行動計画の平成20年度実績報告についての報告
平成22年度	平成23年3月24日	①川西市環境率先行動計画（第3次計画）策定の報告 ②環境保全条例の改正経過報告
平成23年度	平成24年3月21日	①環境保全条例及び規則改正案について審議 ②川西市環境率先行動計画<平成22年度>実績報告について
平成25年度	平成25年5月29日	①生物多様性地域戦略の策定について（諮問） ②環境審議会規則の改正について
	平成26年3月24日	①会長、副会長の選出について ②生物多様性かわにし戦略の策定状況の報告について
平成26年度	平成26年12月22日	生物多様性ふるさと川西戦略案について審議
平成27年度	平成27年6月8日	川西市環境基本計画の改定について（諮問）
	平成27年12月3日	①環境に関する意識調査の方法等について検討 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会の設置について
平成28年度	平成28年4月25日	①意識調査の結果報告 ②川西市環境基本計画改定の骨子の検討
	平成28年7月25日	第2次川西市環境基本計画素案（第1章～第3章）の審議
	平成28年10月6日	第2次川西市環境基本計画素案（第4章）の審議
	平成28年12月1日	①第2次川西市環境基本計画素案（第5章）の審議 ②答申に向けた最終の審議
	平成29年1月10日	川西市環境基本計画の改定について（答申）
平成29年度	平成29年11月13日	①第2次環境基本計画の進行管理と今後の方向性について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について
平成30年度	平成30年8月3日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和元年度	令和元年11月22日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和3年度	令和4年2月7日	①第２次川西市環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第３次川西市環境基本計画の策定等について
令和4年度	令和4年6月27日	①第２次川西市環境基本計画の総括について ②第３次川西市環境基本計画の策定について
	令和4年12月19日	①本市における温室効果ガス排出量の算出方法について ②生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について ③川西市環境基本計画と生物多様性ふるさと川西戦略のアンケート調査について
令和5年度	令和5年7月5日	①生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について ②環境の概況（令和4年度）について ③第3次川西市環境基本計画策定等について
	令和5年10月5日	①環境の概況（令和５年度）について ②第3次川西市環境基本計画の答申について ③生物多様性ふるさと川西戦略（改訂版）の答申について

２．生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会

本市では、川西市環境審議会規則（平成18年規則第44号）第4条の規定に基づき、専門部会を必要に応じて設置しています。審議会の定員は、20人以内と規定されています。

【表 2-2　生物多様性専門部会開催状況】

年　　度	開　催　日	議　題　等
平成29年度	平成29年4月13日	①生物多様性ふるさと川西戦略の現状と課題 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進に係る今年度の方向性
令和4年度	令和4年5月16日	①生物多様性ふるさと川西戦略の令和３年度計画進捗状況について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③生物多様性ふるさと川西戦略の計画改訂について
	令和4年11月11日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」第１期計画の総括について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂概要及び今後のスケジュールについて ③「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂内容について ④「生物多様性ふるさと川西戦略」のアンケート調査の実施について
令和5年度	令和5年5月19日	①令和４年度　環境に関する意識調査結果について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂について ③「生物多様性ふるさと川西戦略」利用の地図情報の更新等について
	令和5年8月3日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」の改訂について

第３節　シンポジウム、環境フェスタ

１．生物多様性ふるさと川西戦略／環境基本計画シンポジウム

本市では令和4年度までシンポジウムを開催し、市内における活動団体によるパネルディスカッションにより情報交換や情報発信を行っていました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止し、令和3年度は、シンポジウムの代わりに川西市で活動する自然活動団体を紹介する冊子作成やパネル展示会を開催し、情報発信に努めました。

※令和２年度、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表 2-3　シンポジウム開催状況】

年　　度	開　催　日	参加団体数	参加人数	コーディネーター	テーマ
平成29年度	平成30年2月12日	17団体	255人	服部保氏 牛尾功氏 武田義明氏	思うぞんぶん語り合おう！！ 知ってもらおう我らの活動　感じてもらおう川西の自然のすばらしさ
平成30年度	平成30年11月23日	22団体	160人	服部保氏 上田萌子氏	つながろう！地域を越えて　とどけよう！未来へ ひろがれ！自然活動の輪
令和元年度	令和2年2月9日	18団体	190人	上田萌子氏	みんなで学ぼう！川西の自然 伝えよう！自然を守る私たちの活動
令和4年度	令和5年1月29日	14団体	90人	服部保氏	ミライの川西のため　イマ出来ること SDGｓを通して見える世界

【図 2-2】令和４年度シンポジウムの様子

2. 環境フェスタ

より多くの方々（主に子ども）が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、令和5年度よりシンポジウムに代えて、「川西市環境フェスタ」と題して自然や環境を身近に感じる体験イベント(葉っぱや木でしおりを作る等)や展示(オオムラサキ、エドヒガン、セミの抜け殻の展示等)を行いました。

【表 2-4　環境フェスタ開催状況】

年　　度	開　催　日	参加団体数	参加人数	テーマ
令和５年度	令和5年12月9日	25団体	200人	「川西市環境フェスタ」で自然にあるもので遊び、学ぼう

【図 2-3】令和５年度環境フェスタの様子

第３章　環境啓発の取り組み

環境問題の多くは、私たちの通常の社会経済活動に起因し、多岐に渡り、直ちに問題を解決することが困難になってきています。身近な所から環境問題を考えると共に地球規模で環境問題を考えていかなければなりません。そうしたことから、市民･事業者･行政がそれぞれの立場で地球環境保全に向けた取り組みをしていく必要があります。

第１節　環境基本条例

環境基本条例は、本市における環境の保全と創造について、基本理念と施策の基本となる事項を明らかにし、その実施を図るための各種環境施策を総合的かつ体系的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とします。この条例は、環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針として役立てていくためのものです。そのため、この環境基本条例は理念条例と位置づけられます。したがって、具体的な施策については、環境基本条例の基本理念に基づいて、関係者が連携を計りながら、環境基本計画や個別の条例によって取り組むこととなります。

１．環境の保全と創造に関する基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境･文化環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的に豊かな環境を整えていくことが必要です。そのために、市、市民及び事業者による協働の取組が求められています。

したがって、環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

⑴ 環境の保全と創造に関する取組は、市、市民及び事業者など、すべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。

⑵ 猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。

⑶ すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。

⑷ 地域における歴史的･文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。

⑸ 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

２．市、市民及び事業者の責務

川西市の地域環境は、川西市のすべての人たちが積極的に係わり、協働して取り組んでいくことで、良好な状態を保ち、また改善への成果を挙げることができます。そして、その取組がもたらした地域環境を未来の川西市民に引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが有しています。

とりわけ、今残されている多様な自然生態系への配慮、循環型社会形成にむけたライフスタイルのあり方、人類共通の課題である地球環境問題に、川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります。

(1) 市の責務

① 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないこと。

② 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。

③ 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に調整し、推進するため、必要な体制を整備しなければならないこと。

④ 市は、環境の保全と創造のため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と連携して取組を行うよう努めなければならないこと。

(2) 市民の責務

地球温暖化や資源の問題など、市民の日常活動に関連して起きている環境負荷は、産業界によるものと同じレベルにあるといわれています。日常生活で、省エネや省資源に努めることのできるようライフスタイルを変換していくことはとても意義のあることになります。

① 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。

② 市民は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ること。

③ 市民は、自ら環境の保全と創造に努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めること。

④ 市民は、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民が相互に、または市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

（3）事業者の責務

事業者は、事業活動のすべてにおいて、環境負荷の低減、環境の保全と創造に配慮する必要があります。環境問題への対応において、法的な規制･基準を守ることは最低限の遵守事項として位置づけられます。それ以上に、みずからの事業活動の環境負荷の大きさを総合的に判断し、自発的な環境負荷の低減を行うことが求められています。

① 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減、その他の環境の保全と創造に資するために必要な措置を講じなければならないこと。

② 事業者は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。

③ 事業者は、その事業活動に関し、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないこと。

④ 事業者は、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないこと。

３．環境の保全と創造に関する基本方針

環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
(2) 公害を防ぎ、大気、水、土壌などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
(3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的･文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
(4) 廃棄物の発生･エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。

第２節　第２次環境基本計画

平成18年7月に施行されました川西市環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための環境基本計画を平成19年4月に策定しました。その後、前計画の基本的な考え方や取り組みを継承しつつ、これからの時代を見据えたより具体性･実現性の高い新たな第2次川西市環境基本計画を平成29年3月に策定しました。

第２次環境基本計画は、令和５年度までを計画期間としており、対象とする環境の分野を「自然環境」「都市･生活環境」「歴史的･文化的環境」「地球環境」「環境行動」の5つとして、それぞれに「めざすべきまちの姿」「取り組みの基本方針」「具体的な取り組み」を設けています。

※第２次環境基本計画は計画期間が令和５年度までであったことから、令和６年３月に第３次川西市環境基本計画を策定しました。

１．めざすべきまちの姿

(1) 自然環境
豊かな生態系と自然環境を守り、育み、人と自然が共生するまち

(2) 都市･生活環境
静かで美しく、安心して暮らせるまち

(3) 歴史的･文化的環境
太古の昔から編み続けられる歴史･文化環境を継承するまち

(4) 地球環境
将来世代の環境を守るためにできることから取り組むまち

(5) 環境行動
市民が環境への高い関心と意欲を持ち、自ら行動するまち

２．取り組みの基本方針

(1) 自然環境
河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図る

(2) 都市･生活環境
健康で快適な住環境を維持するとともに、美しい都市景観の形成を図る

(3) 歴史的･文化的環境
　地域の歴史的文化的遺産やコミュニティを活かし、愛情の持てる地域環境づくりを図る
(4) 地球環境
　廃棄物の排出及びエネルギーの消費を抑制し、地球環境の保全に寄与する
(5) 環境行動
　市民の環境への理解を深めるとともに、環境保全活動の活性化を図る

３．具体的な取り組み

　具体的な取り組みとしては、市が中心となって進める「環境施策」と、市、市民、事業者のみんなで取り組む「環境配慮指針」から成り立っています。また、第2次環境基本計画からそれぞれの地域が抱える課題やめざすべき姿は多様であることから地域別の環境配慮指針である「地域別環境配慮指針」を定めています。

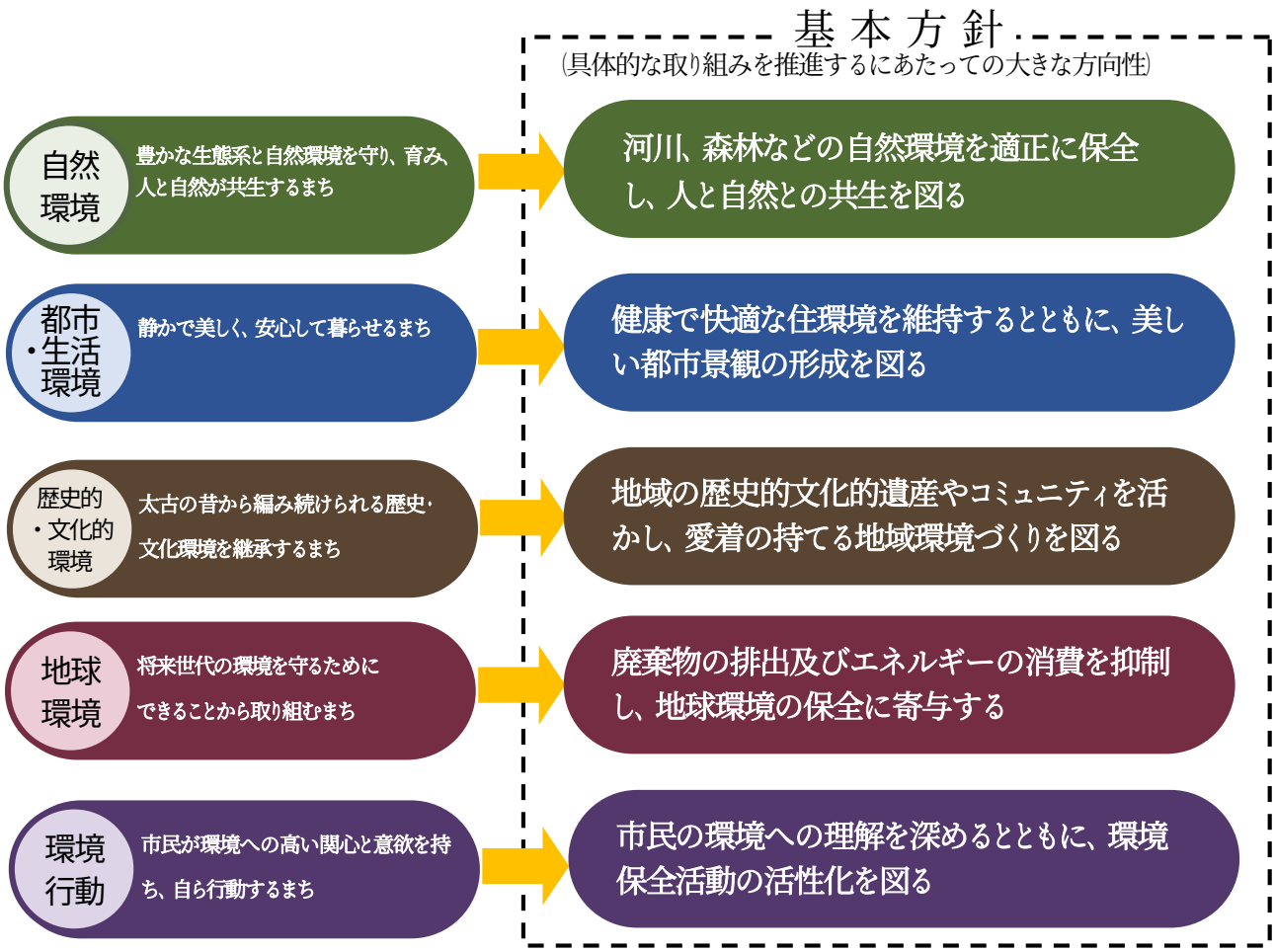

【図 3-1　具体的な取り組みの流れ】

市が中心になって進める環境政策

自然環境

豊かな生態系と自然環境を守り、育み、人と自然が共生するまち

〈基本方針〉
河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図る

里山の保全	里山保全活動の促進・支援
	里山保全活動を行う人材の育成
水辺の保全	河川の美化
	親水空間の整備
農地の保全	環境保全型農業の促進
	農業の保護・活性化
生物多様性の保全	生物多様性に悪影響を与える生物への対策
	地域に生息する生物多様性の保全
	「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な推進

都市・生活環境

静かで美しく、安心して暮らせるまち

〈基本方針〉
健康で快適な住環境を維持するとともに、美しい都市景観の形成を図る

環境美化の推進	路上喫煙、ポイ捨て、不法投棄等の防止
	違法駐車・放置自転車対策
住環境の安全・安心の向上	公害等による影響の防止
	住環境の快適マナーの向上
	道路の安全性の向上
良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした景観の形成
	まちなかの緑化の促進

歴史的・文化的環境

太古の昔から編み続けられる歴史・文化環境を継承するまち

〈基本方針〉
地域の歴史的文化的遺産やコミュニティを活かし、愛着の持てる地域環境づくりを図る

歴史的・文化的資源の保存と継承	歴史的・文化的資源の保存・啓発
	市民による歴史的・文化的資源の保存・継承活動への支援
歴史・文化活動の促進	歴史的・文化的資源を活用した地域活性化

地球環境

将来世代の環境を守るためにできることから取り組むまち

〈基本方針〉
廃棄物の排出及びエネルギーの消費を抑制し、地球環境の保全に寄与する

循環型社会の形成	省資源・リサイクルの推進
地球温暖化対策	省エネルギーの促進
	再生可能エネルギーの導入促進
	公共交通の利用促進（モビリティ・マネジメント）
	フロン類の適正処理

環境行動

市民が環境への高い関心と意欲を持ち、自ら行動するまち

〈基本方針〉
市民の環境への理解を深めるとともに、環境保全活動の活性化を図る

環境情報の発信と共有	環境情報の発信と共有
環境学習等の促進	環境学習、環境教育の拡充
	環境学習に係る基盤の整備
環境保全活動の促進	環境保全活動への参加の促進
	環境保全活動への支援

市、市民、事業者、みんなで取り組む環境配慮指針

❖ 自然環境に関する環境配慮指針

山や川の自然を守るために	自然環境を保全する活動に参加しましょう。
	地域にもとからいる多様な生き物の生息･生育環境を大切にしましょう。
市内の農地を守るために	市民農園などで農業に触れましょう。
	できるだけ地元の農産物を食べましょう。
	環境保全型農業に取り組みましょう。
地域固有の生態系を守るために	ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。
	外来生物に対する正しい知識を身につけましょう。
	希少な動植物を保護する活動に参加しましょう。

❖ 都市･生活環境に関する環境配慮指針

まちをきれいにするために	ポイ捨てや不法投棄等を絶対にしないようにしましょう。
	家の周りなど身近な場所を掃除してきれいに保ちましょう。
	地域活動やボランティア活動を通じて、公園や道路など地域の美化活動に参加しましょう。
	自動車や自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないようにしましょう。
住環境を守るために	違法な野焼きをしないようにしましょう。
	近所迷惑になる騒音を出さないようにしましょう。
美しい街並みをつくるために	身近な生活空間に緑を増やしましょう。
	地域ごとの街並みや景観の調和を大切にしましょう。

❖ 歴史的･文化的環境に関する環境配慮指針

歴史的･文化的資源を守るために	受け継がれてきた歴史や伝統、文化を次世代に継承していきましょう。
	身近な歴史や文化に触れ、理解を深めましょう。
歴史･文化を感じるまちにするために	歴史･文化をテーマにしたイベントに参加しましょう。
	川西市の歴史や文化を全国に発信しましょう。

❖ 地球環境に関する環境配慮指針

資源を有効活用するために	ごみとして捨てるものを減らしましょう。
	ものを再利用しましょう。
	ごみを再資源化しましょう。
地球温暖化を防ぐために	電気やガスの消費量をチェックし、無駄遣いをなくしましょう。
	家電製品、給湯器、自動車、住宅などは省エネ性能の高いものを選びましょう。
	再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。
	安易なマイカー利用を控え、公共交通や徒歩･自転車を利用しましょう。
フロン類の流出を防ぐ	フロン類の適正管理をしましょう。
	無許可の廃品回収業者に回収を依頼しないようにしましょう。
持続可能な社会を形成していくために	事業活動に環境マネジメントシステムを導入しましょう。

❖ 環境行動に関する環境配慮指針

環境への理解を深めるために	環境講座や自然観察会などに参加しましょう。
	環境関連の計画について調べましょう。
	地域活動やボランティアについて調べましょう。
環境保全活動を盛り上げるために	身近な地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
	自ら指導員や補助員として環境教育に協力しましょう。
	環境保全活動の内容を発信しましょう。
	環境保全活動団体同士の交流を持ちましょう。

（１）北部・北地域の環境配慮指針

① 自然環境を生かしたレクリエーション、環境学習の推進

地域の特性である豊かな自然を活用し、自然と触れ学ぶ場の整備とともに学習機会の拡充を進め、市民の環境意識に向上を図っていくことが求められています。

② 自然環境の保全

豊かな恵みをもたらしてくれる自然環境を保全し、次世代がその恩恵を享受することのできるよう維持していくことが求められています。

③ 里山文化の維持・継承

長い年月をかけて受け継がれてきた里山文化を後世に継承していくため、市･市民･事業者みんなで保全に取り組んでいく必要があります。

④ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

（２）北部・南地域の環境配慮指針

① 上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取組んでいく必要があります。また、少子高齢化が進む大規模住宅団地においては、市民と市等が協働し持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続していくことが求められています。

② 公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である能勢電鉄や地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

③ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

④ 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、新名神高速道路及び関連道路の周辺では、「新名神高速道路 IC 周辺土地利用計画」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けた開発･建設となるよう、適切な配慮を行う必要があります。

⑤ 歴史的・文化的資源の保存・活用

川西市郷土館等の地域を特徴づける貴重な歴史的･文化的拠点における学びの場、機会を充実し、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史･文化を次世代に継承していくことが求められています。

（３）中部・西地域の環境配慮指針

① 上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取り組んでいく必要があります。また、少子高齢化が進む大規模住宅団地においては、市民と市等が協働し持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続していくことが求められています。

② 公共交通の維持・活性化

本市の基幹公共交通である阪急バス（川西猪名川線）及び地域内公共交通の維持に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

③ 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、シロバナウンゼンツツジの群生地など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

④ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

（４）中部・東地域の環境配慮指針

① 上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取り組んでいく必要があります。また、少子高齢化が進む大規模住宅団地においては、市民と市等が協働し持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続していくことが求められています。

② 公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である能勢電鉄及び地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

③ 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、エドヒガンの群落など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

④ 歴史的・文化的資源の保存・活用

多田神社や多太神社などの地域を特徴づける貴重な歴史的･文化的拠点における地域の歴史･文化と触れ合える場と機会を充実し、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史･文化を次世代に継承していくことが求められています。

（５）南部・JR 北地域の環境配慮指針

① 魅力ある都心核の形成

魅力ある都心核の形成を目指して、川西能勢口周辺地域の美化の促進及びキセラ川西（中央北地区）の整備を進め、中心市街地にふさわしい賑わいを形成していく必要があります。

② 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、川西北小学校前を流れる水路など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

③ 歴史的・文化的資源の保存・活用

満願寺や小戸神社などの地域を特徴づける貴重な歴史的･文化的拠点に、地域の歴史･文化と触れ合える場と機会を拡充していくことで、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史･文化を次世代に継承していくことが求められています。

④ 安全・安心な住環境の維持

中心市街地として都市機能の集積を進めるとともに、住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化･緑化の推進及び安全で安心な環境の維持に取り組んでいく必要があります。

⑤ 公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である JR、阪急電鉄、能勢電鉄そして阪急バス及び地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

（６）南部・JR 南地域の環境配慮指針

① 安全・安心な住環境の維持

工業等の産業と住環境が調和した安全で安心なまちの形成に向けて、事業活動に伴う生活環境の影響の緩和や美化･緑化の推進を図っていくことが求められています。また、大阪国際空港に起因する航空機騒音については、現況の把握に努め、関係機関との協議を進めていく必要があります。

② 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、ヒメボタルの住む森など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

③ 歴史的・文化的資源の保存・活用

鴨神社、春日神社、川西市文化財資料館などの地域を特徴づける貴重な歴史的･文化的拠点に、地域の歴史･文化と触れ合える場と機会を拡充していくことで、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史･文化を次世代に継承していくことが求められています。

④ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

（７）公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である JR、阪急バス及び地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

４．進行管理指標

進行管理指標に基づく、令和5年度の進捗状況は下表のとおりです。

【表 3-1　進行管理表】　　※担当課（回答課）は令和６年度所管課で記載しています。

凡例

（灰色）	第3次川西市環境基本計画で削除した指標
（黄色）	(参考)第3次川西市環境基本計画で新設した指標

川西市環境基本計画　進行管理表　(R6年度調査)

環境分野	施策体系項目		進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準 H27年度	現況 H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度の取組状況（成果及び問題点）	総括 H27年度とR5年度との差（R5年度－H27年度）	達成状況（○か×）	まとめ（第2次基本計画における進行管理指標の総括）	担当課（回答課）
自然環境	里山の保全	1	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	219人	210人	237人	253人	231人	267人	212人	153人	市内5団体に活動補助金を交付し、ボランティア活動を支援することができた。	▲ 66人	×	目標を達成することはできなかったが、ボランティア団体を支援しつつ、事業奨励補助に移行するよう検討を行った。今後も、里山保全活動の支援について検討する。	産業振興課
		2	森のインストラクター数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	3人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	森林ボランティア団体への支援を行うことができた。	▲ 2人	×	効果が分かりやすい指標を検討する必要がある。	産業振興課
	水辺の保全	3	河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	547人	845人	835人	1,543人	862人	862人	531人	586人	「ひょうごアドプト事業」に参加している団体等が積極的に美化活動を実施した。参加人数は前年に比べ、増加した。	39人	○	市民団体等の積極的･継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。	道路整備課
	農地の保全	4	市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	583区画	582区画	582区画	581区画	581区画	581区画	581区画	623区画	市民農園活動の支援を行った。市民農園が新たに1箇所開設された。	40区画	○	区画数の増加に関しては目標を達成することができた。今後、市民農園の空き区画については、積極的に追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課
		5	農業塾参加者数	市民による農業参画	増やす	15人	13人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	農業塾受講者の次のステップである市民ファーマー制度へ繋がらないため、農業塾はR1年度より廃止とした。	▲ 15人	×	新規就農へのステップアップを支援するのために、R3年度から農業担い手づくり事業を実施している。	産業振興課
		6	特産物即売会来客数	地産地消の推進	増やす	3,000人	2,760人	2,160人	1,420人	0人	0人	600人	520人	桃の即売会は開催できたが、台風の影響によりいちじくの即売会は中止となった。	▲ 2,480人	×	コロナや天候不良のため即売会があまり開催できなかったため、来客数としては目標達成には至らなかった。しかし、直売所マップやのぼりを作成し、特産物のPRを行うことで、継続的に地産地消の推進が行えるよう取り組んだ。	産業振興課
		7	新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす							6人						農業委員会
		8	直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす							17店						産業振興課
	生物多様性の保全	9	市指定天然記念物の指定件数	生態系、生物多様性に向けた取り組み	増やす	8件	9件	10件	10件	10件	12件	12件	12件	市指定･登録文化遺産の候補として天然記念物について文化財審議委員会に意見を諮った。	4件	○	クヌギ群落など市指定文化財（天然記念物）を新たに4件指定したほか、市指定文化財（天然記念物）の現況調査を実施した。	生涯学習課
		10	1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす							186匹 (有害94匹、外来92匹)						産業振興課
都市・生活環境	環境美化の推進	11	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	14,860kg	17,290kg	18,080kg	10,490kg	9,720kg	8,493kg	12,980kg	9,950kg	パトロールや市民からの通報により不法投棄物を迅速に処理するとともに、不法投棄防止重点地区（5地区）のパトロールを重点的に実施した結果、回収した不法投棄の総量は令和4年度より減少に転じた。しかしながら、依然として不法投棄はなくならず、引き続き市民モラルに対して効果的な啓発を行う必要がある。	▲4,910kg	○	各年度の回収した不法投棄物の総量をみると、年度により増減があり、結果的には一定の水準にとどまっていることが確認できる。R4年度からR5年度の結果をみると、パトロールを強化したことにより、回収した不法投棄物の総量は減少したため、土木部全課のパトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うなどパトロール体制を強化していく必要がある。また、防止対策として啓発用の電柱幕や市民モラルに訴える看板等を設置し、不法投棄を抑止するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課
		12	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	40,262人	40,270人	35,550人	37,016人	9,745人	22,833人	28,597人	34,287人	前年度より参加者が5,690人増加した。	▲ 5,975人	×	高齢化による参加者の減少などで目標は達成できなかったが、直近3カ年では参加者数は増加している。今後も参加者を増やし、地域清掃に関心を持って協力いただけるように努めていく。	美化推進課
		13	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	715台	730台	565台	509台	564台	484台	443台	369台	撤去現場における啓発活動を継続した結果、1日当たりの撤去台数はR4年度からやや減少し、2.5台となった。 平日については放置自転車が減少傾向にあるものの、土日祝は撤去や啓発業務が実施出来ておらず、放置車両の状況を把握できていない。	▲346台	○	きめ細やかな啓発活動や効率的な撤去活動を継続することで、放置自転車強制移動台数を当初より減少させつづけることが出来た。これにより、歩行者の通行環境が向上したと考えられる。 今後は土曜日の撤去･啓発業務を導入することにより、さらなる駅周辺環境の改善を目指す。	交通政策課
		14	川西市違法駐車防止重点地区における瞬間駐車台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	28.8台	33.6台	33.8台	33.3台	31台	32台	30台	30台	警察や駅周辺店舗の方と協力し、迷惑駐車防止の街頭啓発を継続実施した。 昨年度から引き続き違法駐車実態調査を実施し、違法駐車の状況を把握した。 違法駐車台数は昨年度から横ばいであり、減少させることが出来なかった。	1.2台	×	違反車両への啓発を継続実施していたものの、違法駐車台数は横ばいであり、減少させることが出来なかった。違法駐車実態調査により、違法駐車の傾向が把握できたため、各地域の実情に応じた対策（看板の設置、自治会との協議等）を講じる必要がある。今後も関係機関と連携を取りながらこれまでの取組をより強化した対策を講じていく。	交通政策課
	住環境の安全・安心の向上	15	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.032ppm （環境基準達成）	0.031ppm （環境基準達成）	0.028ppm （環境基準達成）	0.028ppm （環境基準達成）	0.027ppm （環境基準達成）	0.025ppm （環境基準達成）	0.025ppm （環境基準達成）	0.023ppm （環境基準達成）	環境基準(0.06ppm)に対して安定して下回った状況が継続している。	▲0.009ppm	○	基準達成を維持することができた。今後も基準達成を維持できるよう、次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進めていくための啓発方法を検討していく。	環境政策課
		16	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L （環境基準達成）	0.8mg/L （環境基準達成）	0.8mg/L （環境基準達成）	1mg/L （環境基準達成）	0.9mg/L （環境基準達成）	1.1mg/L （環境基準達成）	0.7mg/L （環境基準達成）	0.6mg/L （環境基準達成）	環境基準(2.0mg/L)を継続的に下回っていることから、良好な状態を維持している。	▲0.1mg/L	○	基準達成を維持することができた。今後も猪名川に関する啓発を継続し、良好な水質の維持に努める。	環境政策課
		17	道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	87.5%	87.5%	87.5%	75.0%	4路線における昼間、夜間の騒音測定（計8回）のうち、中国縦貫自動車道及び国道176号線において、昼間の騒音レベルが71db(環境基準70db)で、夜間の騒音レベルが68db(環境基準65db)であり、環境基準を達成しなかった。しかし、測定条件は異なるため参考値となるが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満(昼間75db、夜間70db)は達成している。	0.0%	×	中国縦貫自動車道及び国道176号線において環境基準値に不適合であったため目標の達成には至らなかったが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続していることから、継続して監視していく。	環境政策課
		18	航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB	63dB	63dB	59dB	60dB※	61dB	62dB	･遅延便対策など、空港関係会社に対する環境対策の実施を引き続き要望している。 ･航空機需要がコロナ禍前の水準近くまで回復しつつあることに伴い、騒音値が高くなっている。	1dB	×	環境基準は達成していないものの、国及び空港関連事業者に対する要望を継続した結果、計画期間中に最新機種の導入が行われるなど、一部騒音対策に寄与した。	都市政策課
		19	阪神高速道路沿線の大気に係る環境基準達成状況	公害による周辺環境への影響	現状維持	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	○	平成30年度末をもって観測を終息し（阪神高速道路環境保全委員会をR1.6で解散）、目標達成することができた。	道路整備課
		20	阪神高速道路沿線の騒音に係る環境基準達成状況	公害による周辺環境への影響	現状維持	99.7%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	○	平成30年度末をもって観測を終息し（阪神高速道路環境保全委員会をR1.6で解散）、目標達成することができた。	道路整備課
		21	国崎クリーンセンターにおけるダイオキシン類の総排出量	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	1.289 μg/t （基準達成）	1.0714 μg/t （基準達成）	1.2402 μg/t （基準達成）	1.0868 μg/t （基準達成）	0.679 μg/t （基準達成）	1.4678 μg/t （基準達成）	0.9854 μg/t （基準達成）	0.8915 μg/t （基準達成）	基準値である2μg/tを下回った。	▲0.3975 μg/t	○	計画期間中において基準値達成を維持することができた。	美化推進課
		22	行政が受理する年間公害苦情件数	公害による周辺環境への影響	減らす	25件	92件	40件	31件	66件	53件	58件	63件	昨年度と比較し、大気汚染、振動、悪臭に関する苦情が減少し、水質汚濁、騒音に関する苦情が増加した。	38件	×	評価を行った期間を通して工事現場の騒音に対する要望を多く受けたことから、特定建設作業実施届の提出時等の事業者と接する機会を通じて、事前に近隣住民等へ説明を行うよう事業者に依頼している。	環境政策課
		23	し尿汲み取り件数	公害による周辺環境への影響	減らす	276件	214件	205件	189件	171件	160件	154件	138件	公共下水道への接続に伴い、前年度の汲み取り件数を下回った。	▲138件	○	公共下水道への接続に伴い、汲み取り件数を年々減らすことができている。引き続き、下水道担当所管と情報共有に努め、公共下水道への接続を推進していく。	衛生管理課
		24	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	57.9%	57.9%	58.1%	61.7%	67.4%	67.2%	62.1%	66.9%	道路の老朽化が進む中、効率的･効果的に補修を実施したことにより、目標が達成されたと考える。	9.0%	○	従前は、補修案件毎に発注を行っていたが、平成30年度からは事前に担当事業者を決めておく「地域型」を導入したことで、市民ニーズに可能な限り適切に対応することができた。	道路整備課
	良好な都市景観の形成	25	川西の景観に関心がある市民の割合（市民実感調査）	都市景観に関する市民意識	増やす	82.1%	80.7%	81.0%	83.9%	82.1%	83.4%	81.9%	82.6%	･景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」を作成した。 ･「かわにしまちなみギャラリー」において絵画と写真を募集し、自由に利用できる素材としてホームページで公開した。 ･川西の様々な景観がみられるスポットを地図上にまとめた「景観ビューポイントマップ」を公開した。 ･各関係所管課及び活動団体等で取り組んでいる景観形成に関する活動内容をホームページで紹介した。 ･啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組んでいる。	0.5%	○	豊かな自然景観や美しいまち並みを身近に感じられる暮らしができる本市においては、潜在的に景観への意識が高い市民が多く、魅力的な景観が維持されてきている。その質の高い景観を持続的に発展させていくため、景観計画に基づく景観形成の取組みや、市民等への啓発活動として写真等の募集やホームページ作成などにも取り組んだ結果、市民の景観への関心は高水準を維持できた。また、令和6年3月の景観計画の見直しでは、目標や推進方策は継承しつつ、市民と事業者と行政が協働できる仕組みづくりを行った。	都市政策課
		26	緑化協会会員数	緑化活動に関する市民意識	増やす	683人	606人	570人	546人	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度に川西市緑化協会は解散したが、その後も、川西市緑化祭や市民の緑化支援としてグリーンフラワーグループ制度等を公園緑地課が引継ぎ、継続して市内の緑化推進に努めている。	公園緑地課
		27	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	72団体	67団体	67団体	66団体	67団体	38団体	36団体	39団体	緑化啓発や広報誌などでの周知を行い、団体数が増加し、公園に彩りや安らぎを与えた。	▲ 33団体	×	令和2年度に川西市緑化協会は解散したことから登録団体数は大幅に減少したが、その後も、川西市緑化祭や市民の緑化支援としてグリーンフラワーグループ制度等を公園緑地課が引継ぎ、継続して市内の緑化推進に努めている。	公園緑地課
		28	都市公園の住民一人あたりの面積（㎡）	都市景観の向上に向けた市の取り組み	増やす	7.82㎡	7.97㎡	8.06㎡	8.1㎡	8.17㎡	8.21㎡	8.26㎡	8.47㎡	開発行為等に伴い、新たに3公園開設した。また、人口減少に伴い住民一人あたりの面積は増加している。	0.65㎡	○	都市公園の整備においては、市のシンボルとなるキセラ川西せせらぎ公園が整備されるなど、都市計画公園の整備は概ね完了している。また、開発当初のニュータウンから人口構成は大きく変化しており、地域の現状や市民ニーズの変化に対応した公園機能の見直しが求められている。	公園緑地課
		29	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合（市民実感調査）	自然共生の実態	増やす							85.9%						環境政策課

歴史的・文化的環境	歴史的・文化的資源の保存と継承	30	文化財をテーマにした講演会・イベントの参加者数（文化財保存啓発事業）	歴史・文化に関する市民の関心	増やす	287人	258人	197人	281人	-	360人	186人	400人	令和5年度は、文化財ハイキング、加茂遺跡スタンプラリーのほか、発掘調査現地説明会を開催できたため令和4年度より参加者数が増加した。	113人	○	新型コロナウイルス感染症の影響などで十分に講演会やイベントを開催できなかった年度もあり、微増減はあるものの基準年度に比べて参加者数を増やすことができた。	生涯学習課
		31	文化財施設主催講座参加者数	歴史・文化に関する市民の関心	増やす	1,777人	1,322人	1,385人	2,042人	86人	969人	1,221人	972人	令和5年10月から郷土館が旧平安家住宅耐震補強改修等工事のため講座を開催していないため、参加者数は令和4年度より減少した。	▲ 805人	×	新型コロナウイルス感染症や耐震補強工事の影響などで十分に講座を開催できなかったことなどから参加者数の増加には至らなかった。	生涯学習課
		32	川西の歴史・文化財に興味がある市民の割合（市民実感調査）	歴史・文化に関する市民の関心	増やす	59.3%	54.3%	56.1%	55.7%	55.7%	56.3%	54.0%	56.2%	令和4年度より増加したものの、若年層の値は低調である。	▲3.1%	×	新型コロナウイルス感染症や耐震補強工事の影響などで十分に講座を開催できなかったことなどから参加者数の増加には至らなかった。	生涯学習課
		33	文化財ボランティア養成講座参加者数	歴史・文化の保存活動に関する市民意識	増やす	35人	52人	102人	62人	-	70人	53人	33人	令和5年度は、申込み方法がホームページからのみと誤認され得る記載だったためか電話での申込者がおらず、人数は減少した。	▲ 2人	×	新型コロナウイルス感染症の影響などで十分に講座を開催できなかったことなどから参加者数の増加には至らなかった。	生涯学習課
	歴史・文化活動の促進	34	観光客入込数（兵庫県観光客動態調査（文化・歴史項目））	歴史的・文化の保存活用による都市の活性化	増やす	938,000人	1,134,000人	1,111,000人	1,107,000人	200,000人	190,426人	207,207人	288,572人	新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴い、観光客は増加の傾向を見せ、特にイベント分野では顕著にその特徴が見られた。	▲ 649,428人	×	新型コロナウイルス感染症の規制もあり、思うように活動ができないことも多々あった。その中で、歴史的・文化的資源を活用した地域活性化という面においては、清和源氏まつりの開催・黒川里山センターの設立・全国川西会議を行うことで達成できたと考えられる。	文化・観光・スポーツ課
地球環境	循環型社会の形成	35	市民一人一日あたりのごみの排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	949g	844g	852g	858g	844g	846g	822g	800g	前年度実績より22g減少した。	▲149g	○	さらなるごみの減量のため啓発・取り組みに努めていく。	美化推進課
		36	再生資源集団回収登録団体数	省資源・リサイクルに関する市民意識	増やす	168団体	165団体	167団体	160団体	158団体	155団体	152団体	149団体	前年度実績より3団体減少した。	▲ 19団体	×	高齢化・少子化により活動の継続が困難になる団体もあり、目標の達成には至らなかったが、今後もより多くの団体にご協力いただけるよう啓発に努めていく。	美化推進課
		37	ごみ学習会参加者数	省資源・リサイクルに関する市民意識	増やす	2,015人	2,001人	1,546人	2,035人	389人	182人	449人	537人	子ども向け学習会・大人向け出前講座を開催し、参加者数が88人増加した。	▲ 1,478人	×	新型コロナウィルス感染症の規制により、開催できなかったことから目標の達成には至らなかったが、より多くの保育園・幼稚園及び自治会等に利用していただけるよう啓発に努めていく。	美化推進課
		38	ごみのリサイクル率	再資源への取組み	増やす							26%						美化推進課
		39	市内の公共施設における紙使用量（外注分除く）	環境率先行動計画の推進	減らす							35,112,711枚						環境政策課
	地球温暖化対策	40	市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減率	環境率先行動計画の推進	増やす	1.4%	5.8%	7.3%	6.9%	1.5%	-14.1%	-5.4%	-15.7%	削減率は10.3%減少。総合医療センターの開設等必要な施設の設置によるものと考える。	▲17.1%	×	新型コロナウィルスへの対応として、学校などで窓を解放しながらエアコンを使用するなどの特別な運用があったことや、総合医療センターの開設など新たな増加要因があったことから、単純に削減率の増加とはならなかったが、本庁舎のLED化など、既存の建物等に関して着実に排出量の削減に向けての取組みを行った。	環境政策課
		41	川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす							492千t-CO_2						環境政策課
		42	公用車の低公害車導入率	環境率先行動計画の推進	増やす	88.00%	90.90%	93.33%	93.33%	93.48%	93.48%	93.33%	93.18%	低公害車1台を廃車したため、結果として導入率が下がった。	5.18%	○	新車購入時に低公害車への切替えは行ってきた(令和5年度はEV車1台購入)が、令和4年度、令和5年度ともに購入した台数以上に低公害車が廃車となり、その分の新規購入がなかったため、導入率としては減少傾向となった。	総務課
		43	学校の省エネルギー活動による光熱水費削減経費	省エネルギーに関する取組み	増やす	516万円	613.8万円	698.2万円	514.2万円	1,836.9万円	3,238.9万円	9,444万円	△1,995万円	各校で省エネに取り組んだほか、電力供給契約の相手方を契約検査課の入札により決定するなど、経費節減に取り組んだ。また、政府の電気・ガス価格激変緩和対策補助金や新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより使用量・費用の削減につながった。	▲ 2,511万円	×	新型コロナウイルスへの対応として窓を開けてのエアコン運用や、光熱水費の価格高騰などから削減経費としては目標達成に至らなかったが、引き続き省エネの推進に向けて取り組むとともに、各校へ経費削減を呼びかけることで、省エネルギーの推進、周知徹底を行っていく。	教育総務課
		44	固定買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入容量の累計	再生可能エネルギーへの転換	増やす	20,582kw	22,017kw	23,575kw	24,880kw	26,094kw	26,995 kw (2021.9時点)	27,544 kw	35,138 kw	昨年度と比較し、導入容量の累計は増加した。再生可能エネルギーの導入推進に向け、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を令和4年度に引き続き行ったことが増加の一因であると考えられる。	14,556kw	○	平成27年度より導入容量の累計は増加した。令和4年度に太陽光パネル・蓄電池設置費補助事業、令和4年度と令和5年度に太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を行った。引き続き、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を実施し、適切な再生可能エネルギーの推進を進めていく。	環境政策課
		45	再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす							26.530MW						環境政策課
		46	市内で運行されるノンステップバスの割合	公共交通の利用促進に向けた取り組み	増やす	58.8%	72.0%	75.2%	76.1%	83.3%	81.4%	82.1%	81.9%	購入経費の一部を補助する支援を行うことで、ノンステップバスの導入が促進され、目標値を超える水準を維持することができた。	23.1%	○	目標値も達成しており、ノンステップバスが定着してきたことを踏まえ、ノンステップバスの導入支援は終了するが、今後も公共交通の利用環境の改善に向けて引き続き取り組みを進めていく必要がある。	交通政策課
		47	公共交通利用者の割合（市民実感調査）	公共交通の利用促進に関する取り組みの効果	増やす	59.3%	53.5%	52.3%	51.7%	47.8%	47.0%	45.1%	48.5%	コロナ禍における移動手段の変化等で公共交通機関を利用する市民の割合は減少していたが、コロナウイルス感染症の5類以降に伴い、少しずつ増加している。	▲10.8%	×	コロナ禍における移動手段の変化等の影響で目標は達成できなかったが、持続可能で利用しやすい公共交通の維持・活性化に向けて、それぞれの地域に適した公共交通のあり方について検討を行うとともに、公共交通利用促進の取り組みを充実させていく必要がある。	交通政策課
		48	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす							45.1%						交通政策課
		49	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす							21件						住宅政策課
		50	長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす							245件						住宅政策課
環境行動	環境情報の発信と共有	51	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	1,748アクセス	6,354アクセス	3,186アクセス	5,800アクセス	9,692アクセス	14,261アクセス	13,740アクセス	10,333アクセス	太陽光パネル・蓄電池設置費補助金の申請受付が令和4年9月1日から令和5年1月31日までであったことから、太陽光パネル・蓄電池設置費補助金に関する閲覧が減少した。また、生物多様性ふるさと川西戦略に関するページの閲覧が減少したため、こうした減少が令和4年度に比べて令和5年度のアクセス数が減少した主な原因であると考えられる。	8,585アクセス	○	平成27年度より8,585アクセス増加した。引き続き必要な情報の発信に努める。	環境政策課
		52	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	26.3%	20.8%	22.1%	20.2%	20.3%	24.6%	20.3%	22.0%	昨年度と比較し、「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合は増加した。令和5年度には川西市環境フェスタの実施などにより発信の場を作った。	▲4.3%	×	平成２７年度から約２０%のままほとんど変化がみられないという結果となった。今後も、令和5年度に行った川西市環境フェスタのような発信の場を継続的に設けると共に、ホームページでの団体の活動案内の掲示等情報発信についてさらに検討を行う。	環境政策課
	環境学習の促進	53	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	0% （0校）	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	0%	○	日本一の里山とうたわれる黒川地区を舞台に、市内全小学校の4年生が、多くのボランティア団体や施設の支援・協力を得ながら自然に対する畏敬の念を育み、環境について考える体験学習を継続して行うことができた。	教育保育課
		54	自然ふれあい講座参加者数	環境学習の推進	増やす	82人	97人	88人	54人	-	-	把握していない	-	【成果】 ・「プレイパーク」を市民へ広く周知するため、講座やプレイパークの開催を計画した。 ・協力団体や講師と調整を図ったが、スケジュールが合わず、実施には至らなかった。 【問題点】 ・市内で活動する団体が1団体しかなく、裾野を広げるための事業実施が必要である。	-	-	新型コロナウイルス感染症の影響などで活動を制限される期間があり、計画通りの事業実施とは至らなかった。	生涯学習課
		55	環境学習に向けた環境整備を行う小学校数の割合	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	校区内の自然を生かした体験学習を地域の団体と連携し、実施した。問題点は、環境体験活動の実施にあたっては、地域の団体の協力が不可欠であり、今後継続的な活動を行っていくために人材を確保、育成していく必要がある。特にボランティアの高齢化は大きな課題である。	0%	○	校区内の自然を生かし、地域の人々等の協力を得ながら五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を継続して行うことができた。	教育保育課
		56	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	24人	6人	19人	29人	0人	29人	29人	29人	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	5人	○	大学教授等、識者の方による実地研修を毎年行うことで、市内教職員、ボランティア支援員がより専門的な知見を身につける機会を設けることができた。	教育保育課
	環境保全活動の促進	57	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	増やす	12.1%	10.7%	17.8%	9.3%	9.9%	10.1%	9.0%	7.0%	新型コロナウイルス感染症拡大防止などの影響で市民活動団体等の活動自体が減少したことにより、活動に参加する機会が減ったと考えられる。	▲5.1%	×	令和5年度には、令和4年度まで開催していたシンポジウムに代わり、より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、「川西市環境フェスタ」と題して自然や環境を身近に感じる体験イベントや展示を行った。こうした環境保全活動に関心を持っていただけるような発信を引き続き行っていく。	環境政策課
		58	環境に配慮した行動を心がけている市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	増やす	88.7%	86.2%	87.2%	89.8%	89.0%	89.8%	88.4%	91.0%	令和4年度と比較し、環境に配慮した行動を心がけている市民の割合は増加した。環境保全に関することがマスメディアにも取り上げ出されてきたことが増加の一因であると考えられる。令和5年度には、「川西市の環境を守るために私たちにできることって何だろう？」と題して、「快適な環境で暮らせる川西の実現」のために市民が取り組めることをまとめた。	2.3%	○	令和5年度には、「快適な環境で暮らせる川西の実現」のために市民が取り組めることをまとめ、環境行動を促すための資料「川西市の環境を守るために私たちにできることって何だろう？」を作成した。今後は、こうした資料をホームページへの掲載等を通じて発信を行っていく。	環境政策課

第３節　川西市環境率先行動計画の実践

本市では、市が一事業者･一消費者としての立場から、環境負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、地球温暖化防止の対策として温室効果ガスの削減に向けた「川西市環境率先行動計画」を策定しています。この計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第２０条の３に定める実行計画を包括したものとして、市のすべての事務･事業及び施設を対象としています。当初は、平成１２年度から１６年度までの第1次環境率先行動計画を策定していましたが、第2次計画、第3次計画、第4次計画を経て、現在は、令和2年度に策定、令和4年度に改訂した第5次環境率先行動計画の達成に向け取り組んでいます。

１．第５次環境率先行動計画

令和2年度を初年度とする第5次環境率先行動計画の概要は次のとおりです。

（1）計画期間

第5次計画は、２０２０年度（令和2年度）から２０２４年度（令和6年度）までを計画期間とします。

（2）計画の目標

2024 年度（令和 6 年度）までに温室効果ガスの排出量を 2019 年度（令和元年度）比で 12.0%以上、コピー機での印刷枚数を 30%以上削減する。

2030 年度（令和 12 年度）までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50%以上削減する。（2023 年 2 月改訂）

【表 3-2　具体的数値目標】

	2013 年度（実績値）	2019 年度（実績値）	2024 年度（本計画目標値）	2030 年度（長期目標値）
温室効果ガス排出量（t-CO_2）	16,323	11,096	9,764	8,162
削減率（対 2013 年度）	―	32.0%	40.2%	50.0%
削減率（対 2019 年度）	―	―	12.0%	26.4%

	2019 年度（基準年度）	2024 年度（目標年度）	削減率	削減量
コピー機での印刷枚数（単位：枚）	4,401,141	3,080,798	30.0%	1,320,343

（3）取り組み内容

①　設備・建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。

(ア) LED 等省エネ設備の導入

白熱電球･放電蛍光灯からLED照明への転換を図り、照明の高効率化に努めます。まずは本庁舎から100％LED 照明化を行い、他施設にも展開を図ります。

(イ) 創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。施設改修時には積極的な導入を図ります。

(ウ) 建築物の省エネを徹底

建築物で消費する1次エネルギーの収支をゼロとするネット･ゼロ･エネルギー･ビル（ZEB）やエネルギー管理システム（BEMS）を導入するなど新築時は特に温室効果ガス排出抑制に配慮します。

(エ) 緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

(オ) 設備等の保守･運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- ･空調、換気設備
- ･ボイラー、給湯機
- ･照明設備
- ･電気製品、事務用機器

②　契約・備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

(ア) 低排出係数の電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

(ｲ) 低公害車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入すると CO_2 排出量を約半分に削減できます。（電気自動車の性能や使い方、電気の CO_2 排出係数によって異なる。）

車両更新時に合わせて計画的に低公害車導入を目指します。

(ｳ) グリーン購入の徹底

消耗品等購入の際も環境ラベルを確認することで環境負荷の少ない製品を積極的に選択します。

③ 日々の取り組み

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

(ｱ) 職員研修の実施

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

(ｲ) エネルギー使用量削減

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
・昼休み時の消灯を徹底します。
・庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度（冷房28°C、暖房20°C）を徹底します。
・クールビズ・ウォームビズを実施します。
・空調使用時は送風機も併用します。
・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。
・長時間離席する場合はパソコンの電源を切ります。
・ノー残業デーを遵守します。
・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行しエネルギーロスを削減します。

(ｳ) 資源等使用量削減

次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

・電子決裁を行います。
・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
・ＩＣＴの推進により、会議用資料そのものを削減します。
・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

次の事項により、水の使用量の削減に努めます。
・水の出しっぱなしをやめ、確実に止水します。
・トイレで無駄な水を流しません。
・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底
・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
・ＯＡ機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。
・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。
・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。

（4）計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制は『川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱』に基づき実施します。同要綱により、課等に配置する推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたるとともに、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容等については統括推進委員会にて点検を行います。また、施設ごとに選任する施設エネルギー管理者において、設備の日常的管理を行い、エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。そして、その実効性を高めるため計画の推進体制には、計画(ＰＬＡＮ)、実施(ＤＯ)、点検(ＣＨＥＣＫ)、見直し(ＡＣＴＩＯＮ)のＰＤＣＡサイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考えを取り入れることとします

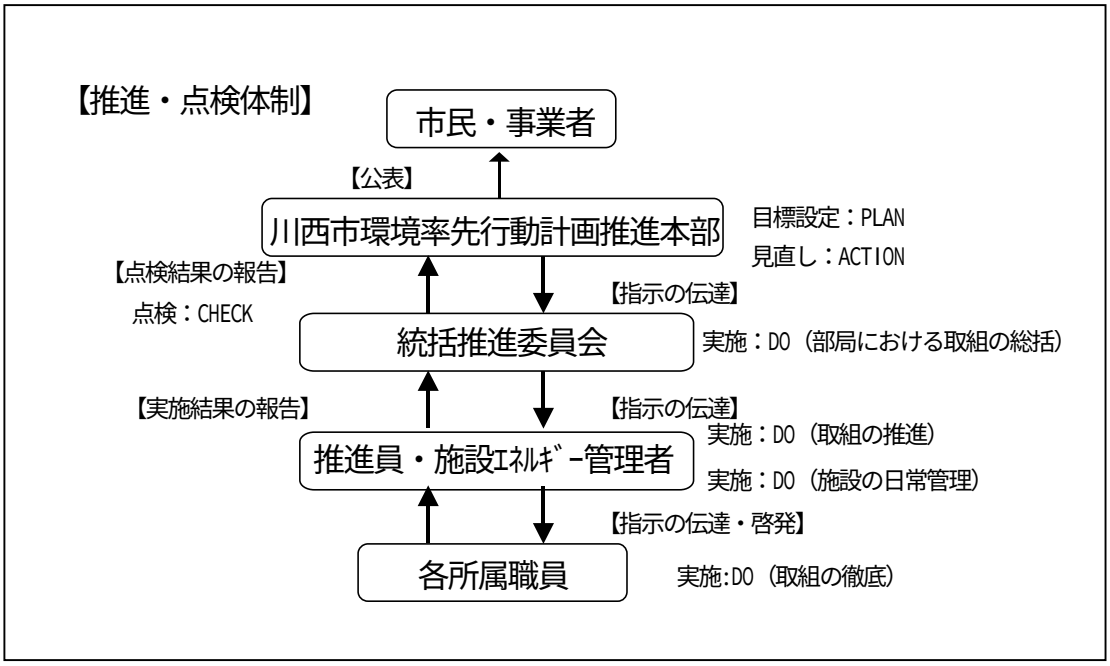

【図3-2　推進・点検体制】

２．令和５年度の実績報告

第5次環境率先行動計画の令和2年度以降の実績推移は次のとおりです。
（実績値は、令和６年８月末時点で整理した数字です。）

【表 3-3　実績値】

	基準年度（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標達成年度（令和6年度）
温室効果ガス総排出量（t-C02）	11,096	10,931	12,657	11,701	12,837	9,764
対基準年度比(%)		98.5%	114.1%	105.5%	115.7%	88.0%

	基準年度（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標達成年度（令和6年度）
コピー機での印刷枚数（枚）	4,401,141	3,691,209	3,387,375	2,734,449	2,132,551	3,080,798
対基準年度比(%)		83.9%	77.0%	62.1%	48.5%	70.0%

【表 3-4　エネルギー起源別の温室効果ガス排出量内訳】　（単位　t-C02）

	基準年度（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電　　気	6,863	6,555	8,276	7,053	8,928
都市ガス	3,225	3,421	3,386	3,669	2,938
その他燃料	1,008	955	996	978	971
計	11,096	10,931	12,658	11,700	12,837
基準年度比		-1.5%	14.1%	5.4%	15.7%

第４節　その他の環境啓発

１．環境月間

毎年6月は環境月間です。令和５年度においては、市役所1階の市民ギャラリー、キセラ川西プラザフリースペース、国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」で、環境啓発パネルを展示しました。

２．大気汚染防止推進月間

１2月は自動車交通量の増加等により、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にあります。環境省では、この月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守ることの大切さを呼び掛けています。

３．地球温暖化防止月間

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の抜本的な解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが不可欠です。

平成１０年１０月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、環境省では毎年１２月を「地球温暖化防止月間」として、普及啓発を行っています。本市においても今後は「環境率先行動計画」に基づき、地球温暖化の対策を積極的に推進していきます。

４．ノーマイカーデー及びアイドリングストップ運動の実施

本市では、阪神地域で構成される「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」にて、クリーンエネルギー自動車を普及するための取組みの情報などについて協議、共有等を行うとともに、毎月20日をノーマイカーデーとして、HP で広く市民事業者に呼びかけていました。令和５年度末で川西市環境衛生推進協議会の解散に伴い、今後は県等と連携しながら次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進められるよう啓発方法を検討していきます。

５．路上喫煙・ポイ捨て防止啓発事業

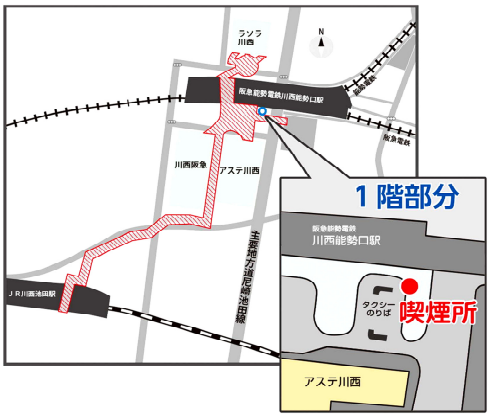

路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域（２階部分）

市、市民等及び事業者が協働して公共の場所での喫煙による被害の防止及び環境の美化の推進を図るため、「川西市路上喫煙･ポイ捨ての防止に関する要綱」を平成20年10月1日から施行しました。同時に、「阪急･能勢電鉄川西能勢口駅北広場からJR川西池田駅までの間（2階部分）」を路上喫煙･ポイ捨て防止モデル区域に指定し、同区域や能勢電鉄各駅で啓発等の施策を実施しています。また、川西能勢口南側に民間企業より喫煙所の寄贈を受け、令和５年 11 月１日から供用を開始しました。

６．光化学スモッグ警戒啓発

初夏から秋にかけて、日射が強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、光化学反応によって生成された汚染物質（オキシダント）が、大気中で拡散されずに滞留します。オキシダント濃度が一定の数値を上回ると「光化学スモッグ」注意報や警報が発令されます。
発令されると屋外活動の自粛の呼びかけ等の対応が必要となります。

そのため、兵庫県全体で4月20日から10月19日（年によって前後）までを光化学スモッグ特別監視期間と位置づけ、兵庫県から注意報や警報が発令されたときは、本市でも市内の学校などに連絡し、被害の未然防止に努めています。

第４章　ごみの減量化・リサイクル

ごみの発生を抑えるためには、一人ひとりが「ごみにしない･ごみを出さない」という意識を持ち、使用済みの物もごみにしないように可能な限り「再使用･再利用」することが大切です。それでも廃棄しなければならないごみは、できる限り「分別」し、「リサイクル」できるようにして廃棄することが、ごみの減量化につながります。ごみ問題は、市民一人ひとりの取組の積み重ねが、環境保全活動への大きな原動力となります。本市では、このような市民の取組が効率的に環境保全活動に結び付くように、様々な施策を講じています。

１.再生資源集団回収に関する制度

（１）再生資源集団回収奨励金制度

再生資源集団回収奨励金制度は平成4年7月に開始しました。この制度では、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的に、再生資源集団回収を実施する地域団体に対して3円／kgを交付しています。

（単位：t）

【表 4-1　再生資源集団回収奨励金制度の実績】

年度	新聞	雑誌	段ボール	古布	アルミ缶	牛乳パック	その他	計
元	2,697	1,099	866	304	84	2	0	5,052
2	2,242	1,083	923	277	79	2	0	4,606
3	2,099	976	917	299	78	2	0	4,371
4	1,896	936	881	272	83	2	0	4,070
5	1,688	888	836	254	78	2	0	3,746

（２）古紙リサイクル事業

古紙リサイクル事業は平成14年9月に開始しました。この制度は、紙ごみの資源物としての有効利用等を図ることを目的に、古紙類（新聞･雑誌･段ボール）の集団回収を実施する地域団体に対して、回収量5kgにつき廃棄文書等から製造されたトイレットペーパー1個の割合で交付しています。

【表 4-2　古紙リサイクル事業にかかる集団回収の実績】　（単位：t）

年度	新聞	雑誌	段ボール	計
元	9	1	1	11
2	7	3	1	11
3	2	0.7	0.6	3.3
4	9.6	2.6	0.8	13
5	1.5	0.5	0.8	2.8

２.剪定枝粉砕機貸出事業

剪定枝粉砕機貸出事業は平成20年7月に開始しました。この制度は、剪定枝粉砕機を市民などに貸し出すことにより、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、ごみの減量化と資源化を図ります。貸出期間は原則として4日以内です。

【表 4-3　剪定枝粉砕機貸出事業の実績】

年　度	元	2	3	4	5
粉砕量(t)	2.9	4.0	3.9	3.3	4.6
件数(件)	68	78	73	66	92

３.まちづくり出前講座

「子ども向けごみ学習会」「ごみ減量出前講座（おとな向け）」

ごみの減量方法や、ごみの分け方･出し方、ﾘｻｲｸﾙなどについて、参加型の出前講座を実施しています。

【表 4-4　「ごみ減量出前講座（おとな向け）」、「子ども向けごみ学習会」実施状況】

・ごみ減量出前講座実施状況　　(単位：回、人)

	R元	R2	R3	R4	R5
開催回数	7	1	0	4	3
参加者数	182	17	0	61	52

・子ども向けごみ学習会実施状況　　(単位：回、人)

	R元	R2	R3	R4	R5
開催回数	28	6	2	6	6
参加者数	2,035	389	182	448	485
おとな	505	17	27	60	25
子ども	1,530	372	155	388	460

４．啓発展

本庁舎市民ｷﾞｬﾗﾘｰでごみ減量の啓発パネル展を実施しています。

５．川西市の一般廃棄物

本市の一般廃棄物の収集状況は表４－５のとおりです。

【表 4-5　年度別ごみ収集状況一覧表】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度 3月末人口（人）①	157,080	156,016	155,517	154,565	153,510
燃やすごみ（直営）	12,782.0t	11,148.9t	10,989.6t	7,947.8t	7,633.9t
燃やすごみ（委託）	11,090.4t	12,722.4t	12,621.2t	14,798.0t	14,276.2t
燃やさないごみ	710.5	784.1t	728.9t	593.0t	594.4t
大型ごみ	874.6t	862.5t	923.4t	773.1t	741.4t
プラスチック製容器包装	1,408.4t	1,503.7t	1,500.5t	1,317.0t	1,270.1t
缶類	224.0t	248.5t	236.5t	211.6t	202.7t
ペットボトル	267.6t	272.3t	273.4t	397.0t	403.1t
ビン類	907.7t	930.5t	907.8t	820.9t	793.7t
紙・布	2,038.1t	2,055.2t	2,094.3t	2,152.5t	2,016.9t
有害ごみ（蛍光灯）	10.3t	11.0t	9.2t	8.9t	8.2t
有害ごみ（乾電池）	20.8t	23.8t	22.7t	25.2t	23.1t
直接搬入（資源物）	1,260.5t	1,144.6t	1,208.7t	1,197.7t	1,169.2t
直接搬入（燃やすごみ）	12,687.3t	11,726.2t	12,134.8t	12,062.2t	12,075.9t
合　計　②　※１	44,282.3t	43,433.5t	43,650.9t	42,304.9t	41,208.8t
１人/日の排出量 ③ (②/①/365日）※２	770.2g	762.7g	769.0g	749.9g	733.5g
再生資源集団回収量　④	5,063.6ｔ	4,617.1ｔ	4,374.9ｔ	4,082.7ｔ	3,747.7ｔ
１人/日の排出量　⑤ (④/①/365日）※２	88.1g	81.1g	77.1g	72.4g	66.7g
総排出量　⑥　（②＋④）	49,345.9t	48,050.6t	48,025.8t	46,387.7t	44,956.5t
１人/日の排出量　⑦ (⑥/①/365日）※２	858.3g	843.8g	846.1g	822.2g	800.2g
リサイクル量　⑧	13,363.4ｔ	13,119.2ｔ	12,749.4ｔ	12,072.4ｔ	11,531.8ｔ
リサイクル率　⑨ (⑧/⑥)	27.1%	27.3%	26.5%	26.0%	25.7%

※各ごみ処理量は、小数第2位以下を表記省略かつ四捨五入しており、合計値は必ずしも一致しません。
※うるう年は、366日/年として計算しています。

第５章　大気汚染

大気汚染とは、いろいろな物質によって大気が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響をもたらす状態をいいます。この大気汚染の原因には、砂じんや火山活動などの自然現象によるものも含まれますが、今日ではそのほとんどが、事業活動や自動車の排出ガスなど、人為的に発生したものです。

汚染物質としては、工場･事業場などの固定発生源からばい煙、粉じん等として排出される硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、ダイオキシン類やﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの有機塩素系化合物、自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物、ベンゼン等があり、また窒素酸化物と炭化水素等の物質が太陽光線中の紫外線により、光化学反応を起こし二次的に生成される光化学オキシダント（OX）等もあります。

近年大都市地域において窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の原因は、自動車排出ガスの割合が大きなものとなっています。自動車排ガスの対策には、自動車NOx･PM法による規制や、関係機関が協力して、道路構造対策、都市交通体系の再編成、ロードプライシングによる交通量の抑制、道路沿線の土地利用を適正化するなどの総合対策が進められています。

また、廃棄物の焼却等に伴い発生する有害物質（ダイオキシン類）の排出、飛散が大きな問題となり、大気汚染防止法の改正やダイオキシン類対策措置法が施行され、排出抑制対策が進められています。

さらに、人間活動の拡大に伴い、大気汚染が地球規模の問題としてクローズアップされ、二酸化炭素などが増えて起こる「地球温暖化」、さらにはフロンガスによって成層圏のオゾン層が薄くなり有害な紫外線が地表に多く届く「オゾン層の破壊」、汚れた大気が雨の中に溶け込み酸性の雨が降ってくる「酸性雨」などがあげられています。

近年法令による工場･事業場や移動発生源などから排出されるガスの濃度や総量の規制等の対策の効果により汚染状況の改善がされてきていますが、中国大陸から光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2．5）などの汚染物質の移流等、国際的な取り組みが必要な事象も発生しています。

第１節　大気の汚染に係る環境基準等

１．環境基準

環境基準は、環境基本法（平成5年11月法律第91号）第16条に規定され、行政上の目標基準になるという性格を有し、政府が定めるものとされています。

現在、大気の汚染に係るものとして、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、有害大気汚染物質に係るものとして、ベンゼン、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ジクロロメタン及びダイオキシン類に環境基準が設定されています。

※ダイオキシン類に関しては第9章に記載しています

【表 5-1　大気の汚染に係る環境基準】

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（OX）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

【備考】

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2　浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

3　二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあたっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【表 5-2　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準】

物　　質	環　境　上　の　条　件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

【備考】

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

２．環境基準による大気汚染の評価

１）二酸化硫黄（ＳＯ$_2$）、一酸化炭素（ＣＯ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

①短期的評価：連続して、または随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

②長期的評価：年間における1日平均値のうち高い方から2％の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

２）二酸化窒素（ＮＯ$_2$）

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98％に相当するもの（1日平均値の年間98％値）で評価を行う。ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が、6,000時間に満たない測定局については評価の対象としない。

３）光化学オキシダント（ＯＸ）

1時間値について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

４）ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類及びジクロロメタン

1年平均値について評価を行う。

５）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

①短期的評価：測定結果の1日平均値のうち年間98％値を代表値として選択して、これを短期基準（日平均値）と比較し、評価する。

②長期的評価：測定結果の年平均値を長期基準（年平均値）と比較し、評価する。

第２節　大気汚染状況測定地点

１．測定地点

本市における大気汚染の状況を把握するため、図５－１に示す地点で常時観測局を設置し、測定を行っています。（平成２６年度から移動観測車による測定は廃止となりました。）

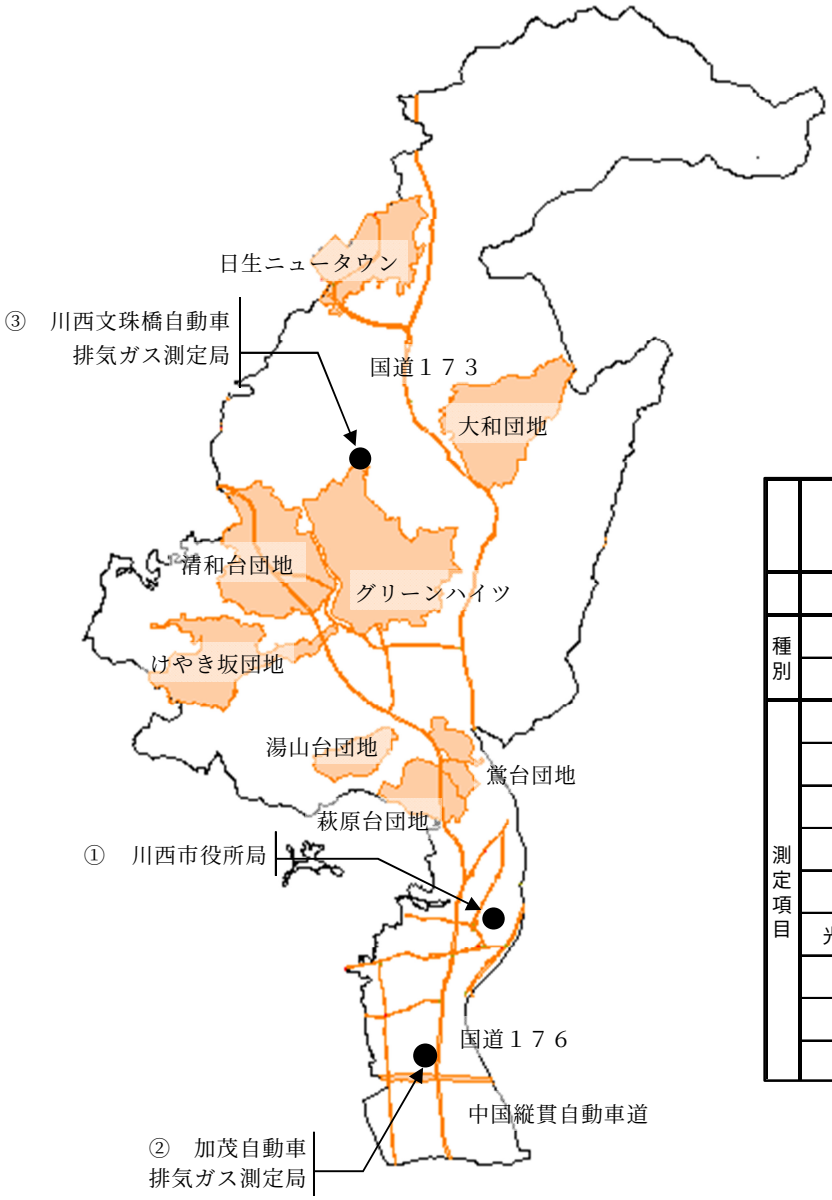

		常時観測地点		
	番号	①	②	③
種別	一般環境大気	●		
	自動車排出ガス		●	●
測定項目	二酸化硫黄	●		
	一酸化炭素		●	
	浮遊粒子状物質	●	●	●
	一酸化窒素	●	●	●
	二酸化窒素	●	●	●
	光化学オキシダント	●		
	微小粒子状物質	●	●	
	風向	●	●	●
	風速	●	●	●

【図 5-1　大気測定地点図】

第３節　大気汚染の現況

１．一般環境大気の常時測定

兵庫県は、一般環境大気の常時観測を行うため、川西市役所（7階建て）の7階に測定局（局名：川西市役所）を設置しています。昭和49（1974）年4月から測定を開始し、現在、二酸化硫黄（SO_2）、窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（OX）、微小粒子状物質（PM2．5）及び風向風速の常時測定を行っています。

また、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

１）二酸化硫黄（SO_2）

【環境基準】１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下

令和5年度の川西市役所局における二酸化硫黄の日平均値の年間 2%除外値は 0.001ppm であり、環境基準に適合しています。

【表 5-3　令和５年度二酸化硫黄の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,653
年平均値	ppm	0.000
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	ppm	0.004
日平均値の最高値	ppm	0.002
日平均値の 2%除外値	ppm	0.001
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

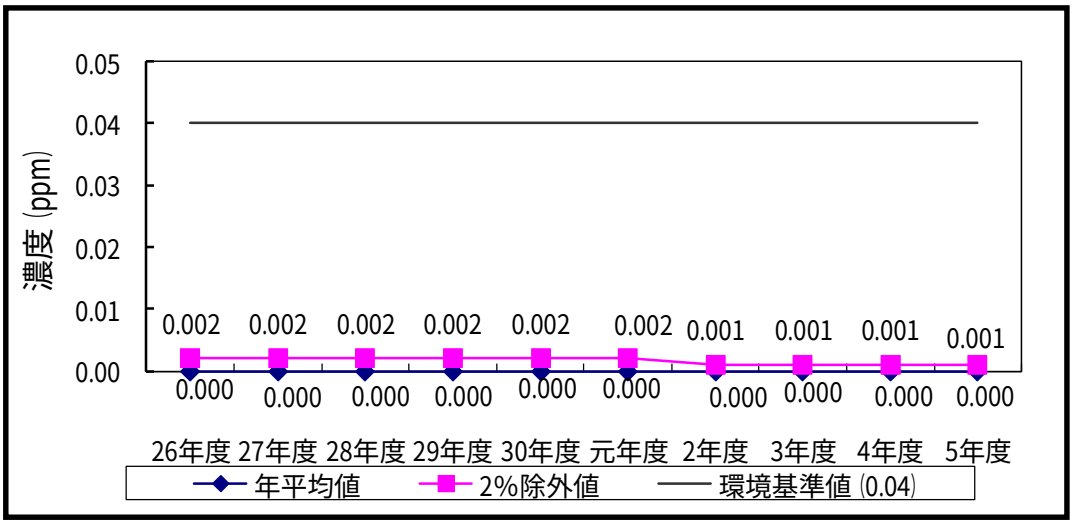

【図 5-2　川西市役所局二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間 2%除外値）】

２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m3 以下

令和 5 年度の川西市役所局の浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.029 mg/m^3、1時間値はすべて 0.20 mg/m^{3}未満であったため、長期的評価、短期評価とも環境基準に適合しています。

【表 5-4　令和５年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	359
測定時間	時間	8,637
年平均値	mg／m^3	0.013
1 時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg／m^3	0.093
日平均値の最高値	mg／m^3	0.041
日平均値の 2%除外値	mg／m^3	0.029
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

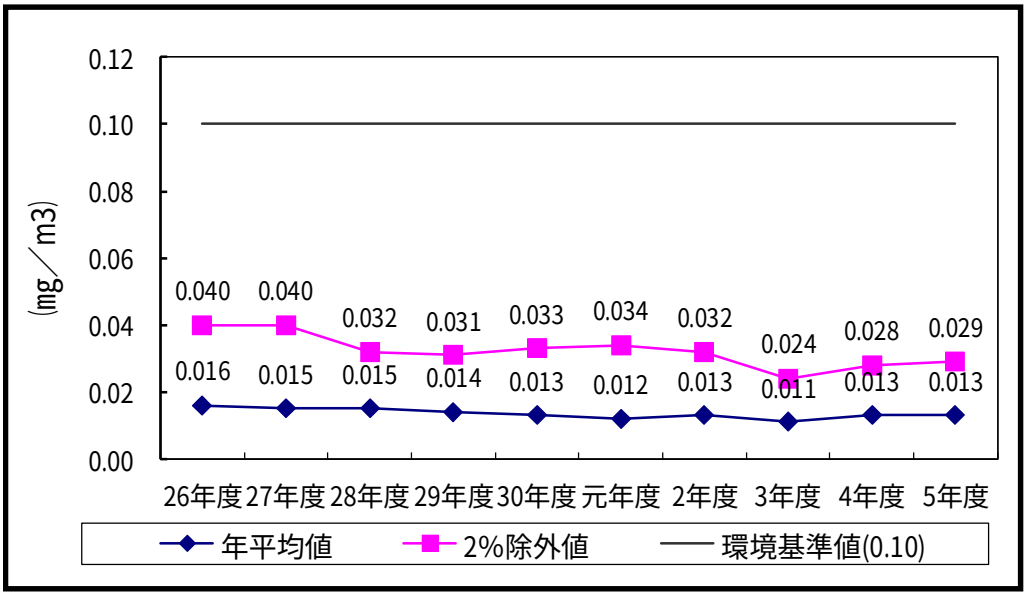

【図 5-3　川西市役所局浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

３）二酸化窒素（ＮＯ２）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

令和 5 年度の川西市役所局における二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は 0.019ppm であり、環境基準に適合しています。

【表 5-5　令和５年度二酸化窒素の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	353
測定時間	時間	8,427
年平均値	ppm	0.008
1 時間値の最高値	ppm	0.052
日平均値の最高値	ppm	0.027
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.019
環境基準の適合状況	適○・否×	○

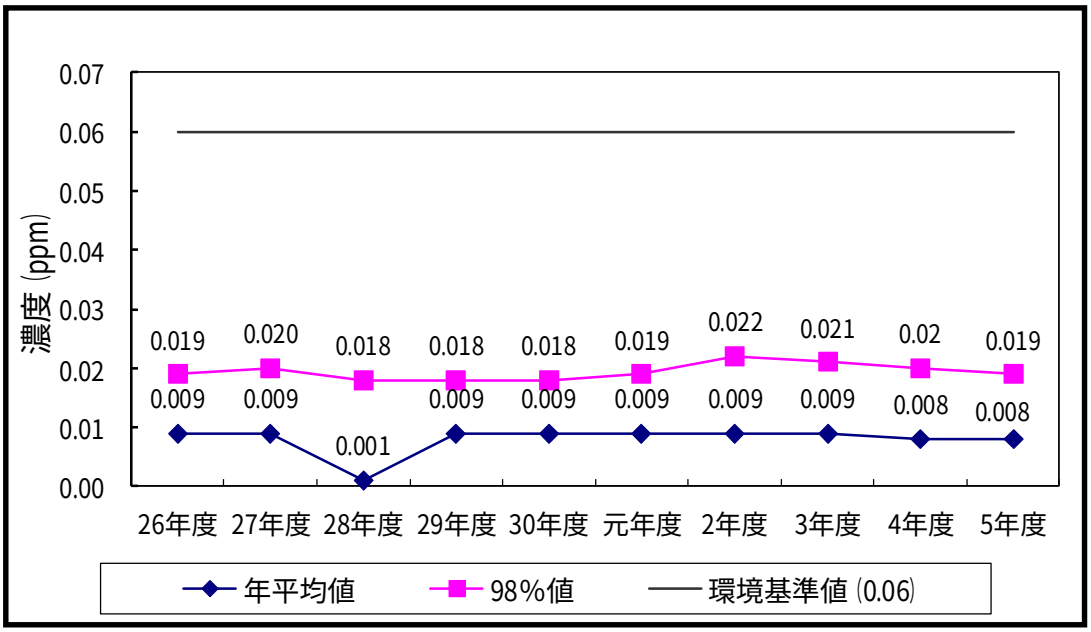

【図 5-4　川西市役所局二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98%値）】

４）光化学オキシダント（ＯＸ）

【環境基準】1 時間値が 0.06ppm 以下であること

令和5年度の川西市役所局の光化学オキシダントは、昼間の1時間値の年平均値は、0.030ppm でした。また、昼間の1時間値が環境基準の 0.06ppm を超えた日があったことから、環境基準に不適合となっていますが、平成 28 年度以降本市で光化学スモッグの予報、注意報の発令はありませんでした。

【表 5-6　令和５年度光化学オキシダントの測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
昼間測定日数	日	365
昼間測定時間	時間	5,416
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数及び日数	時間	168
	日	39
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数及び日数	時間	0
	日	0
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.097
昼間の日最高 1 時間値の平均値	ppm	0.043
昼間の 1 時間値の平均値	ppm	0.030
環境基準の適合状況	適○・否×	×

年　度	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	合　計
予　報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意報	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
警　報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【表 5-7　過去 10 年間の光化学スモッグ広報等発令状況】

※発令基準　予報：オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達する恐れがある場合
注意報：オキシダント濃度の 1 時間値が、0.12ppm 以上になり、その濃度が継続する場合
警報：オキシダント濃度の 1 時間値が、0.24ppm 以上になり、その濃度が継続する場合

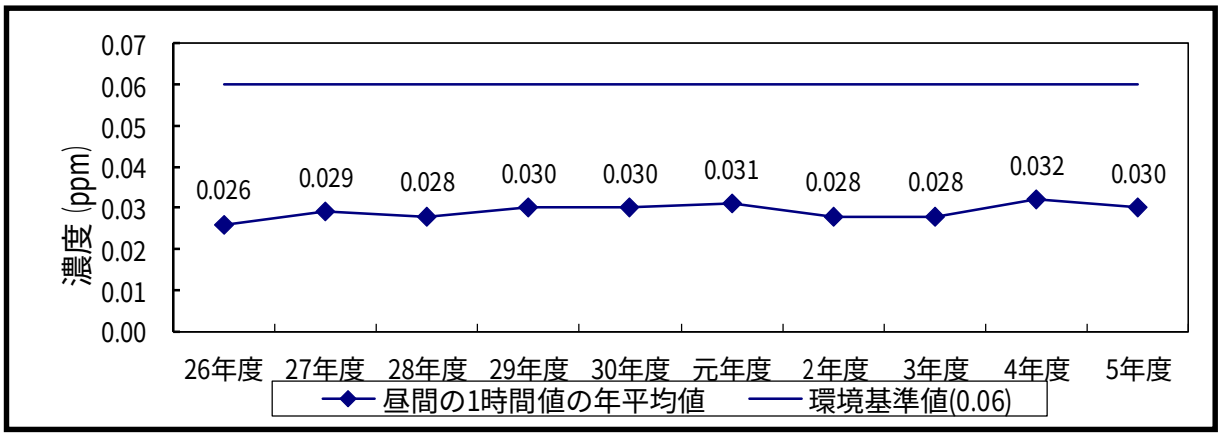

【図 5-5　川西市役所局光化学オキシダント濃度の経年変化（年平均値）】

５）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

【環境基準】１年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³ 以下

平成25年11月から川西市役所局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。令和5年度の微小粒子状物質の年平均値は、5.3μg/m³、日平均値の年間98%値は、17.0μg/m³で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-8　令和５年度微小粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	365
年平均値	μg/m³	5.3
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数	日	0
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0
日平均値の年間 98%値	μg/m³	17.0
環境基準の適合状況	適○・否×	○

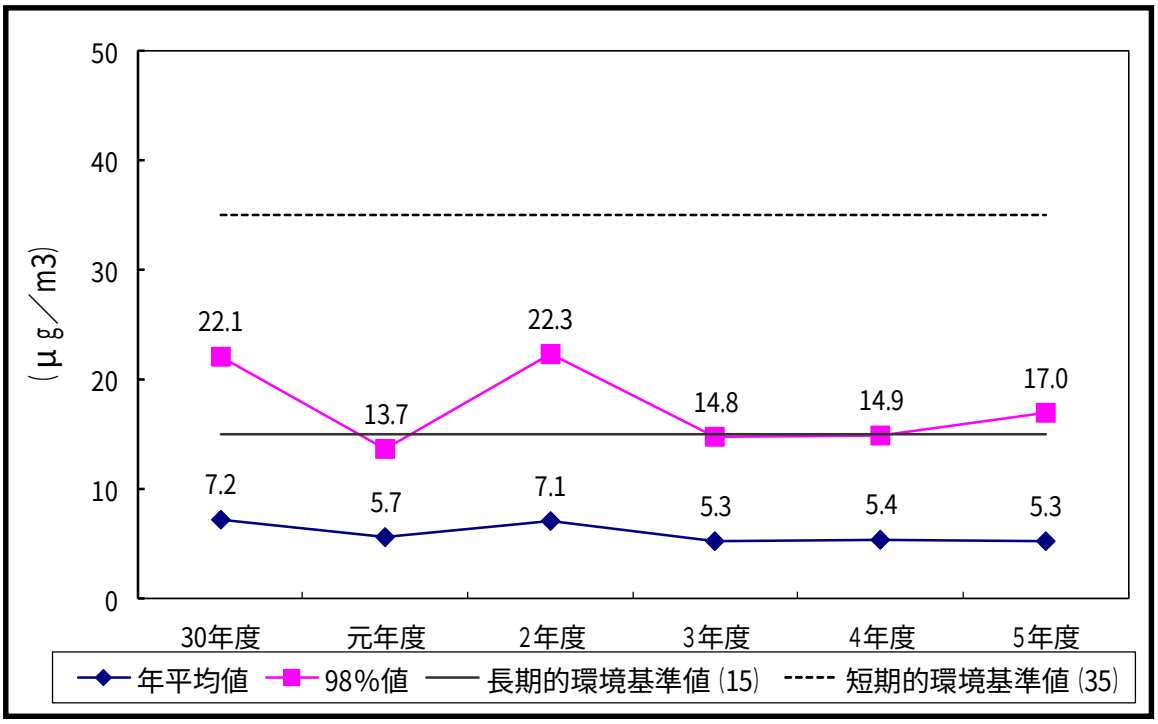

【図 5-6 川西市役所局微小粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

６）風向、風速

大気汚染と密接な関係にある気象条件のうち、風向、風速が、大きく影響を及ぼしています。

令和５年度の川西市役所局の風向別の頻度では、年間を通じて北北西（NNW）の風が最も多くなっています。

また、一般環境大気の風速については、年間を通じて 2.1～3.0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では、3.0m/sec となっています。

【表 5-9　令和５年度年間風向頻度表（川西市役所局）】

風向		出現回数	頻度（%）
N	（北）	1,769	(20.2)
NNE	（北北東）	706	(8.1)
NE	（北東）	215	(2.4)
ENE	（東北東）	114	(1.3)
E	（東）	308	(3.5)
ESE	（東南東）	320	(3.7)
SE	（南東）	216	(2.4)
SSE	（南南東）	364	(4.2)
S	（南）	704	(8.0)
SSW	（南南西）	496	(5.7)
SW	（南西）	263	(3.0)
WSW	（西南西）	169	(1.9)
W	（西）	132	(1.5)
WNW	（西北西）	275	(3.1)
NW	（北西）	545	(6.2)
NNW	（北北西）	2,057	(23.5)
カーム		110	(1.3)

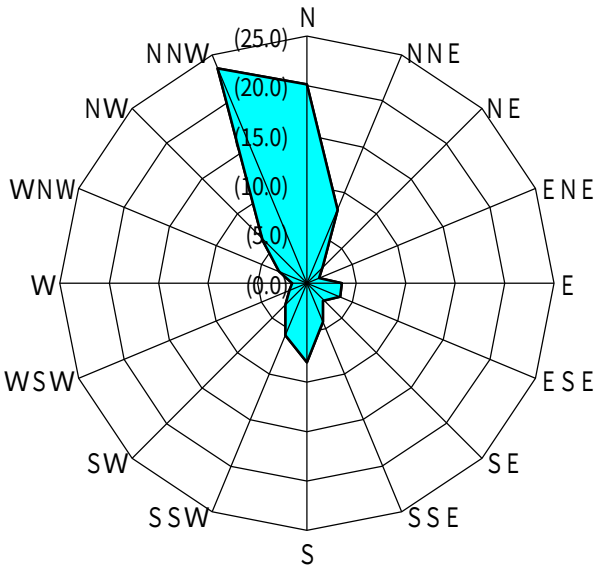

【図 5－7　令和５年度年間風配図（川西市役所局）】

【表 5-10　令和５年度年間風速頻度表（川西市役所局）】

風速（m/sec）	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	110	755	1,948	2,309	1,736	847	474	273	311
出現率（%）	1.3	8.6	22.2	26.3	19.8	9.7	5.4	3.1	3.6

有効測定日数（日）	365
総測定時間（h）	8,763
平均風速（m/sec）	3.0

２．自動車排出ガス常時測定

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）の第2条第14項に、「自動車排気ガスとは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものをいう。」とされています。

また、この政令で定める物質とは、大気汚染防止法施行令第4条に「一酸化炭素」「炭化水素」「鉛化合物」「窒素酸化物」「粒子状物質」と定められています。

自動車排出ガスについては、道路交通の整備に伴う自動車交通量の増大により、大気の汚染を深刻化させてきましたが、一酸化炭素と鉛化合物については対策が進み、これによる大気環境は改善されてきています。

また、国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針」では、令和8年度までに窒素酸化物と粒子状物質に係る大気環境基準の達成に向けて、最善を尽くすよう示されています。

市内では、兵庫県が、平成8（1996）年4月から中国縦貫自動車道、国道176号（バイパス）及び県道尼崎池田線が交差する地点（加茂5丁目）の沿道に、観測局（局名：川西市加茂自動車排気ガス測定局）を設置しており、現在、一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、風向・風速の常時測定を行っています。

また、新名神高速道路の開通にともない（清流台14番2）に、観測局（局名：川西市文珠橋自動車排気ガス測定局）を設置し、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向・風速の常時測定を行っています。

なお、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

【図 5-8 川西市加茂自動車排気ガス測定局】

【図 5-9 川西市文珠橋自動車排気ガス測定局】

１）一酸化炭素（ＣＯ）

[環境基準] 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下

令和5年度加茂自動車排気ガス測定局の一酸化炭素の日平均値の2％除外値は、0.5ppm で環境基準に適合しています。

【表 5-11　令和５年度一酸化炭素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	359
測定時間	時間	8,572
年平均値	ppm	0.3
8 時間値が 20ppm を超えた回数	回	0
日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	ppm	1.1
日平均値の最高値	ppm	0.6
1 時間値が 30ppm 以上になったことがある日数	日	0
日平均値の 2%除外値	ppm	0.5
日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

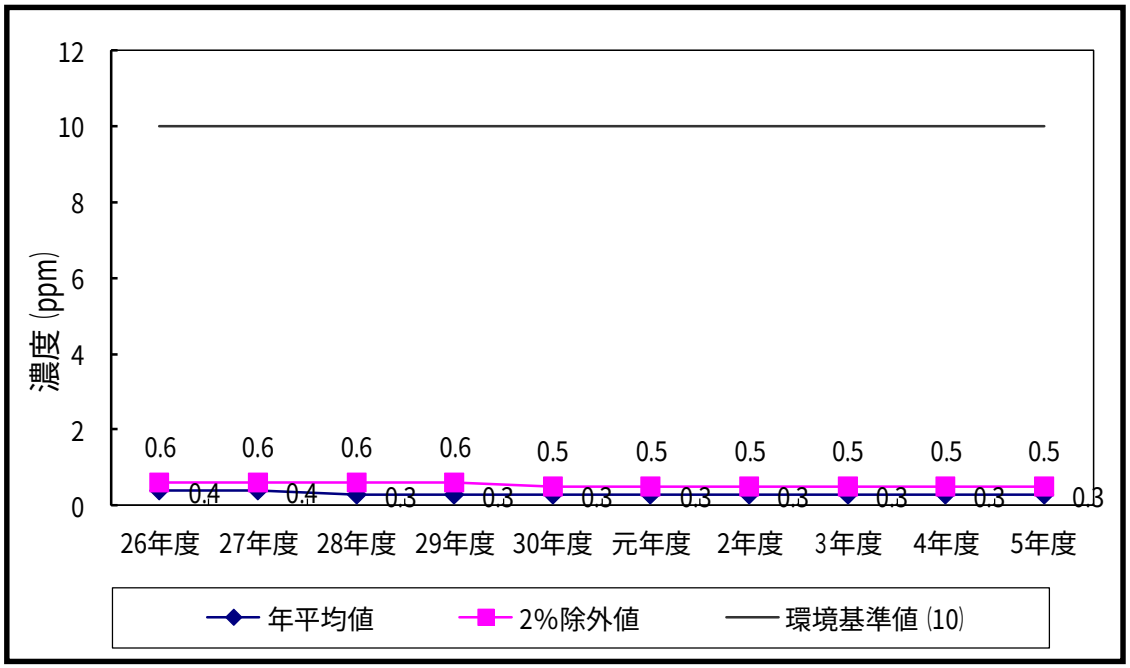

【図 5-10　加茂自動車排気ガス測定局一酸化炭素濃度の経年変化
（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下

令和 5 年度加茂自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.033 mg/m^3、短期的評価は、時間値がすべて 0.20 mg/m^3 未満であったため、環境基準に適合しています。

また、令和 5 年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.027 mg/m^3、短期的評価は、時間値がすべて 0.20 mg/m^3 未満であったため、環境基準に適合しています。

【表 5-12　令和 5 年度浮遊粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8,745
年平均値	mg/m^3	0.014
1 時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg/m^3	0.088
日平均値の最高値	mg/m^3	0.051
日平均値の 2%除外値	mg/m^3	0.033
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-13　令和 5 年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8,727
年平均値	mg/m^3	0.011
1 時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg/m^3	0.088
日平均値の最高値	mg/m^3	0.030
日平均値の 2%除外値	mg/m^3	0.027
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

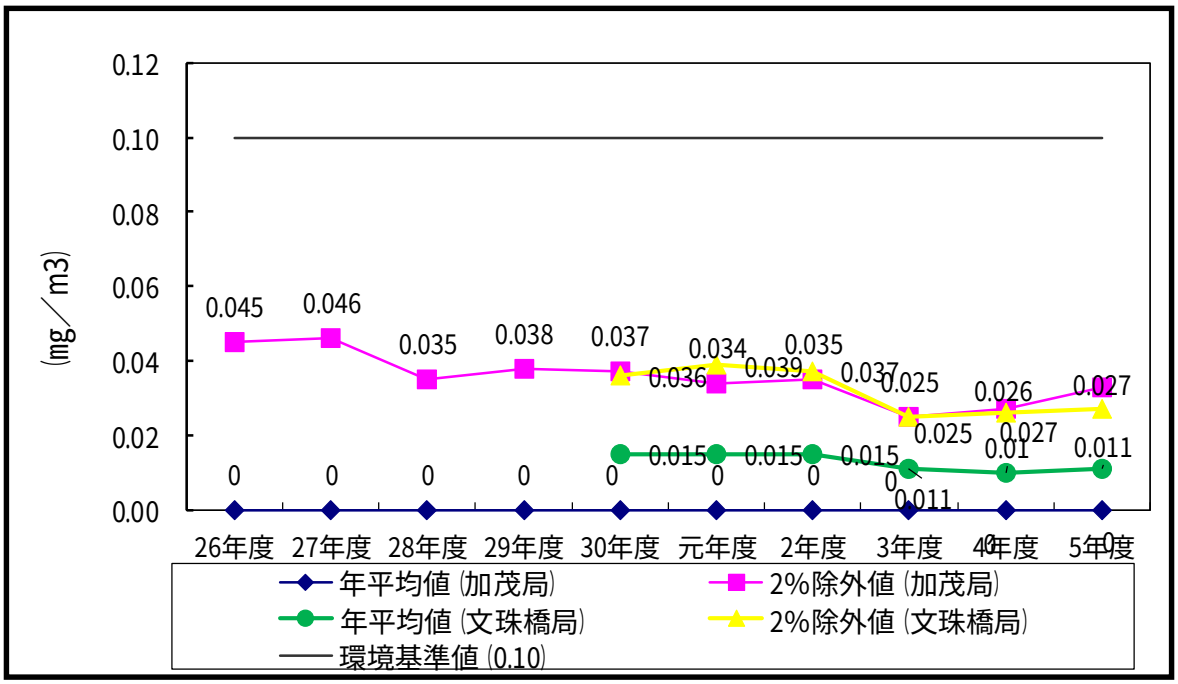

【図 5-11　加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

３）二酸化窒素（ＮＯ２）

【環境基準】１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

令和5年度加茂自動車排気ガス測定局の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が、0.023ppm であることから、環境基準に適合しています。

また、令和5年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局も二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が、0.014ppm であることから、環境基準に適合しています。

【表 5-14　令和５年度二酸化窒素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8,672
年平均値	ppm	0.011
1 時間値の最高値	ppm	0.049
日平均値の最高値	ppm	0.028
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.023
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-15　令和５年度二酸化窒素の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8,670
年平均値	ppm	0.006
1 時間値の最高値	ppm	0.044
日平均値の最高値	ppm	0.019
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.014
環境基準の適合状況	適○・否×	○

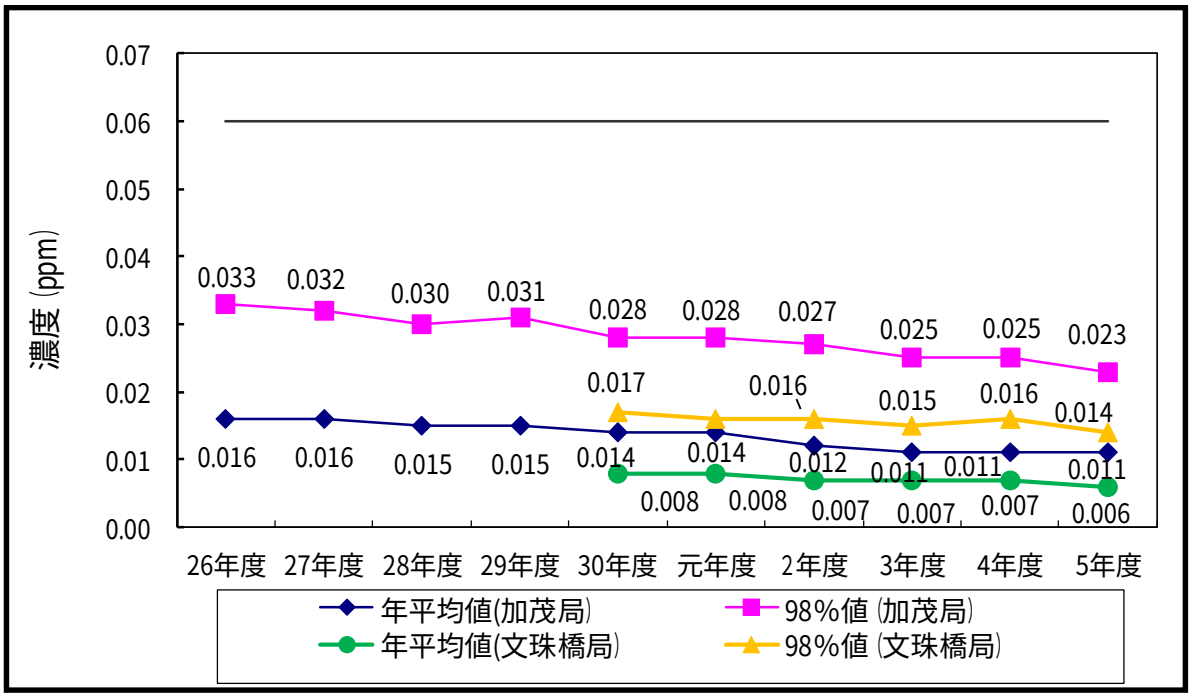

【図 5-12　加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の二酸化窒素濃度経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98%値）】

４）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

【環境基準：１年平均値が 15μg/m3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m3 以下】

平成２３年度から加茂自動車排気ガス測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

令和５年度の微小粒子状物質の年平均値は、8.3μg/m³、日平均値の年間９８％値が 18.4μg/m³ で短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-16　令和５年度微小粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
年平均値	μg/m³	8.3
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数	日	0
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0
日平均値の年間 98%値	μg/m³	18.4
環境基準の適合状況	適○・否×	○

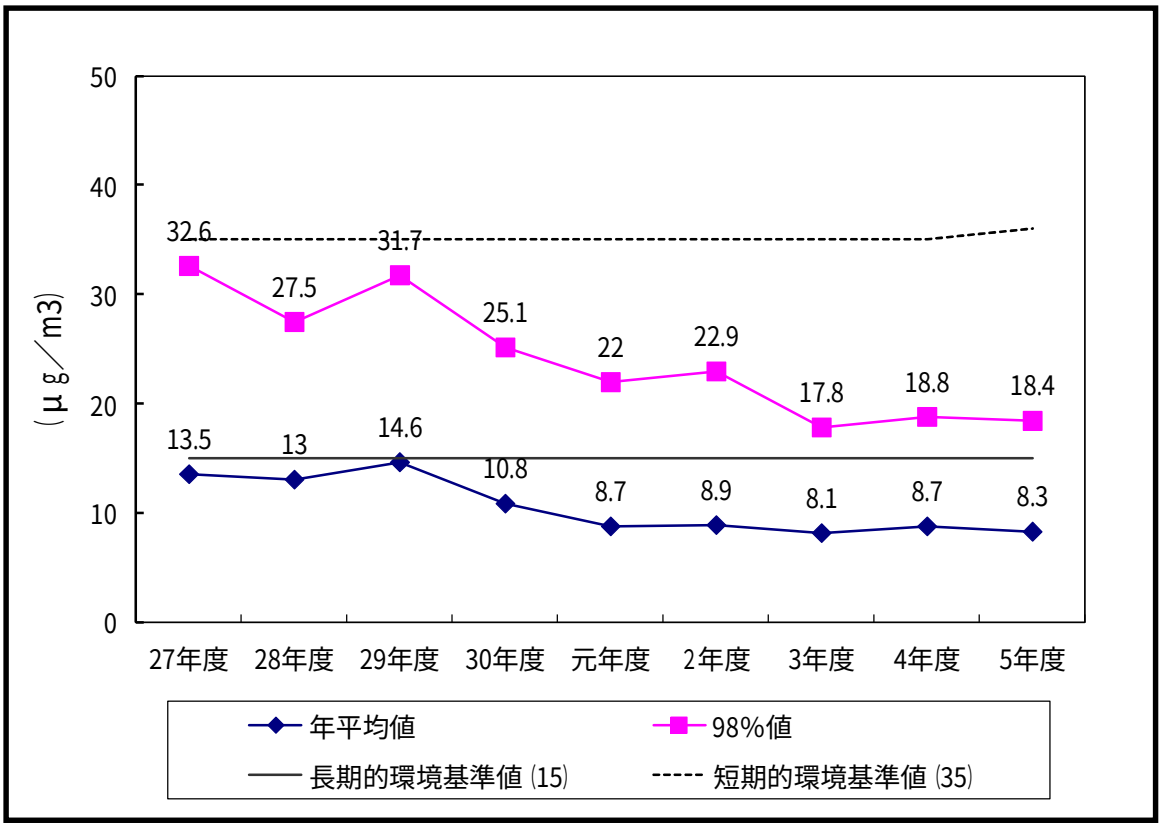

【図 5-13 加茂自動車排気ガス測定局微小粒子状物質濃度の経年変化
（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

５）　風向・風速

川西市加茂自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じて北北西（NNW）の風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0．4～1．0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では1．2m/sec となっています。

【表 5-17　令和５年度年間風向頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度（%）
N　（北）	614	(7.0)
NNE　（北北東）	376	(4.3)
NE　（北東）	264	(3.0)
ENE　（東北東）	342	(3.9)
E　（東）	303	(3.4)
ESE　（東南東）	343	(3.9)
SE　（南東）	230	(2.6)
SSE　（南南東）	241	(2.6)
S　（南）	304	(3.5)
SSW　（南南西）	297	(3.4)
SW　（南西）	385	(4.4)
WSW　（西南西）	385	(4.4)
W　（西）	286	(3.3)
WNW　（西北西）	568	(6.5)
NW　（北西）	1,633	(18.6)
NNW　（北北西）	1,702	(19.4)
カーム	510	(5.8)

【図 5-14　令和５年度年間風配図

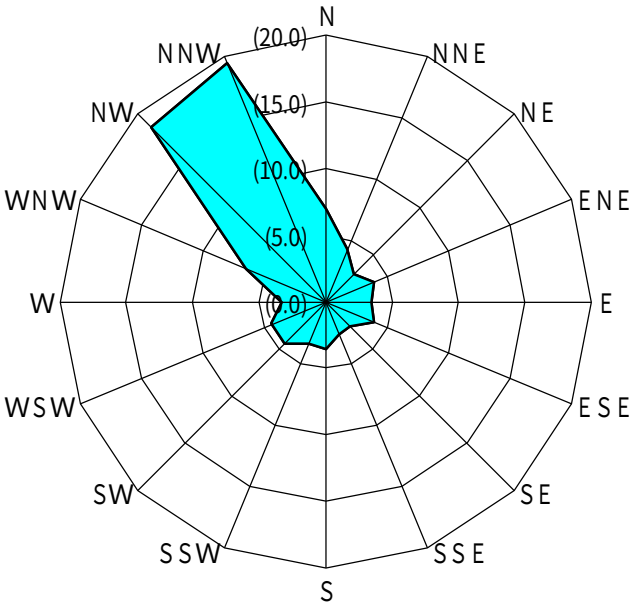

【表 5-18　令和５年度年間風速頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風速（m/sec）	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	510	4,452	2,435	939	312	94	30	7	4
出現率（%）	5.8	50.7	27.7	10.7	3.6	1.1	0.3	0.1	0.0

有効測定日数（日）	366
総測定時間（h）	8,783
平均風速（m/sec）	1.2

川西文珠橋自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じてカームの風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0．4～1．0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では0．9m/sec となっています。

【表 5-19　令和５年度年間風向頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風向		出現回数	頻度 (%)
N	(北)	531	(6.0)
NNE	(北北東)	332	(3.8)
NE	(北東)	183	(2.1)
ENE	(東北東)	178	(2.0)
E	(東)	509	(5.8)
ESE	(東南東)	336	(3.8)
SE	(南東)	193	(2.2)
SSE	(南南東)	162	(1.9)
S	(南)	168	(1.9)
SSW	(南南西)	259	(3.0)
SW	(南西)	544	(6.2)
WSW	(西南西)	882	(10.0)
W	(西)	983	(11.2)
WNW	(西北西)	591	(6.7)
NW	(北西)	433	(4.9)
NNW	(北北西)	539	(6.2)
カーム		1,958	(22.3)

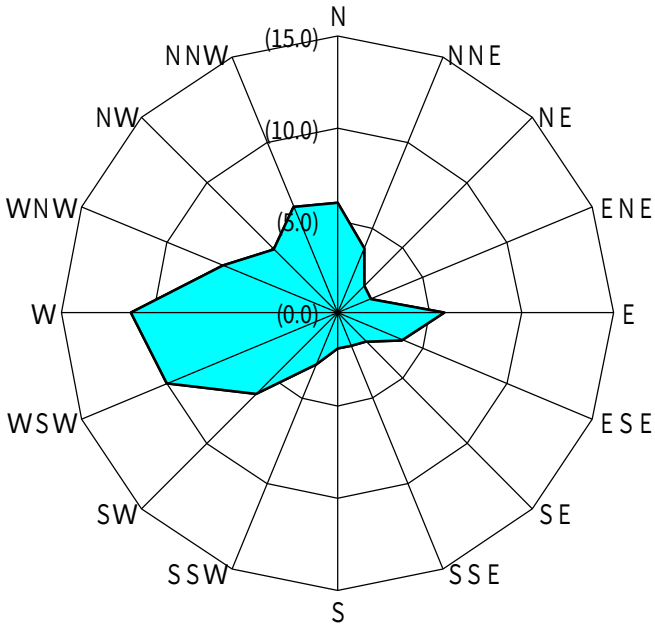

【表 5-20　令和５年度年間風速頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風速 (m/sec)	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	1,958	3,852	2,159	645	125	31	10	0	1
出現率 (%)	22.3	43.9	24.6	7.4	1.3	0.4	0.1	0.0	0.0

有効測定日数 (日)	364
総測定時間 (h)	8,770
平均風速 (m/sec)	0.9

第６章　水質汚濁

人間は、昔から河川や湖、海の沿岸に集まり、文明を発達させてきました。水は、炊事、洗濯、農業用水など、人の生活にとって欠くことのできない重要な資源であるばかりでなく、川辺や海岸は住民の散策、水浴などレクリエーションや憩いの場であり、また広い水域は水産資源の生育の場でもあります。

しかし、人口の増加や産業の発達につれて水利用が活発化し、汚濁物質の量が河川、湖沼、海域等の自然浄化（自浄作用）をこえることによって、水質汚濁が発生しました。さらに、急激な産業の進展、人口の都市集中、生活様式の向上などによって水質汚濁が社会問題となりました。

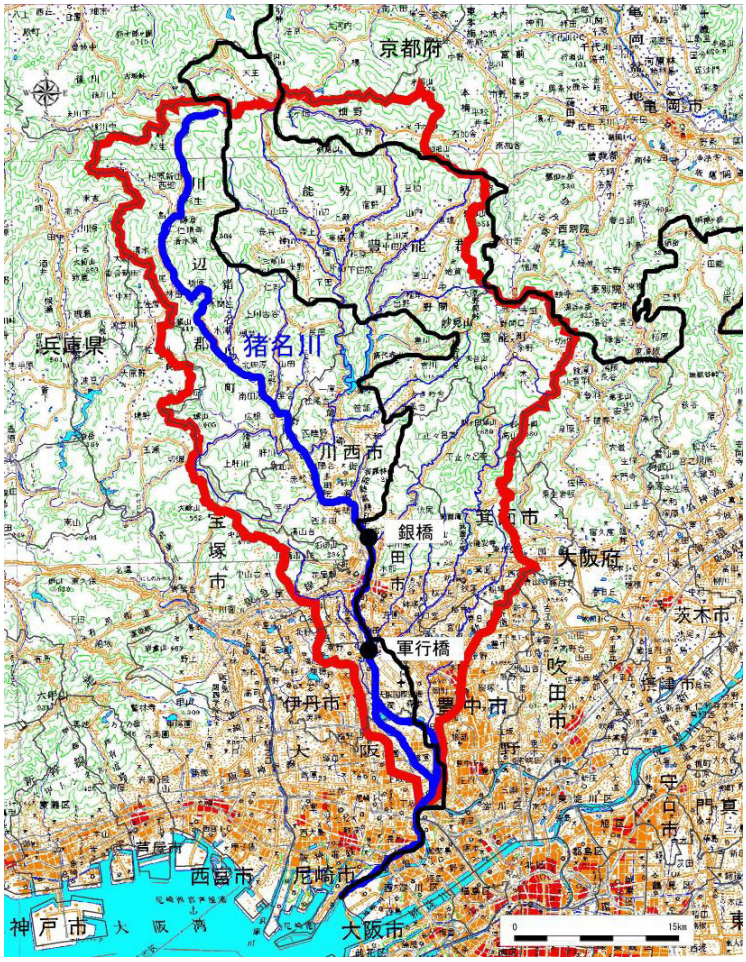

【図 6-1　猪名川流域概要図】

【猪名川上流の概要】

淀川右派川、神崎川の右支川である猪名川は流域面積383km^2、流路延長43kmの一級河川では中小河川に属するが、流域は大阪府、京都府、兵庫県の2府1県にまたがり、8市3町を包括している。

この中に阪神工業地帯の中心である尼崎市をはじめ、大阪の衛星都市群として、豊中、伊丹、川西、池田、箕面市等を擁している。さらに東西を結ぶ交通機関の要衝でもあり、工業は大小6千余りを数え、流域内の資産、人口はともに多く、流域関連人口約180万人、流域資産額約2兆5千億円と推定される。

（資料：1998 日本河川水質年鑑（社）日本河川協会）

環境省ホームページ報道発表資料（H20.4.24）「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」に対する意見の募集（パブリックコメント）についての添付資料 4」より抜粋

第１節　水質汚濁に係る環境基準等

１．水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準」は、公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）第９条の規定に基づき昭和４６年に定められました。平成５年に環境基本法（平成５年法律第９１号）が新たに制定され公害対策基本法が廃止されたことにより、この基準は環境基本法第１６条の規定に基づき定められた基準として取り扱われています（最終改定令和５年環境省告示第６号）。また、ダイオキシン類による環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）に基づき定められています（第９章に記載）。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と各公共用水域の水域類型ごとに適用される「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

また、平成９年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準も定められています。

※ダイオキシン類に関しては第９章に記載しています。

１）　人の健康の保護に関する環境基準

【表 6-1　人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域の水質汚濁に係る環境基準）】

項　目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/Ｌ以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準付表１に掲げる方法
鉛	0.01mg/Ｌ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/Ｌ以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあつては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　規格 65.2.1 に定める方法による場合　原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 ２　規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 ３　規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/Ｌ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 3 に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

四塩化炭素	0.002mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/Ｌ以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/Ｌ以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/Ｌ以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注⑵第三文及び規格 34 の備考 1 を除く）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質汚濁に係る環境基準付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/Ｌ以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 8 に掲げる方法

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

２）　生活環境の保全に関する環境基準

【表 6-2　生活環境の保全に関する環境基準（河川）】

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物科学的酸素要求量	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
AA	水道１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg／L以下	25mg／L以下	7.5mg／L以上	20CFU／100ml以下	第１の２の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道２級・水産１級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg／L以下	25mg／L以下	7.5mg／L以上	300CFU／100ml以下	
B	水道３級・水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg／L以下	25mg／L以下	5mg／L以上	1,000CFU／100ml以下	
C	水産３級・工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg／L以下	50mg／L以下	5mg／L以上	－	
D	工業用水２級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg／L以下	100mg／L以下	2mg／L以上	－	
E	工業用水３級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg／L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg／L以上	－	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	水質汚濁に係る環境基準付表10に掲げる方法	

【備考】

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる）。

4　水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。

5　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6　大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony　Forming　Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注３　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

注５　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			当該水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	0.03mg／L以下	第１の２の⑵により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	0.02mg／L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.05mg／L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.04mg／L以下	
測定方法		規格53に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表11に掲げる方法	水質汚濁に係る環境基準付表12に掲げる方法	

1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

２．水質に係る要監視項目と指針値

①人の健康の保護に係る項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです。その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改正が行われ、現在は27項目が設定されています。

【表 6-3　人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（公共水域）】

項目	指針値	備考
クロロホルム	0.06 mg/Ｌ以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/Ｌ以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/Ｌ以下	
ｐ-ジクロロベンゼン	0.2 mg/Ｌ以下	
イソキサチオン	0.008 mg/Ｌ以下	
ダイアジノン	0.005 mg/Ｌ以下	
フェニトロチオン(ＭＥＰ)	0.003 mg/Ｌ以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/Ｌ以下	
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/Ｌ以下	
クロロタロニル(ＴＰＮ)	0.05 mg/Ｌ以下	
プロピザミド	0.008 mg/Ｌ以下	
ＥＰＮ	0.006 mg/Ｌ以下	
ジクロルボス(ＤＤＶＰ)	0.008 mg/Ｌ以下	
フェノブカルブ(ＢＰＭＣ)	0.03 mg/Ｌ以下	
イプロベンホス(ＩＢＰ)	0.008 mg/Ｌ以下	
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	－	
トルエン	0.6 mg/Ｌ以下	
キシレン	0.4 mg/Ｌ以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/Ｌ以下	
ニッケル	－	
モリブデン	0.07 mg/Ｌ以下	
アンチモン	0.02 mg/Ｌ以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/Ｌ以下	
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/Ｌ以下	
全マンガン	0.2 mg/Ｌ以下	
ウラン	0.002 mg/Ｌ以下	
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/Ｌ以下(暫定)	

②水生生物の保全に係る項目

「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されました。その後、平成25年3月に改正が行われ、現在6項目が設定されています。

【表 6-4　水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値】

項目	指針値（淡水域）			
	生物Ａ類型	生物特Ａ類型	生物Ｂ類型	生物特Ｂ類型
クロロホルム	0.7 mg/Ｌ以下	0.006 mg/Ｌ以下	3 mg/Ｌ以下	3 mg/Ｌ以下
フェノール	0.05 mg/Ｌ以下	0.01 mg/Ｌ以下	0.08 mg/Ｌ以下	0.01 mg/Ｌ以下
ホルムアルデヒド	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下
4-t-オクチルフェノール	0.001 mg/Ｌ以下	0.0007 mg/Ｌ以下	0.004 mg/Ｌ以下	0.003 mg/Ｌ以下
アニリン	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/Ｌ以下	0.003 mg/Ｌ以下	0.03 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下

３．水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水質類型指定

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共水域ごとに類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっています。

川西市内を流れる「猪名川水域」については、大阪府、京都府と兵庫県の2府1県にまたがることから国が類型指定を行っており、平成20年の見直しにより下記のとおり告示されています。

ア

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A	イ	平成 21 年 3 月 31 日 （環境省告示第 14 号）

イ（水性生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定）

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川(1)	ゴルフ橋(虫生地点)より上流	生物Ａ	イ	平成 21 年 11 月 30 日 （環境省告示第 80 号）
	猪名川(2)	ゴルフ橋(虫生地点)より下流	生物Ｂ	イ	

（注） 達成期間の分類は次の通りとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成。

第２節　猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定

１．測定地点

本市における河川の汚濁状況を把握するため、図６－２に示す１２地点で測定を実施しています。

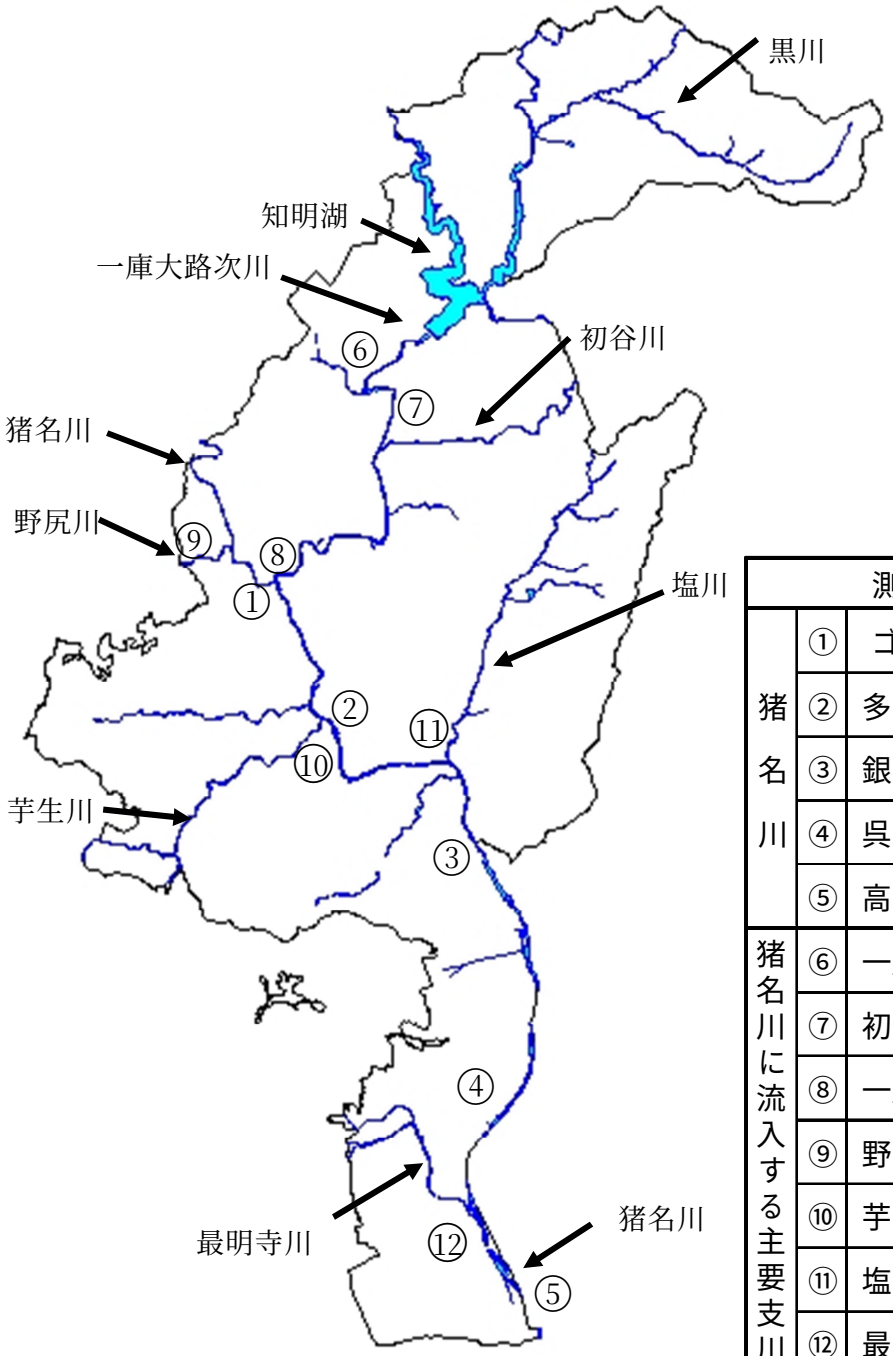

測定地点		
猪名川	①	ゴルフ橋
	②	多田浄水場取水点
	③	銀橋
	④	呉服橋
	⑤	高木井堰
猪名川に流入する主要支川	⑥	一庫大路次川鎌瀬井堰
	⑦	初谷川流末
	⑧	一庫大路次川流末
	⑨	野尻川流末
	⑩	芋生川流末
	⑪	塩川流末
	⑫	最明寺川流末

【図 6-2　水質測定地点図】

２．水質汚濁の現況

１）健康項目等

令和 5 年度は、猪名川（多田浄水場取水点）で 6 月、8 月、11 月、2 月に健康項目（環境基準が定められている項目のうち人の健康の保護に関する物質）と要監視項目（人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準を定めず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質）について測定しました。その結果は、いずれも環境基準値及び指針値を下回っていました。

【表 6-5　健康項目の環境基準及び要監視項目の指針値適合状況】

健康項目		要監視項目	
項目名	適合状況	項目名	適合状況
カドミウム	2/2	クロロホルム	2/2
全シアン	2/2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	2/2
鉛	2/2	1,2-ジクロロプロパン	2/2
六価クロム	2/2	p-ジクロロベンゼン	2/2
砒素	2/2	イソキサチオン	2/2
総水銀	2/2	ダイアジノン	2/2
アルキル水銀	2/2	フェニトロチオン	2/2
PCB	2/2	イソプロチオラン	2/2
ジクロロメタン	2/2	オキシン銅	2/2
四塩化炭素	2/2	クロロタロニル	2/2
1,2-ジクロロエタン	2/2	プロピザミド	2/2
1,1-ジクロロエチレン	2/2	EPN	2/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	2/2	ジクロルボス	2/2
1,1,1-トリクロロエタン	2/2	フェノブカルブ	2/2
1,1,2-トリクロロエタン	2/2	イプロベンホス	2/2
トリクロロエチレン	2/2	クロルニトロフェン	-/-
テトラクロロエチレン	2/2	トルエン	2/2
1,3-ジクロロプロペン	2/2	キシレン	2/2
チウラム	2/2	フタル酸ジエチルヘキシル	2/2
シマジン	2/2	ニッケル	-/-
チオベンカルブ	2/2	モリブデン	2/2
ベンゼン	2/2	アンチモン	2/2
セレン	2/2	塩化ビニルモノマー	2/2
硝酸及び亜硝酸性窒素	2/2	エピクロロヒドリン	2/2
ふっ素	2/2	全マンガン	2/2
ほう素	2/2	ウラン	2/2
1,4-ジオキサン	2/2	合　　計	48/48
合　　計	54/54		

【備考】

1　m/n：（環境基準もしくは水質環境目標に適合しているデータ数）/（全測定データ数）

2　要監視項目の内、クロルニトロフェン及びニッケルの指針値は削除されています。

3　PFOS 及び PFOA については、令和 6 年度から調査を行います。

また、平成7年1月の阪神淡路大震災以降に、猪名川及び支川で環境基準を上回る濃度の砒素が検出されたことから、河川水中の砒素に関して継続監視しております。

令和５年度は、多田浄水場取水点で2回の他、ゴルフ橋、銀橋、呉服橋、高木井堰、野尻川流末、塩川流末の7カ所で実施しました。測定結果は、6地点で環境基準を達成していました。

【表 6-6　猪名川水系における砒素の測定結果の状況】

単位：mg/L

番号	測定地点	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		R3.5.10	R3.8.5	R3.11.8	R4.2.3	R4.5.20	R4.8.23	R4.11.22	R5.2.6	R6.5.22	R6.8.28	R6.11.13	R6.2.19
①	ゴルフ橋				0.001				0.001				0.001
②	多田浄水場取水点		0.002		0.001		0.002		0.001		0.002		0.001
③	銀橋				0.001				0.001				0.002
④	呉服橋				0.003				0.003				0.004
⑤	高木井堰				0.003				0.003				0.003
⑨	野尻川流末				0.006				0.007				0.007
⑪	塩川流末	0.013	0.017	0.022	0.020	0.015	0.007	0.008	0.003	0.011	0.018	0.010	0.017

２）生活環境項目

猪名川の水質は、下水道の整備等の水質汚濁防止対策によって、かなり改善されてきていますが、令和5年度はpH、大腸菌数の数値が全体的に増加し、環境基準適合数が減少しました。また、銀橋における５月の SS の数値が増加し、環境基準適合数が減少しました。

【表 6-7　令和５年度生活環境項目の調査結果（猪名川）】

河川名	地点番号	測定項目	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)			
		地点名	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	75%値	最小値	m
				最大値	n		最大値	n			最大値	n
猪名川	①	ゴルフ橋	8.0	7.5	11	10.8	9.8	12	0.6	0.6	<0.5	12
				8.7	12		13	12			1.4	12
	②	多田浄水場取水点	8.0	7.6	12	10.4	8.8	12	0.6	0.6	<0.5	12
				8.5	12		12	12			1	12
	③	銀　橋	8.3	7.8	8	10.6	9.4	12	0.6	0.7	<0.5	12
				8.9	12		12	12			0.9	12
	④	呉服橋	8.4	7.8	7	11.3	10	12	0.6	0.7	<0.5	12
				9.2	12		13	12			0.8	12
	⑤	高木井堰	8.1	7.8	11	10.1	8.1	12	0.6	0.7	<0.5	12
				8.6	12		12	12			0.9	12
（m＝環境基準適合数）の計			49			60			60			
（n＝測定回数）の計			60			60			60			

※BOD75%値について、検出下限値が 0.5mg/Lため、計測値が 0.5mg/Lより小さい場合は 0.5mg/Lとして平均値を算出しています。

河川名	地点番号	測定項目	ＳＳ(mg/L)			大腸菌数(CFU/100mL)		
		地点名	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m
				最大値	n		最大値	n
猪名川	①	ゴルフ橋	1.7	1	12	231	20	11
				4	12		1，900	12
	②	多田浄水場取水点	2.4	1	12	178	43	11
				4	12		1，200	12
	③	銀　橋	4.3	1	11	108	48	11
				28	12		470	12
	④	呉服橋	3.6	1	12	157	34	11
				14	12		790	12
	⑤	高木井堰	2.1	1	12	94	7	11
				4	12		320	12
（m＝環境基準適合数）の計			59			55		
（ｎ＝測定回数）の計			60			60		

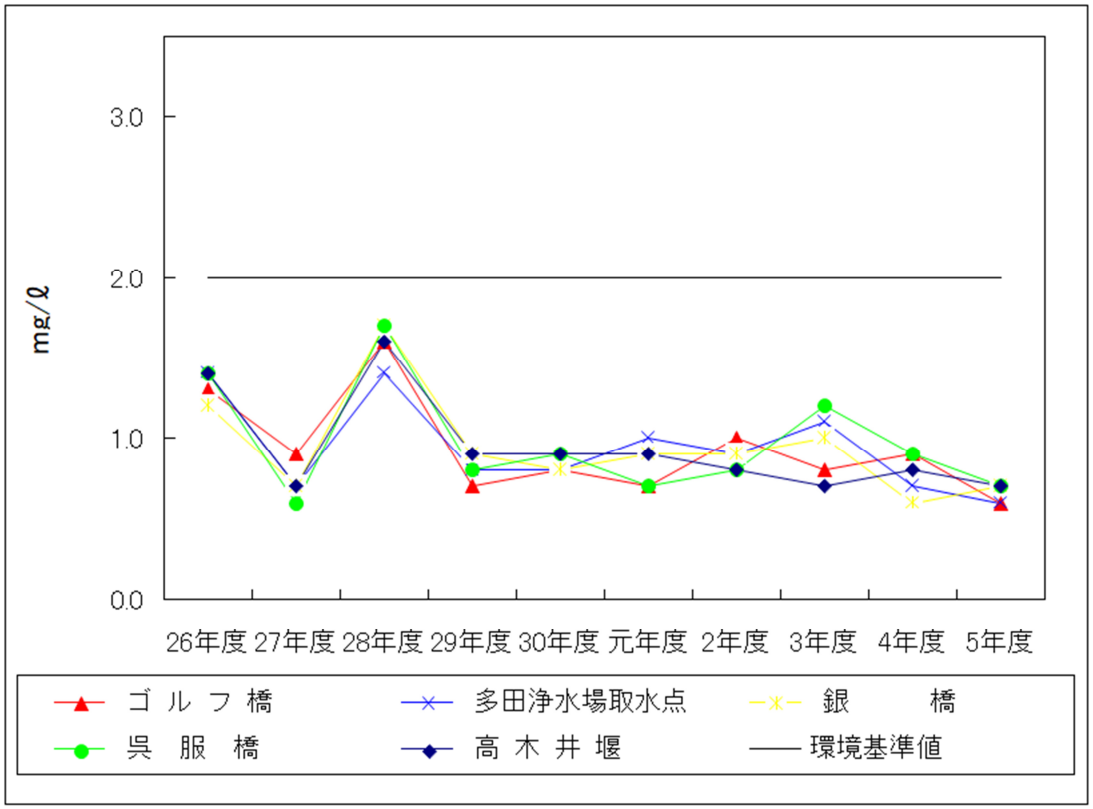

【図 6-3　猪名川におけるＢＯＤ75%値の経年変化】

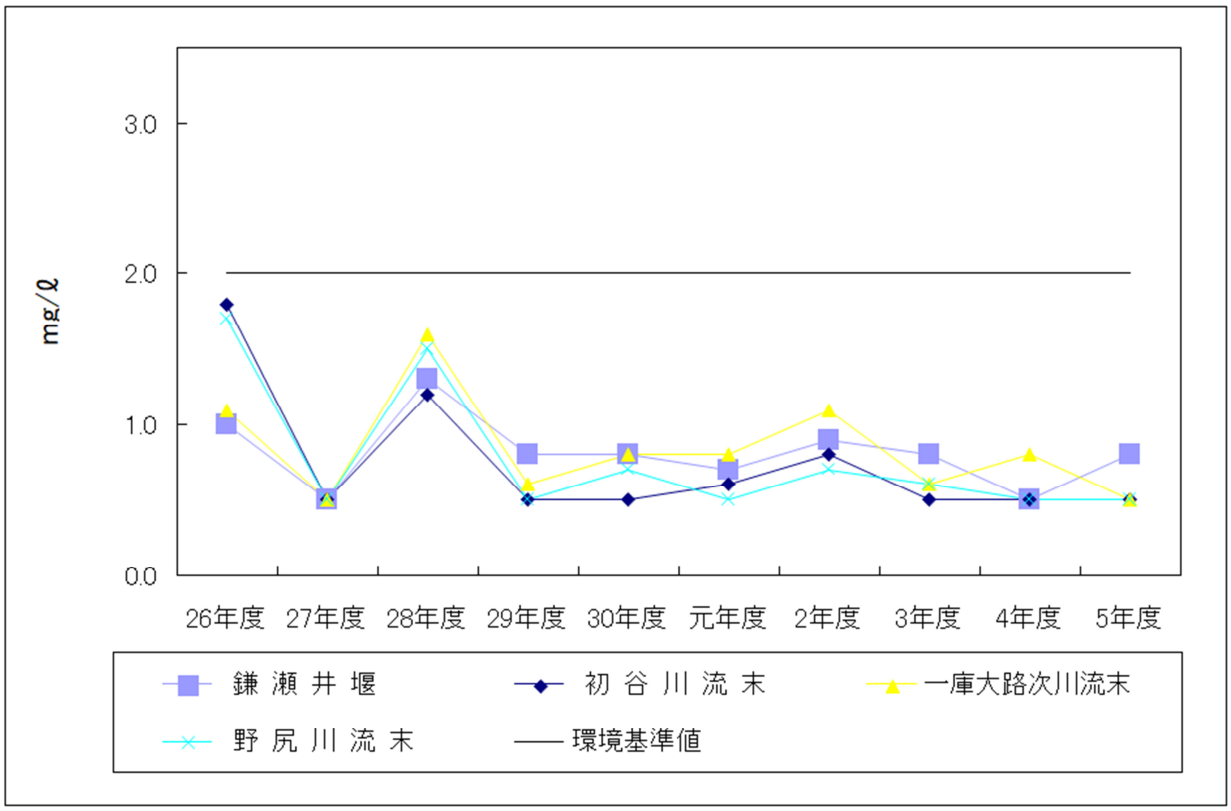

【図 6-4　猪名川に流入する各主要４河川のＢＯＤ75%値の経年変化】

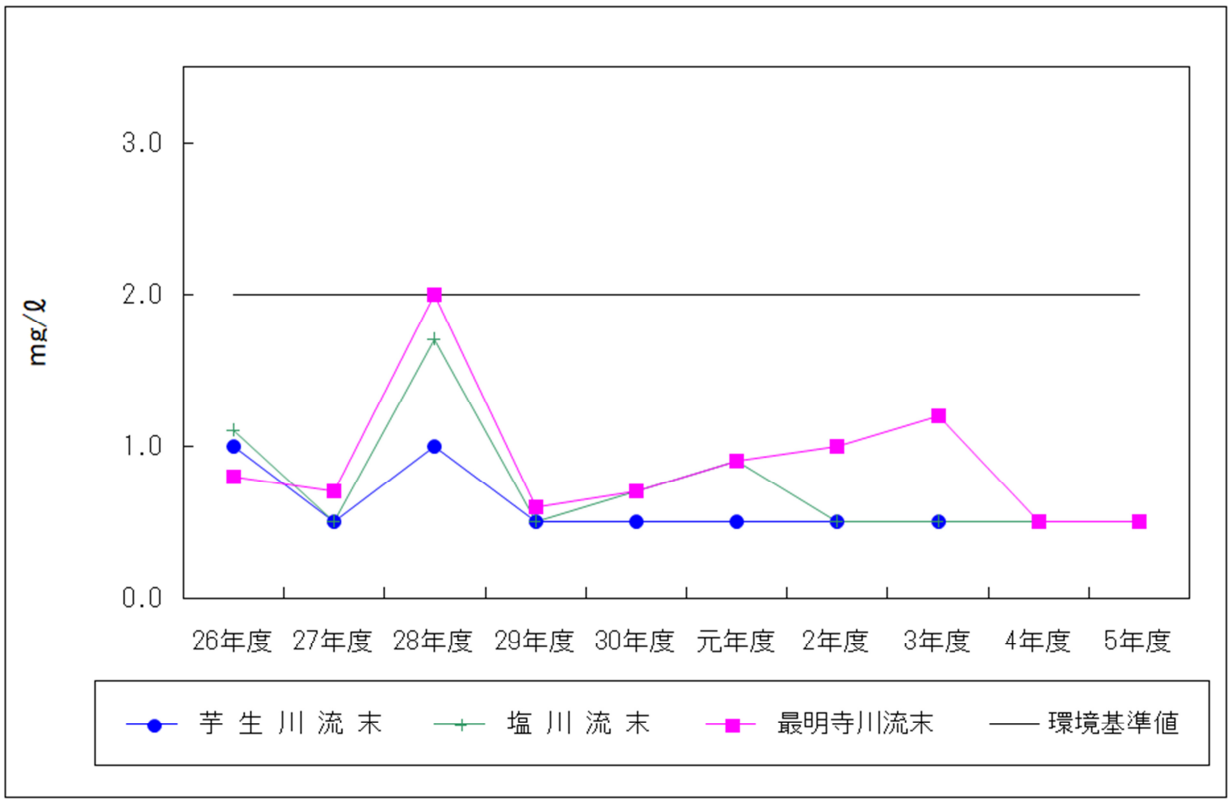

【図 6-5　猪名川に流入する各主要河川のＢＯＤ75%値経年変化】

※上記グラフにおける BOD75%値について、検出下限値が 0.5mg/Lため、計測値が 0.5mg/Lより小さい場合は 0.5mg/Lとして表示しています。

３）水生生物の生息状況の適応性

本市では、亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩基（ＬＡＳ）について、猪名川本流部の2か所（ゴルフ橋、多田浄水場取水点）で、年4回測定しています。令和5年度の測定結果は、2か所で環境基準を達成していました。

【表 6-8　全亜鉛の年間測定平均値】　単位：mg/L

	測定地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	ゴルフ橋	0.007	0.009	0.007
②	多田浄水場取水点	0.006	0.005	0.006

【表 6-9　ノニルフェノールの年間測定平均値】　単位：mg/L

	測定地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	ゴルフ橋	＜0.00006	＜0.00006	＜0.00006
②	多田浄水場取水点	＜0.00006	＜0.00006	＜0.00006

【表 6-10　ＬＡＳの年間測定平均値】　単位：mg/L

	測定地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	ゴルフ橋	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006
②	多田浄水場取水点	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006

４）その他の項目

環境基準値は定められてはいませんが、人畜による糞便汚染の指標となる塩化物イオンや生活排水汚染の指標となるＭＢＡＳ（メチレンブルー活性物質・合成洗剤の主成分）について、猪名川本流部5地点及び主要河川1地点で年2回測定しています。令和5年度の測定結果は、6地点で環境基準を達成していました。

【表 6-11　その他の項目の年間測定平均値】　単位：mg/L

河川名	地点番号	測定地点名	塩化物イオン (mg/L)	ＭＢＡＳ (mg/L)
猪名川	①	ゴ ル フ 橋	12.0	<0.01
	②	多田浄水場取水点	8.0	<0.01
	③	銀　橋	12.0	<0.01
	④	呉 服 橋	11.5	<0.01
	⑤	高 木 井 堰	12.5	<0.01
一庫大路次川	⑥	鎌 瀬 井 堰	6.5	<0.01

第３節　ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成 29 年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成 30 年の農薬取締法改正に係る令和2年4月1日施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

兵庫県では、平成元年4月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を施行し、農薬の適正な使用を各ゴルフ場に対して指導をしています。

本市では、暫定指導指針が定められたことにともない、平成2年度からこれらゴルフ場での使用農薬に関する水質調査を継続して実施していましたが、市の行財政改革の推進に伴い、令和3年度を以て調査を終了しました。

兵庫県下における令和4年度の調査結果は、調査した全てのゴルフ場で暫定指導指針値を下回っていました。令和6年9月末日時点では、令和5年度の結果は未だ公表されていませんが、環境省のホームページにて順次公表されます。

（URL：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_chosa.html）

第７章　騒音、振動

騒音とは、一般に「好ましくない音」「無い方がよい音」と定義されていますが、好ましい音かそうでない音かはそれを聞く人の主観的･感覚的な判断によります。

騒音は、大気汚染･水質汚濁に比べ、局所的･多発的であり、発生してから短時間で消えていく一過性の性質があり、発生源から被害者までの距離も比較的短く、さらに感情問題も伴い苦情にはさまざまなものがあります。

騒音には、機械の稼働による工場･事業場騒音、道路･建物の建設等に伴う建設作業騒音、鉄道･自動車等による交通騒音、スナック店などのカラオケ等による深夜営業騒音のほか、いわゆる近隣騒音と呼ばれるクーラー･ステレオ･ピアノ等の騒音など、身近な生活に結びついたものもあります。

騒音に係る環境基準は、昭和46年に設定されましたが、騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上及び国際的な動向を踏まえ、環境庁は、平成11年4月に騒音に係る改正環境基準を施行し、評価手法として、騒音レベル中央値（L_{A50}）から等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更するとともに、環境基準値や地域の類型及び時間の区分の見直しを行いました。

公害としての振動については、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることで物的被害を与えるなど私たちの日常生活に影響を与えるものをいいます。公害振動の伝搬距離は、発生源から100m以内（例外的なものを除く）で、その大きさは、地震でいうところのおおよそ震度1（微震）から震度3（弱震）の範囲内です。

また、音として通常聞こえる空気振動のうち、周波数20Hz～100Hz の低い周波数の音と、音としては通常聞こえない20Hz 以下の空気振動を、まとめて「低周波音」と呼んでいます。環境省では、近年増加傾向にある「低周波音問題」の対応のため、平成16年に「低周波音問題対応の手引書」を策定し公表しています。

【表 7-1　騒音の大きさの例】

120dB	飛行機エンジン近く
110dB	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100dB	電車が通る時のガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

兵庫県ホームページ「ひょうごの環境」より

第１節　環境基準及び要請限度

１．騒音の環境基準

環境基本法第16条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されています。騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められています。

(1)　一般地域における騒音の環境基準

【表 7-2　一般地域における環境基準】

地域の類型	基準値		該当地域の目安（※）
	昼間	夜間	
ＡＡ （特に静穏を要する地域）	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域 ※本市に該当する地域はありません。
A （専ら住居の用に供される地域）	55dB 以下	45dB 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B （主として住居の用に供される地域）			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C （相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 1. 各類型の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域に準拠して指定していますがあくまでも目安です。
2.「時間の区分」は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(2)　道路に面する地域における環境基準

【表 7-3　道路に面する地域における環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

【備考】車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-3 にかかわらず特例として、表 7-4 に掲げるとおりとする。

【表 7-4　幹線交通を担う道路に接近する地域の環境基準】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	70dB 以下	65dB 以下
【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音にかかる基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができる。		

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等をいう。
注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその囲を特定する。
① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路‥‥15m
② 2 車線を超える車線を有する道路‥‥20m

２．自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条の規定により、市町村長が法に基づく騒音の測定を行った場合、指定区域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（許容限度・表7－5）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に基づく措置をとるよう要請することができます。

また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

【表 7-5　道路交通騒音に係る要請限度】

区　域　の　区　分	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注1　区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 条に定める用途地域に準拠して指定（a 区域、b 区域、c区域はそれぞれ環境基準の地域の類型A、B、Cと同じ用途地域）していますが、あくまでも目安です。
注2　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

【表 7-6　幹線交通を担う道路に接近する区域の要請限度】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	75db 以下	70db 以下

注 1　「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等をいう。
注 2　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその囲を特定する。
① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路‥‥15m
② 2 車線を超える車線を有する道路‥‥20m
注 3　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

３．道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条の規定により、市町村長が法に基づく振動の測定を行った場合、指定区域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度・表 7-7）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請したり、または、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

【表 7-7　道路交通振動の要請限度】

時間区分 / 区域区分	昼間	夜間
	午前７時から午後８時まで	午後８時から翌日の午前７時まで
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

注１　区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第８条第１項第１条に定める用途地域に準拠して指定していますが、あくまでも目安です。

注２　第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域　第二種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注３　学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上記表に定める値以下当該値から５デシベル減じた値以上とする。（振動規制法施行規則第 12 条）

第２節　一般地域等における環境騒音の現況

１．測定地点

本市における環境騒音の現況を把握するため、令和5年度は、A地域3地点、B地域3地点、C地域1地点の合計7地点（図7－1）で環境騒音測定を実施しました。

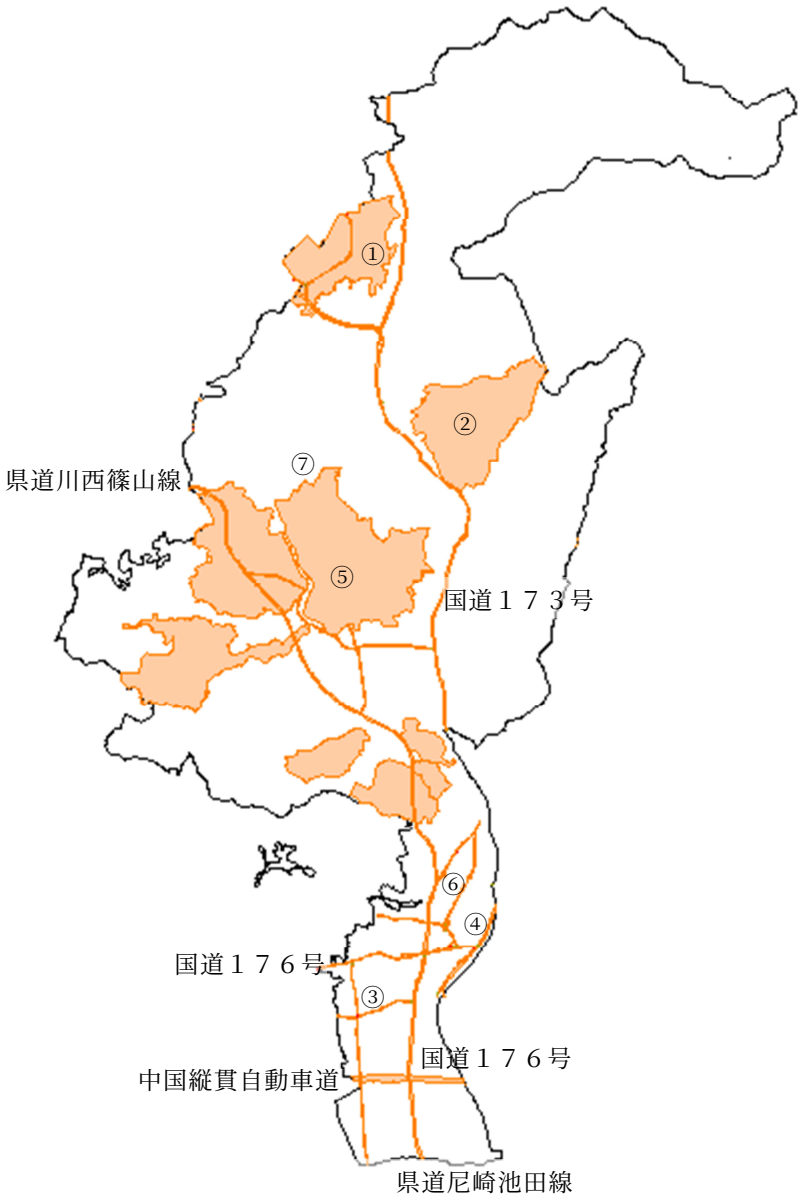

	測定地点名
①	丸山台３丁目
②	大和西４丁目
③	南花屋敷２丁目
④	小戸３丁目
⑤	緑台６丁目
⑥	火打１丁目
⑦	清流台１４番２

【図 7-1　測定地点図】

２．測定地点別の騒音レベル及び環境基準適合状況

令和5年度の騒音測定結果は、すべての地点の昼間及び夜間において、環境基準値に適合しました。

【表 7-8　一般地域における環境騒音測定結果及び環境基準の適否】

24時間測定

地点番号	調査地点名(所在地)	地域類型(用途地域)	測定期間	時間区分	騒音ﾚﾍﾞﾙ(LAeq:dB)	環境基準(dB)	環境基準適合状況
①	一庫中区配水池	A	1 ／ 17	昼間	35	55	○
	(丸山台3丁目)	(1種低層住居)	～ 1 ／ 18	夜間	30	45	○
②	大和自治会館	A	1 ／ 17	昼間	45	55	○
	(大和西4丁目)	(1種低層住居)	～ 1 ／ 18	夜間	35	45	○
③	文化財資料館	A	11 ／ 30	昼間	51	55	○
	(南花屋敷2丁目)	(2種中高層住居)	～ 12 ／ 1	夜間	39	45	○
④	心身障害者総合福祉センター	B	11 ／ 20	昼間	50	55	○
	(小戸3丁目)	(2種住居)	～ 11 ／ 21	夜間	41	45	○
⑤	緑台デイサービスセンター	C	11 ／ 16	昼間	47	60	○
	(緑台6丁目)	(近隣商業)	～ 11 ／ 17	夜間	49	50	○
⑥	シルバー人材センター	B	11 ／ 21	昼間	49	55	○
	(火打1丁目)	(2種住居)	～ 11 ／ 22	夜間	43	45	○
⑦	川西文珠橋局	B	11 ／ 30	昼間	58	70	○
	(清流台)	(市街化調整区域)	～ 12 ／ 1	夜間	57	65	○

注 1　⑦川西文珠橋局の地域類型は「B」に該当するが、幹線交通を担う道路に近接するため、道路に面する地域の環境基準を適用する。

【図 7-2　測定の様子（一庫中区配水池）】

【図 7-3　測定の様子（川西文珠橋局）】

第３節　自動車騒音及び道路交通振動の現況

１．測定地点

本市の幹線交通を担う道路の沿道地域における騒音及び振動の現況を把握し、道路に面する地域の環境基準等の適合状況、騒音規制法及び振動規制法に定める要請限度の適合状況を調べるため、令和5年度は、4路線4地点（図7－4）で自動車騒音測定を実施しました。

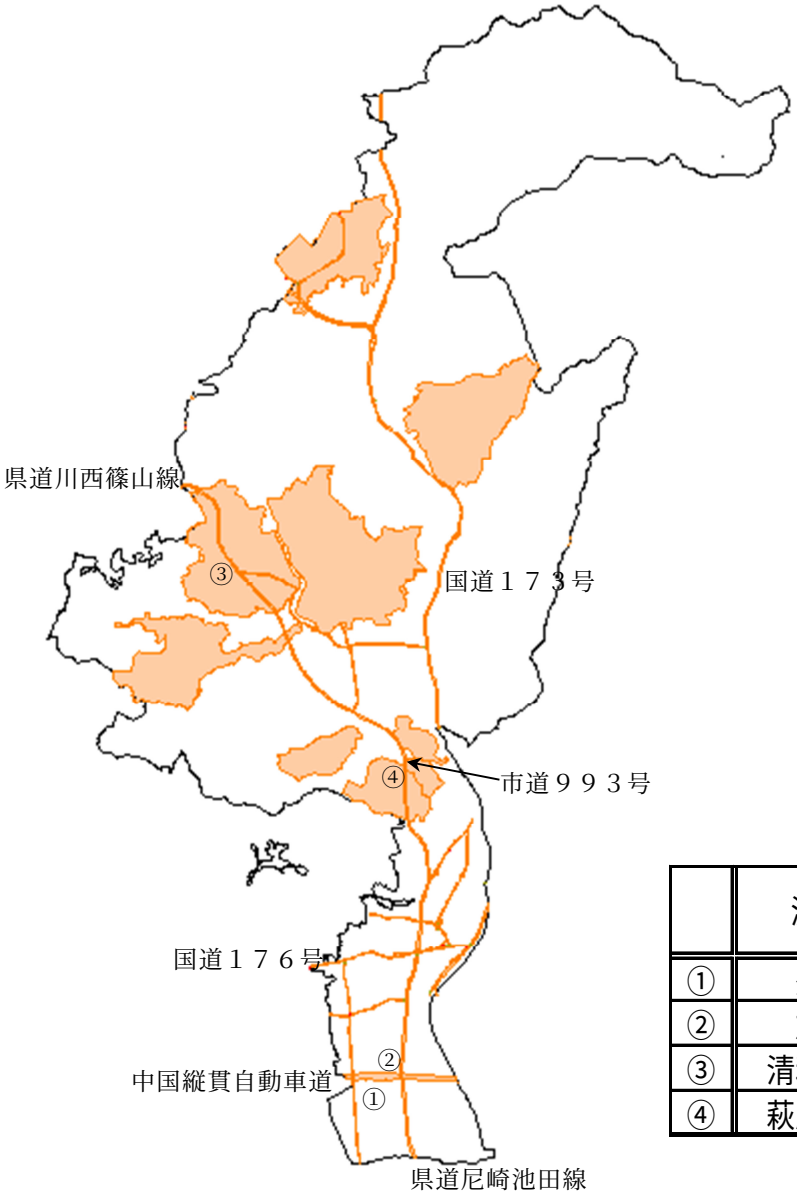

	測定地点名	測定項目	
		騒音	振動
①	久代3丁目	●	●
②	加茂5丁目	●	●
③	清和台西3丁目	●	●
④	萩原台西3丁目	●	●

【図 7-4　測定地点図】

２．測定地点別の自動車騒音レベル及び環境基準適合状況

令和5年度の自動車騒音測定結果は、地点番号①で時間区分の「昼間」と「夜間」で、幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準値に不適合でしたが、次項3のとおり、要請限度は適合しています。その他の地点は、それぞれの時間区分で適合しています。

【表 7-9　令和５年度自動車騒音測定結果及び環境基準の適否】　（L_{Aeq}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	地域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	騒音レベル	環境基準 基準値	環境基準 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	12/21～12/22	C地域（準工業）	10	昼間	71	70	×	道路端
						夜間	68	65	×	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	12/25～12/26	C地域（準工業）	6	昼間	69	70	○	道路端
						夜間	64	65	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	12/14～12/15	C地域（近隣商業）	4	昼間	66	70	○	道路端
						夜間	60	65	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	12/18～12/19	A地域（第二種中高層住居）	4	昼間	67	70	○	道路端
						夜間	59	65	○	0 m

注1　上表の環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値」とする。（この基準値は、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかる基準によることができる。昼間：45dB以下、夜間：40dB以下）

注2　幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）等をいう。

３．測定地点別自動車騒音レベル及び要請限度適合状況

令和5年度の自動車騒音測定結果では、調査を行った全ての地点及び時間区分で要請限度に適合しています。ただし、要請限度に係る騒音測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとされており、測定条件が満たされていないため測定結果は、あくまでも参考値として取り扱っています。

【表 7-10　令和５年度自動車騒音測定結果及び要請限度との適否】　（L_{Aeq}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	区域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	騒音レベル	要請限度 限度値	要請限度 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	12/21～12/22	C地域（準工業）	10	昼間	71	75	○	道路端
						夜間	68	70	○	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	12/25～12/26	C地域（準工業）	6	昼間	69	75	○	道路端
						夜間	64	70	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	12/14～12/15	C地域（近隣商業）	4	昼間	66	75	○	道路端
						夜間	60	70	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	12/18～12/19	A地域（第二種中高層住居）	4	昼間	67	75	○	道路端
						夜間	59	70	○	0 m

注1　上表の要請限度は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例要請限度値」とする。

注2　幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）等をいう。

４．測定地点別の振動レベル及び要請限度適合状況

令和5年度の道路交通振動測定結果は、地点番号①～④の全ての地点において要請限度以下となっています。

【表 7-11　令和５年度道路交通振動測定結果及び要請限度との適否】　（L_{10}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	区域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	振動レベル	要請限度 基準値	要請限度 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	12/21～12/22	第二種区域（準工業）	10	昼間	36	70	○	道路端0ｍ
						夜間	33	65	○	
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	12/25～12/26	第二種区域（準工業）	6	昼間	42	70	○	道路端0ｍ
						夜間	34	65	○	
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	12/14～12/15	第二種区域（近隣商業）	4	昼間	36	70	○	道路端0ｍ
						夜間	31	65	○	
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	12/18～12/19	第一種区域（第二種中高層住居）	4	昼間	34	65	○	道路端0ｍ
						夜間	31	60	○	

【表 7-12　振動による影響例】

大きさ	人体に及ぼす影響	震度	気象庁震度階級（振動の大きさのめやす）
90dB	人体に影響が生じ始める	Ⅳ：中震 85～95dB	家屋の振動が激しくすわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人は戸外に飛び出す程度の地震
80dB	産業職場で振動が気になる（8 時間振動にさらされた場合）深い眠りに影響が出る	Ⅲ：弱震 75～85dB	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70db	浅い睡眠にも影響がある		
60dB	振動を感じ始める	Ⅱ：軽震 65～75dB	大勢のひとに感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震
50dB	ほとんど睡眠に影響はない	Ⅰ：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震
40dB	常時微動	0：無感 55dB 未満	人体には感じないで地震計に記録される程度の地震

兵庫県のホームページ「ひょうごの環境」より

５．自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することにより自動車騒音対策の基礎資料となるように、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して道路に面する地域全体の騒音の状況を把握することを目的としています。この目的のため、いわゆる面的評価という手法が取られます。この面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から50メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出して、道路交通騒音の状況を評価しようとするものです。これまでの面的評価の結果は次のとおりです。

【表 7-13　令和５年度自動車騒音常時監視（面的評価）結果】

一連番号	評価の実施年度	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長	評価区間全体				
		路線名	車線数				評価対象住居等戸数 a.=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
						（km）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）
1	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市下加茂1丁目1	川西市小花2丁目18	0.5	191	191	0	0	0
2	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目18	川西市小花2丁目4	0.3	225	225	0	0	0
3	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目4	川西市小花2丁目3	0.1	29	29	0	0	0
4	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目3	川西市小戸3丁目24	0.6	320	320	0	0	0
5	2021	一般国道173号	4	川西市鼓が滝1丁目1	川西市平野2丁目6	1.3	312	312	0	0	0
6	2021	一般国道173号	4	川西市平野2丁目6	川西市平野3丁目1	0.3	78	37	18	0	23
7	2021	一般国道173号	4	川西市平野3丁目1	川西市長尾町4	1.4	60	60	0	0	0
8	2021	一般国道173号	4	川西市長尾町4	川西市見野2丁目8	1.6	481	443	33	0	5
9	2021	一般国道173号	4	川西市見野2丁目8	川西市見野3丁目20	0.4	92	56	9	0	27
10	2021	一般国道173号	4	川西市見野3丁目20	川西市山下町21	0.5	134	129	5	0	0
11	2021	一般国道173号	4	川西市山下町21	川西市一庫	0.9	31	21	6	0	4
12	2020	一般国道176号	2	川西市寺畑2丁目17	川西市栄根2丁目7	1.2	374	374	0	0	0
13	2020	一般国道176号	4	川西市栄根2丁目7	川西市小花1丁目7	0.3	175	175	0	0	0
14	2020	一般国道176号	2	川西市小花1丁目7	川西市小花2丁目4	0.8	919	919	0	0	0
15	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目2	川西市加茂4丁目4	0.2	47	38	9	0	0
16	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目4	川西市3丁目	0.3	137	121	16	0	0
17	2022	一般国道176号	4	川西市加茂5丁目3	川西市加茂4丁目2	0.2	64	64	0	0	0
18	2023	一般国道176号	4	川西市加茂6丁目10	川西市加茂	0.3	3	3	0	0	0
19	2023	一般国道176号	4	川西市加茂	川西市加茂6丁目2	0.2	13	13	0	0	0
20	2018	一般国道176号	4	川西市加茂6丁目10	川西市加茂	0.3	3	3	0	0	0
21	2018	一般国道176号	4	川西市加茂	川西市加茂6丁目2	0.2	12	9	0	0	3
22	2019	県道川西篠山線	6	川西市小花1丁目11	川西市日高町10	1.0	1031	1031	0	0	0
23	2019	県道川西篠山線	4	川西市日高町10	川西市萩原1丁目7	0.7	221	221	0	0	0
24	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目7	川西市萩原1丁目16	0.1	20	20	0	0	0
25	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目16	川西市萩原台東	0.2	51	51	0	0	0
26	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原台東	川西市萩原台西	0.6	187	187	0	0	0
27	2019	県道川西篠山線	4	川西市鴬台2丁目20	川西市錦松台9	0.2	39	39	0	0	0
28	2019	県道川西篠山線	4	川西市錦松台9	川西市西多田2丁目2	0.2	110	110	0	0	0
29	2019	県道川西篠山線	4	川西市西多田2丁目2	川西市西多田1丁目4	0.1	8	8	0	0	0
30	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原台西	川西市錦松台3	0.3	38	38	0	0	0
31	2019	県道川西篠山線	4	川西市錦松台3	川西市錦松台5	0.1	3	3	0	0	0
32	2019	県道川西篠山線	4	川西市錦松台5	川西市鴬台1丁目23	0.1	8	8	0	0	0
33	2019	県道川西篠山線	4	川西市鴬台1丁目23	川西市鴬台2丁目20	0.1	53	53	0	0	0
34	2019	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目4	川西市西多田1丁目31	0.3	13	13	0	0	0
35	2019	県道川西篠山線	4	川西市多田院西1丁目1	川西市多田院	0.9	10	10	0	0	0
36	2019	県道川西篠山線	4	川西市多田院	川西市清和台東5丁目3	0.2	4	4	0	0	0
37	2019	県道川西篠山線	4	川西市清和台東5丁目3	川西市清和台西1丁目3	1.5	727	727	0	0	0
38	2019	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目31	川西市西多田1丁目26	0.1	11	11	0	0	0
39	2019	県道川西篠山線	4	川西市清和台西1丁目3	川西市石道	0.6	142	142	0	0	0
40	2018	尼崎池田線	4	川西市久代2丁目8	川西市久代5丁目	0.7	260	237	3	0	20
41	2018	尼崎池田線	4	川西市加茂6丁目2	川西市久代2丁目8	0.5	75	75	0	0	0
42	2018	尼崎池田線	4	川西市加茂6丁目1	川西市加茂6丁目2	0.4	30	30	0	0	0
43	2018	尼崎池田線	4	川西市下加茂1丁目5	川西市加茂6丁目1	0.7	262	262	0	0	0
44	2018	尼崎池田線	4	川西市栄根2丁目21	川西市下加茂1丁目5	0.2	124	124	0	0	0
45	2018	尼崎池田線	4	川西市栄根2丁目2	川西市栄根2丁目21	0.4	355	355	0	0	0
46	2018	尼崎池田線	4	川西市栄根2丁目1	川西市栄根2丁目2	0.1	39	39	0	0	0
47	2018	尼崎池田線	4	川西市小花1丁目11	川西市栄根2丁目1	0.1	49	49	0	0	0
48	2020	川西三田線	4	川西市一庫1丁目16	川西市一庫3丁目8	0.6	114	112	0	2	0
49	2020	川西三田線	4	川西市一庫3丁目8	川西市丸山台	0.4	71	71	0	0	0

第４節　航空機騒音の現況と対策

本市の南部地域は、大阪国際空港から離発着する航空機の航路直下に位置し、昭和39年ジェット機の就航以来、甚大な航空機騒音にさらされ、昭和40年代には、周辺住民から空港を設置管理する国に対し,夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで)の差止めと損害賠償を求める公害訴訟が相次いで提起されました。これらの訴訟のうち第1次から第3次訴訟については、昭和56年に最高裁判決が出され、夜間飛行の差止請求は却下されましたが、昭和50年5月までの間の損害賠償請求は認容されました。こうした形で司法の最終判断が示されたことから、第4次から第5次訴訟についても和解の気運が高まり、約1年間にわたる和解手続を経て、昭和59年に裁判上の和解が成立しました。

その後、様々な環境対策に取り組まれたほか、平成6年の関西国際空港の開港に伴い、国際線が同空港へ移転したことなどにより、航空機騒音の一定の軽減が図られたため、平成12年4月から騒音対策区域は中国自動車道以南の地域に縮小されています。（平成21年3月の告示では、川西市の変更はありませんでした。）

１．航空機騒音の現況

本市では、南部地域における航空機騒音の実態を把握し、環境対策の要望などをするため、航空機騒音の測定を行っています。

平成25年度からは、臨時便の運航により、離発着回数が増加する夏と冬の年2回の測定を行っており、平成28年度からは、下表の5地点において、「航空機騒音に係る環境基準」に基づいた、連続7日間の測定を行っています。

【表 7-14　航空機騒音測定地点一覧表】

地点番号	測定地点	所在地	測定日	測定時間
1	摂代会児童遊園地付近	久代5丁目3	R5.8.17 ～R5.8.23 R5.12.28 ～R6.1.3	7:00～21:00
2	川西南中学校	久代3丁目3-1		
3	東久代2丁目公園	東久代2丁目8		
4	県営川西下加茂高層住宅	下加茂2丁目4		
5	加茂会館	加茂3丁目8-8		

※ 網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点

【表 7-15　航空機騒音実態調査の測定結果】

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均（dB）													
	B787		B777		B767		B737		A350		A320		E190	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	80.4	78.6	85.2	83.4	80.8	79.1	82.7	82.1	79.3	77.5	81.6	80.9	79.0	78.9
2	73.3	71.0	80.0	77.5	77.2	73.8	76.9	75.4	72.0	70.5	76.2	75.1	76.8	74.9
3	74.3	73.0	80.9	79.6	77.7	76.8	78.2	77.9	75.1	73.3	77.4	77.3	78.9	78.0
4	66.8	66.3	73.7	71.8	70.5	70.5	71.3	71.0	67.6	67.3	70.4	70.0	71.6	70.7
5	66.8	66.0	73.6	72.5	71.5	70.5	71.7	71.4	67.0	65.7	70.5	70.9	71.0	70.5

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均（dB）										WECPNL		Lden（dB）	
	E170		CRJ		DH8		AT46		全機種					
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	77.2	77.1	76.0	74.2	73.9	74.7	69.9	73.3	80.1	78.9	77	76	63	63
2	75.2	74.5	75.5	73.6	71.5	69.8	72.6	70.6	75.8	73.8	73	70	59	58
3	77.5	77.4	79.4	79.4	73.5	72.5	74.8	72.5	77.6	76.7	74	73	60	60
4	70.6	70.8	71.3	69.4	65.3	64.2	66.1	62.9	70.7	69.6	66	66	54	54
5	69.6	70.5	68.6	68.2	64.6	62.7	70.2	62.4	70.0	69.4	67	66	54	54

※　網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点。

※　WECPNL:加重等価平均感覚騒音レベル、「うるささ指数」とも呼ばれている。単位はなし。

※　Lden:時間帯補正等価騒音レベル、単位はdB。

※　「航空機騒音に係る環境基準について」の一部を改正する告示（平成 19 年環境省告示第 11 号）に基づき、平成 25 年 4 月 1 日に WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）へ変更されました。WECPNLは、昭和48年から採用されていましたが、騒音測定機器の技術進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことができるようになったこと、国際的にもLdenが主流となっていることから変更されました。

【表 7-16　機種名一覧】

B787	ボーイング787	E190	エンブラエル190
B777	ボーイング777	E170	エンブラエル170
B767	ボーイング767	CRJ	ボンバルディアCRJ
B737	ボーイング737	DH8	ボンバルディア　ダッシュ８
A350	エアバス350	AT46	アエロスパシアル
A320	エアバス320		

２．航空機騒音対策

１）発生源対策

①機材の改良

平成7年4月から、新基準（チャプター3）に適合しない航空機の段階的な運航制限を開始し、現在は適合する機種のみの運航となっています。なお、現在はさらに厳しいチャプター4、チャプター14という基準もあり、ボーイング777、エアバスA320等はチャプター4、ボーイング787、エアバスA350、エアバスA320neo等はチャプター14の基準もクリアしています。

※チャプターとは･･･ICAO(国際民間航空機関)が、航空機の離着陸時の騒音についての環境保全基準を主に製造された年代別に定めたもの。国際民間航空条約第16附属書第1巻の章（チャプター）ごとに騒音の基準が規定されている。

②発着回数の上限

大阪国際空港における航空機の発着回数は、昭和47年に最大450回/日でしたが、段階的な制限がなされ、昭和49年に410回、昭和50年に400回、昭和52年から370回/日（うちジェット機枠200回、プロペラ機枠170回）が上限とされています。平成18年4月からは、3発及び4発機の規制によりジャンボ機の発着がなくなりました。平成25年3月には、需要が低かったプロペラ機枠を段階的に低騒音機枠（プロペラ機と同等程度以下の騒音の機材）に変更する取り組みが進められ、近年の発着回数は、上限の370回/日に達しています。

③運航面における措置

- 発着時間

  大阪国際空港では、午後9時から翌日午前7時までの間に離発着する航空ダイヤの設定は認められていません。

- 騒音軽減運航方式

  離陸機が通過する地域における騒音範囲の拡大を防止するため、優先飛行経路が定められているほか、騒音軽減運航方式（急上昇方式など）を採用し、騒音の軽減が図られています。

④航空機騒音の監視

現在、大阪国際空港を運営している関西エアポート株式会社は、飛行経路にあたる市立久代小学校をはじめ、周辺市の10カ所に設置された航空機騒音監視装置で航空機騒音を常時監視しています。

2）空港周辺対策

空港周辺においては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、民家防音工事等（更新工事）の助成が行われています。

【表 7-17　航空機騒音に係る民家防音工事等実績数】

	民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③	更新工事④	告示日後			
						民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③
昭和49年～平成24年6月30日	6,804	5,119	2,563	10		342	510	0	
平成24年7月1日～平成28年3月31日	0	15	64	131		0	13	40	
平成28年4月1日～令和6年3月31日	0	8	57	176	15	0	20	130	0
合　計	6,804	5,142	2,684	317	15	342	543	170	0

※　実績数値については、平成 24 年 6 月 30 日までは（独）独立行政法人空港周辺整備機構、平成 24 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは、新関西国際空港㈱、平成 28 年 4 月以降は、関西エアポート㈱が集計
※　更新工事④については、令和 4 年度から受付開始
※　更新工事③（告示日後）については、令和 5 年度から受付開始。

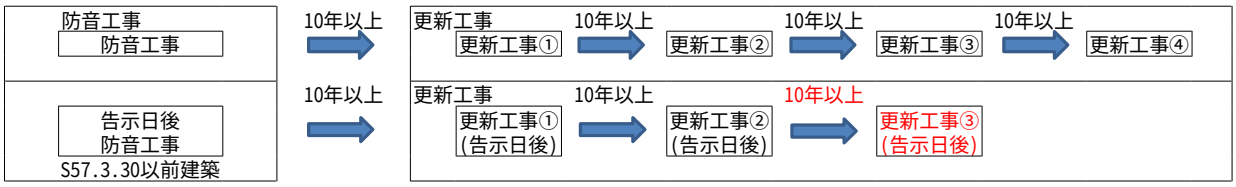

【図 7-5　防音工事と更新工事の流れ】

3．航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音公害防止のための施策の目標となる「航空機騒音に係る環境基準」は、次のように定められています。

【表 7-18　航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	
	H25.3.31まで 指標：WECPNL	H25.4.1以降 指標：Lden
Ⅰ	70以下	57dB以下
Ⅱ	75以下	62dB以下

※　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第５節　騒音・振動防止対策

１．法律・県条例に基づく規制等

工場･事業場から発生する騒音･振動を規制する法令として、騒音規制法、振動規制法、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令では、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の政令等で定める施設（特定施設）を設置している工場･事業場（特定工場等）を対象として届け出義務を課す等の規制を行っています。工場･事業場には規制基準の遵守義務が課せられており、そこから発生する騒音や振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、改善勧告や命令等ができることになっています。

また、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生するものには特定建設作業として政令等で定められており、当該作業の実施に当たっては事前の届出が必要となっています。特定建設作業は、日曜日、その他の休日及び夜間は原則として禁止されています。

カラオケなど深夜営業騒音については、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例第63条及び同条例施行規則第19条において、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内においては、午後11時から翌日の午前6時までの間にカラオケなどの音響機器の使用を制限しています。

１）特定施設及び特定建設作業による騒音・振動の規制基準

工場･事業場等に適用される騒音や振動の規制基準は、工場･事業場等の敷地境界線上の騒音や振動の大きさについて区域別、時間帯別に定められています。また、特定建設作業の規制基準は建設現場の敷地境界線上での騒音･振動の大きさがそれぞれ定められています。基準値については以下のとおりです。

【表 7-19　騒音の特定施設を有す工場、事業場に関する時間及び区域区分ごとの規制基準】

時間区分 ＼ 区域区分	昼　　間	朝　　夕	夜　　間
	午前 8 時～午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～ 翌日午前 6 時
第 1 種区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	60dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	70dB	60dB

【備考】 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 ㍍の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-20 振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域区分の規制基準】

区域の区分＼時間の区分	昼　間	夜　間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

【備考】第 1 種区域又は第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 ㍍の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-21 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準】

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85dB	75dB	－
	測定位置	敷地境界		
作業時間	1 の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと		イロハニ
	2 の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと		
1 日当たりの作業時間	1 の区域	10 時間を超えないこと		イロ
	2 の区域	14 時間を超えないこと		
作業期間		連続して 6 日を超えないこと		イロ
作 業 日		日曜日その他の休日でないこと		イロハニホ

【区域の内容及び適用除外については下記参照】

適 用 除 外	
イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事で必要な場合

区域の区分	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
1 の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80 ㍍の区域	工業地域
2 の区域	第 4 種区域のうち 1 の区域以外の区域	

２）特定施設に係る届出状況

令和5年度の法律及び県条例に基づく特定施設の設置等の届出状況は次のとおりです。

【表 7-22　令和５年度特定施設に係る届出状況】

届出の種類		騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	
				騒音	振動
設　置		3	1	7	2
使　用					
変更	種類ごとの数			1	
	防止の方法				
	使用の方法				
氏名等の変更		4	1	6	1
承　継					
廃　止					
合　計		7	2	14	3

3）特定建設作業に係る届出状況

令和5年度の法律及び県条例に基づく特定建設作業の届出状況は次のとおりです。

【表 7-23　令和５年度特定建設作業に係る届出状況】

区分		建設作業の種類	届出件数
騒音	騒音規制法	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）	6
		びょう打機を使用する作業	
		さく岩機を使用する作業	186
		空気圧縮機を使用する作業	12
		コンクリートプラント等を設けて行う作業	
		掘削機械を使用する作業	4
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用の場合）	5
		掘削機械を使用する作業	455
		建物の解体・破壊作業	61
	小　計		729
振動	振動規制法	くい打ち機等を使用する作業	11
		鋼球を使用して行う建築物・工作物の解体・破壊作業	
		舗装版破砕機を使用する作業	
		ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業	136
	小　計		147
合　計			876

２．生活騒音の防止

クーラーなどの設備機器を「低騒音型のものにする」「設置場所を民家から離したりする」音源対策や「扉、窓などを防音型のものにする」受音対策、「ピアノ、ステレオなどの楽器や音響機器」には音量の調節･使用時間の考慮･防音室の設置など生活騒音の低減･防止方法があります。生活騒音に対する苦情等の発生の背景には、音の大きさのみならず近隣関係に左右されやすいという心理的要因が強く働いていることもあるので、コミュニケーションを良好に保ち、お互いに気配りを行うことなどが望まれています。

第８章　悪臭

悪臭は、人の感覚を直接刺激し、快適な生活環境を損なうものとして、従来から問題となっています。産業の発展、市街地の拡大等により住民の日常生活に身近な公害として、悪臭問題が全国的に取り上げられた状況を受け、昭和47年に悪臭防止法（昭和46年法律第91条）が施行されました。工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制等を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

また、兵庫県内では、兵庫県環境の保全と創造に関する条例による規制も適用されています。

悪臭防止法による規制

① 敷地境界線における規制物質（22物質）
② 煙突等の気体排出施設から排出される排出口における規制物質（13物質）
③ 排出水における規制物質（4物質）

【表 8-1　悪臭物質の排出形態別規制の一覧】

物　質　名	① 敷地境界線の規制	② 気体排出口の規制	③ 排出水の規制
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
スチレン	○		
ノルマル酪酸	○		
イソ吉草酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
プロピオン酸	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	
イソバレルアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
キシレン	○	○	

【表 8-2 敷地境界線における悪臭物質の規制基準及び物質の主要発生事業場等】

物質名［化学式］	におい	主な発生源	地域	規制基準値（ｐｐｍ）
アンモニア [NH_3]	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	1 5
メチルメルカプタン [CH_3SH]	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.002 0.01
硫化水素 [H_2S]	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等	一般 順応	0.02 0.2
硫化メチル [$(CH_3)_2S$]	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.01 0.2
二硫化メチル [CH_3SSCH_3]			一般 順応	0.009 0.1
トリメチルアミン [$(CH_3)_3N$]	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等	一般 順応	0.005 0.07
アセトアルデヒド [CH_3CHO]	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	一般 順応	0.05 0.5
スチレン [$C_6H_5CH=CH_2$]	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場	一般 順応	0.4 2
ノルマル酪酸 [$CH_3(CH_2)_2COOH$]	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等	一般 順応	0.001 0.006
イソ吉草酸 [$(CH_3)_2CHCH_2COOH$]	むれたくつ下のにおい		一般 順応	0.001 0.01
ノルマル吉草酸 [$CH_3(CH_2)_3COOH$]			一般 順応	0.0009 0.004
プロピオン酸 [CH_3CH_2COOH]	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等	一般 順応	0.03 0.2
プロピオンアルデヒド [CH_3CH_2CHO]	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.05 0.5
ノルマルブチルアルデヒド [$CH_3(CH_2)_2CHO$]			一般 順応	0.009 0.08
イソブチルアルデヒド [$(CH_3)_2CHCHO$]			一般 順応	0.02 0.2
ノルマルバレルアルデヒド [$CH_3(CH_2)_3CHO$]	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい		一般 順応	0.009 0.05
イソバレルアルデヒド [$(CH_3)_2CHCH_2CHO$]			一般 順応	0.003 0.01
イソブタノール [$(CH_3)_2CHCH_2OH$]	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.9 20
酢酸エチル [$CH_3CO_2C_2H_5$]	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	一般 順応	3 20
メチルイソブチルケトン [$CH_3COCH_2CH(CH_3)_2$]			一般 順応	1 6
トルエン [$C_6H_5CH_3$]	ガソリンのようなにおい		一般 順応	10 60
キシレン [$C_6H_4(CH_3)_2$]			一般 順応	1 5

【表 8-3　地域の区分ごとの該当地域】

地域の区分	該当地域
順応地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第８条第１項第１号の規定により定められた工業地域、工業専用地域及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第８条第２項第１号の規定により定められた農用地区域
一般地域	順応地域以外の地域

第９章　ダイオキシン等の新たな化学物質問題

第１節　ダイオキシン類

１．ダイオキシン類

ダイオキシン類は、塩素含有物質の不完全燃焼や、薬品類合成の際に意図しない副生成物として発生する物質です。発生源は、廃棄物焼灼処理過程、金属精錬施設、自動車の排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などによっても発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康影響も大きい化学物質であり、大気中に排出されたダイオキシン類が付着した粒子等が地表に達することにより、土壌や水を汚染し、さらに、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類などの生物にも蓄積されていくと考えられています。

このように社会的関心の高まりから、平成12年1月に大気、水質（底質含む。）及び土壌の環境基準や排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されました。

２．環境基準等

①耐用一日摂取量（Tolerable Daily Intake：TDI）

生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量

TDI　人の体重1kg当たり　4pg-TEQ

②環境基準

【表 9-1　ダイオキシン類に係る環境基準】

媒　　体	基　　準　　値	測　定　方　法
大　　気	0.6pg-TEQ/㎥以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　　質 （水底の底質を除く）	1pg-TEQ/㍑以下	日本産業規格Ｋ0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/㌘以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　　壌	1,000pg-TEQ/㌘以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

【備考】
1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす
4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が、250pg-TEQ/㌘以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注 1　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
注 2　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
注 3　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用（平成 14 年 9 月）する。
注 4　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

２．本市域でのダイオキシン類の測定

本市域では、兵庫県により平成19年度までは毎年、20年度以降は隔年で大気中のダイオキシン調査が行われてきていましたが、平成24年度以降は調査されていません。

３．県下のダイオキシン類の測定状況

兵庫県では、全県的なダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、大気、水質、底質で調査を行っています。令和5年度の測定結果は次のとおりです。（「令和5年度大気･水質等常時監視結果」より。）

（１）大気

2地点で調査した結果、平均値は、0.014pg-TEQ/m3 で、ダイオキシン類に係る大気環境基準（年平均0.6pg-TEQ/m3）に適合しています。

（２）水質

河川3地点及び海域1地点で調査した結果、全ての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準（年平均1pg-TEQ／L）に適合しています。

（３）底質

河川3地点及び海域1地点で調査した結果、全ての地点で、ダイオキシン類に係る底質環境基準(150pg-TEQ／g)に適合しています。

第２節 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味します。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされています。これが『外因性内分泌攪乱化学物質問題』と呼ばれており、環境保全行政上の新たで重要な課題の一つとなっています。

この内分泌攪乱作用問題については、その有害性など未解明な点が多く、国において関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、OECD における活動を通じた多国間協力や2国間協力など国際的に協調して実施されています。

これまでの調査研究においては、魚類に対して、環境中の濃度を考慮した濃度で、4-ノニルフェノール（分岐型）、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA 及びジクロロジフェニルトリクロロエタン（o,p’-DDT）の4物質について、内分泌攪乱作用を有することが推察されましたが、哺乳類に対しては、ヒト推定暴露量を考慮した用量での明らかな内分泌攪乱作用が認められた物質は見つかりませんでした。

その後、「化学物質の内分泌攪乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及び暴露の測定、基盤的研究の推進、影響評価並びに情報提供及びリスクコミュニケーションの推進といったより一層幅広い取組を進められ、これを引き継ぐ形で平成22年7月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」、平成28年6月には同EXTEND2016を策定しました。さらに、令和4年10月には同EXTEND2022を策定し、EXTEND2016の枠組みを踏襲しつつ所要の改善や新たな要素を加えた上で、2030年（令和12年）を見据えた新たなプログラムを構築し、内分泌かく乱作用に関する検討を着実に進めるとしています。

第３節 アスベスト

アスベストは、天然の繊維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれています。化学薬品に強く、断熱性や防音性に優れているため、建物の壁の吹き付けや建材として多用されてきたが、繊維を吸い込むと肺などに刺さり、健康被害が問題となっています。平成18年9月1日より、石綿及び石綿をその重量の0．1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されております。

令和10年にピークを迎えると言われているアスベスト含有建材使用建築物の解体･改修時におけるアスベストの大気中への飛散防止に関係所管連携して努めております。

第４節 香害

香害とは、合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成着色料などの化学物質により引き起こされる健康生涯のことを意味します。香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいます。

第１０章　公害防止計画

兵庫県公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか、人口及び産業の急速な集中で公害が著しくなるおそれがあり、公害防止対策を講じる必要がある地域において、同法第18条で地方公共団体や事業者が公害防止に関する事業及び施策を推進するものとしています。

１．公害防止計画策定状況

【表 10-1　兵庫地域公害防止計画策定状況】

計画期間（年度）								
昭和			平成					令和
47 ～ 51	52 ～ 56	57 ～ 61	62 ～ 3	4 ～ 8	9 ～ 13	14 ～ 18	19 ～ 22	23～ 3

(1) 本表は現行計画を整理したものである。
旧計画 ←┈┈┈→　現行計画期間（平成 23 年度策定：令和 3 年度まで）←━━→
(2) 地域の範囲（7 市）：川西市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市
(3) 策定年月日　　平成 24 年 3 月 23 日

２．兵庫地域公害防止計画の主要課題に対する対策

（１）　自動車交通公害対策

① 自動車単体対策の推進
② 車種規制の実施
③ ディーゼル自動車等運行規制の実施
④ 低公害車等の普及促進
⑤ 交通需要の調整･低減
⑥ 交通流対策の推進
⑦ 道路構造等対策
⑧ 調査･測定
⑨ 普及啓発活動の推進

(2)　海域の水質汚濁対策

① 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底
② 水質総量削減計画の推進
③ 流出油等対策

※詳しくは兵庫県策定の「兵庫地域公害防止計画（平成24年3月）」をご覧ください。
（URL：https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/application/files/8514/7001/8809/201203keikaku.pdf）

第１１章　公害の苦情

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、適切な処理に努めなければならない重要な業務です。このような観点から、市では関係行政機関と連携を密にとりつつ、苦情や相談に対し現場調査、指導及び助言に努めています。

令和5年度に本市で対応した公害苦情総件数は63件で、令和4年度と同数でした。令和4年度と比較し、大気汚染、振動、悪臭に関する苦情が減少し、水質汚濁、騒音、その他に関する苦情が増加しました。

【表 11-1　公害苦情件数の経年変化】　（単位：件）

年度	合計	計	典型7公害							その他
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型7公害以外
R1	31	29	11	2	0	14	0	0	2	2
R2	66	59	29	0	0	25	0	0	5	7
R3	62	58	24	5	0	19	4	0	6	4
R4	63	57	27	3	0	20	3	0	4	6
R5	63	56	23	5	0	25	1	0	2	7

(注1) 一つのお問合せに複数項目ある場合は、それぞれの項目でカウントしています。

(注2) 野焼きは、大気汚染に分類しています。

(注3) 空き宅地の草木の繁茂は、公害苦情件数に含めていません。

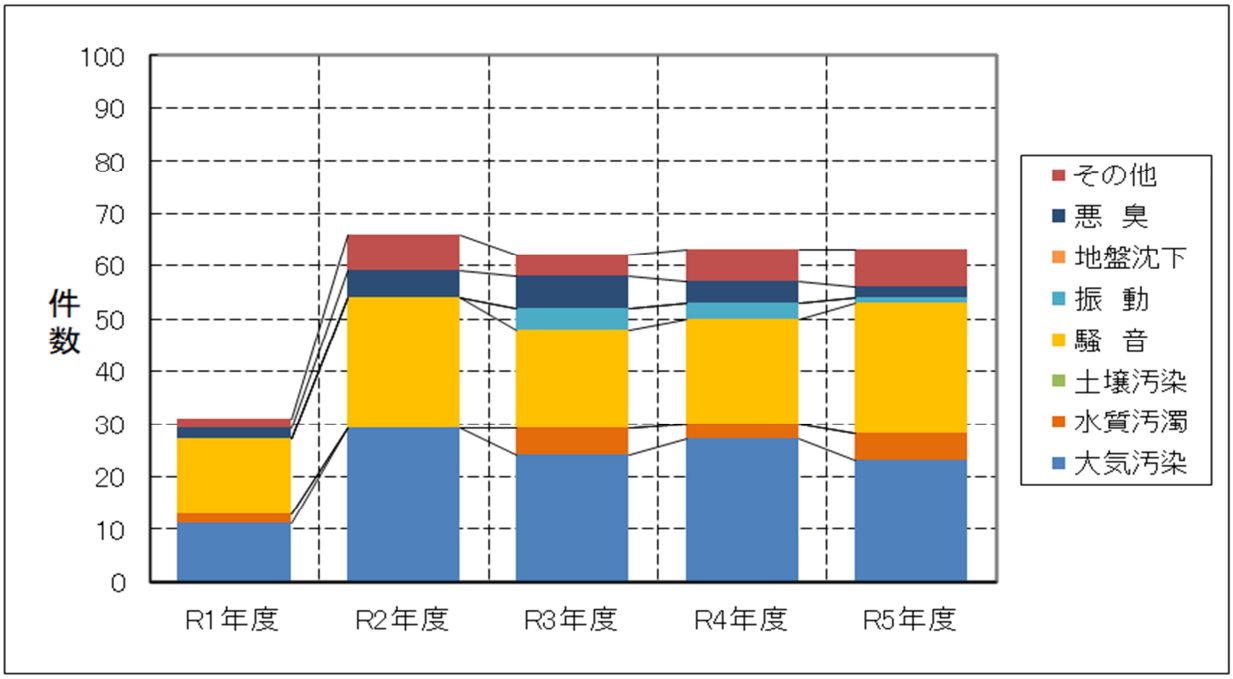

【図 11-1　公害苦情件数の経年変化】

発　　行

川西市　市民環境部
環境政策課
令和6年9月

〒666-8501
川西市中央町12番1号
☎　072-740-1202

この冊子は市役所内で印刷しています

凡例

	第3次川西市環境基本計画で削除した指標
	(参考)第3次川西市環境基本計画で新設した指標

【資料３】

川西市環境基本計画　進行管理表　(R6年度調査)

環境分野	施策体系項目		進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況								総括			担当課(回答課)
						H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度の取組状況(成果及び問題点)	H27年度とR5年度との差(R5年度－H27年度)	達成状況(○か×)	まとめ(第2次基本計画における進行管理指標の総括)	
自然環境	里山の保全	1	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	219人	210人	237人	253人	231人	267人	212人	153人	市内5団体に活動補助金を交付し、ボランティア活動を支援することができた。	▲ 66人	×	目標を達成することはできなかったが、ボランティア団体を支援しつつ、事業奨励補助に移行するよう検討を行った。今後も、里山保全活動の支援について検討する。	産業振興課
		2	森のインストラクター数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	3人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	森林ボランティア団体への支援を行うことができた。	▲ 2人	×	効果が分かりやすい指標を検討する必要がある。	産業振興課
	水辺の保全	3	河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	547人	845人	835人	1,543人	862人	862人	531人	586人	「ひょうごアドプト事業」に参加している団体等が積極的に美化活動を実施した。参加人数は前年に比べ、増加した。	39人	○	市民団体等の積極的･継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。	道路整備課
	農地の保全	4	市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	583区画	582区画	582区画	581区画	581区画	581区画	581区画	623区画	市民農園活動の支援を行った。市民農園が新たに1箇所開設された。	40区画	○	区画数の増加に関しては目標を達成することができた。今後、市民農園の空き区画については、積極的に追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課
		5	農業塾参加者数	市民による農業参画	増やす	15人	13人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	農業塾受講者の次のステップである市民ファーマー制度へ繋がらないため、農業塾はR1年度より廃止とした。	▲ 15人	×	新規就農へのステップアップを支援するのために、R3年度から農業担い手づくり事業を実施している。	産業振興課
		6	特産物即売会来客数	地産地消の推進	増やす	3,000人	2,760人	2,160人	1,420人	0人	0人	600人	520人	桃の即売会は開催できたが、台風の影響によりいちじくの即売会は中止となった。	▲ 2,480人	×	コロナや天候不良のため即売会があまり開催できなかったため、来客数としては目標達成には至らなかった。しかし、直売所マップやのぼりを作成し、特産物のPRを行うことで、継続的に地産地消の推進が行えるよう取り組んだ。	産業振興課
		7	新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす							6人						農業委員会
		8	直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす							17店						産業振興課
	生物多様性の保全	9	市指定文化財(天然記念物)の指定件数	生態系、生物多様性に向けた取り組み	増やす	8件	9件	10件	10件	10件	12件	12件	12件	市指定文化財(天然記念物)・市登録文化遺産(天然記念物)の候補物件について文化財審議委員会に意見を諮った。	4件	○	クヌギ群落など市指定文化財(天然記念物)を新たに4件指定したほか、市指定文化財(天然記念物)の現況調査を実施した。	生涯学習課
		10	1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数(シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ)	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす							186匹(有害94匹、外来92匹)						産業振興課
環境美化の推進		11	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	14,860kg	17,290kg	18,080kg	10,490kg	9,720kg	8,493kg	12,980kg	9,950kg	パトロールや市民からの通報により不法投棄物を迅速に処理するとともに、不法投棄防止重点地区(5地区)のパトロールを重点的に実施した結果、回収した不法投棄の総量は令和4年度より減少に転じた。しかしながら、依然として不法投棄はなくならず、引き続き市民モラルに対して効果的な啓発を行う必要がある。	▲4,910kg	○	各年度の回収した不法投棄物の総量をみると、年度により増減があり、結果的には一定の水準にとどまっていることが確認できる。R4年度からR5年度の結果をみると、パトロールを強化したことにより、回収した不法投棄物の総量は減少したため、土木部全課のパトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うなどパトロール体制を強化していく必要がある。また、防止対策として啓発用の電柱幕や市民モラルに訴える看板等を設置し、不法投棄を抑止するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課
		12	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	40,262人	40,270人	35,550人	37,016人	9,745人	22,833人	28,597人	34,287人	前年度より参加者が5,690人増加した。	▲ 5,975人	×	高齢化による参加者の減少などで目標は達成できなかったが、直近3カ年では参加者数は増加している。今後も参加者を増やし、地域清掃に関心を持って協力いただけるように努めていく。	美化推進課
		13	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	715台	730台	565台	509台	564台	484台	443台	369台	撤去現場における啓発活動を継続した結果、1日当たりの撤去台数はR4年度からやや減少し、2.5台となった。 平日については放置自転車が減少傾向にあるものの、土日祝は撤去や啓発業務が実施出来ておらず、放置車両の状況を把握できていない。	▲346台	○	きめ細やかな啓発活動や効率的な撤去活動を継続することで、放置自転車強制移動台数を当初より減少させつづけることが出来た。これにより、歩行者の通行環境が向上したと考えられる。 今後は土曜日の撤去･啓発業務を導入することにより、さらなる駅周辺環境の改善を目指す。	交通政策課
		14	川西市違法駐車防止重点地区における瞬間駐車台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	28.8台	33.6台	33.8台	33.3台	31台	32台	30台	30台	警察や駅周辺店舗の方と協力し、迷惑駐車防止の街頭啓発を継続実施した。 昨年度から引き続き違法駐車実態調査を実施し、違法駐車の状況を把握した。 違法駐車台数は昨年度から横ばいであり、減少させることが出来なかった。	1.2台	×	違反車両への啓発を継続実施していたものの、違法駐車台数は横ばいであり、減少させることが出来なかった。違法駐車実態調査により、違法駐車の傾向が把握できたため、各地域の実情に応じた対策(看板の設置、自治会との協議等)を講じる必要がある。今後も関係機関と連携を取りながらこれまでの取組をより強化した対策を講じていく。	交通政策課
		15	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.032ppm(環境基準達成)	0.031ppm(環境基準達成)	0.028ppm(環境基準達成)	0.028ppm(環境基準達成)	0.027ppm(環境基準達成)	0.025ppm(環境基準達成)	0.025ppm(環境基準達成)	0.023ppm(環境基準達成)	環境基準(0.06ppm)に対して安定して下回った状況が継続している。	▲0.009ppm	○	基準達成を維持することができた。今後も基準達成を維持できるよう、次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進めていくための啓発方法を検討していく。	環境政策課
		16	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L(環境基準達成)	0.8mg/L(環境基準達成)	0.8mg/L(環境基準達成)	1mg/L(環境基準達成)	0.9mg/L(環境基準達成)	1.1mg/L(環境基準達成)	0.7mg/L(環境基準達成)	0.6mg/L(環境基準達成)	環境基準(2.0mg/L)を継続的に下回っていることから、良好な状態を維持している。	▲0.1mg/L	○	基準達成を維持することができた。今後も猪名川に関する啓発を継続し、良好な水質の維持に努める。	環境政策課

川西市環境基本計画　進行管理表（R6年度調査）

環境分野	施策体系項目		進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況								総括			担当課（回答課）
						H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度の取組状況（成果及び問題点）	H27年度とR5年度との差（R5年度－H27年度）	達成状況（○か×）	まとめ（第2次基本計画における進行管理指標の総括）	
都市・生活環境	住環境の安全・安心の向上	17	道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	87.5%	87.5%	87.5%	75.0%	4路線における昼間、夜間の騒音測定（計8回）のうち、中国縦貫自動車道及び国道176号線において、昼間の騒音レベルが71db(環境基準70db)で、夜間の騒音レベルが68db(環境基準65db)であり、環境基準を達成しなかった。しかし、測定条件は異なるため参考値となるが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満(昼間75db、夜間70db)は達成している。	0.0%	×	中国縦貫自動車道及び国道176号線において環境基準値に不適合であったため目標の達成には至らなかったが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続していることから、継続して監視していく。	環境政策課
		18	航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB	63dB	63dB	59dB	60dB※	61dB	62dB	・遅延便対策など、空港関係会社に対する環境対策の実施を引き続き要望している。 ・航空機需要がコロナ禍前の水準近くまで回復しつつあることに伴い、騒音値が高くなっている。	1dB	×	環境基準は達成していないものの、国及び空港関連事業者に対する要望を継続した結果、計画期間中に最新機種の導入が行われるなど、一部騒音対策に寄与した。	都市政策課
		19	阪神高速道路沿線の大気に係る環境基準達成状況	公害による周辺環境への影響	現状維持	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	○	平成30年度末をもって観測を終息し（阪神高速道路環境保全委員会をR1.6で解散）、目標達成することができた。	道路整備課
		20	阪神高速道路沿線の騒音に係る環境基準達成状況	公害による周辺環境への影響	現状維持	99.7%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	○	平成30年度末をもって観測を終息し（阪神高速道路環境保全委員会をR1.6で解散）、目標達成することができた。	道路整備課
		21	国崎クリーンセンターにおけるダイオキシン類の総排出量	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	1.289 μg/t（基準達成）	1.0714 μg/t（基準達成）	1.2402 μg/t（基準達成）	1.0868 μg/t（基準達成）	0.679 μg/t（基準達成）	1.4678 μg/t（基準達成）	0.9854 μg/t（基準達成）	0.8915 μg/t（基準達成）	基準値である2μg/tを下回った。	▲0.3975 μg/t	○	計画期間中において基準値達成を維持することができた。	美化推進課
		22	行政が受理する年間公害苦情件数	公害による周辺環境への影響	減らす	25件	92件	40件	31件	66件	53件	58件	63件	昨年度と比較し、大気汚染、振動、悪臭に関する苦情が減少し、水質汚濁、騒音に関する苦情が増加した。	38件	×	評価を行った期間を通して工事現場の騒音に対する要望を多く受けたことから、特定建設作業実施届の提出時等の事業者と接する機会を通じて、事前に近隣住民等へ説明を行うよう事業者に依頼している。	環境政策課
		23	し尿汲み取り件数	公害による周辺環境への影響	減らす	276件	214件	205件	189件	171件	160件	154件	138件	公共下水道への接続に伴い、前年度の汲み取り件数を下回った。	▲138件	○	公共下水道への接続に伴い、汲み取り件数を年々減らすことができている。引き続き、下水道担当所管と情報共有に努め、公共下水道への接続を推進していく。	衛生管理課
		24	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	57.9%	57.9%	58.1%	61.7%	67.4%	67.2%	62.1%	66.9%	道路の老朽化が進む中、効率的・効果的に補修を実施したことにより、目標が達成されたと考える。	9.0%	○	従前は、補修案件毎に発注を行っていたが、平成30年度からは事前に担当事業者を決めておく「地域型」を導入したことで、市民ニーズに可能な限り適切に対応することができた。	道路整備課
	良好な都市景観の形成	25	川西の景観に関心がある市民の割合（市民実感調査）	都市景観に関する市民意識	増やす	82.1%	80.7%	81.0%	83.9%	82.1%	83.4%	81.9%	82.6%	・景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」を作成した。 ・「かわにしまちなみギャラリー」において絵画と写真を募集し、自由に利用できる素材としてホームページで公開した。 ・川西の様々な景観がみられるスポットを地図上にまとめた「景観ビューポイントマップ」を公開した。 ・各関係所管課及び活動団体等で取り組んでいる景観形成に関する活動内容をホームページで紹介した。 ・啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組んでいる。	0.5%	○	豊かな自然景観や美しいまち並みを身近に感じられる暮らしができる本市においては、潜在的に景観への意識が高い市民が多く、魅力的な景観が維持されてきている。その質の高い景観を持続的に発展させていくため、景観計画に基づく景観形成の取組みや、市民等への啓発活動として写真等の募集やホームページ作成などにも取り組んだ結果、市民の景観への関心は高水準を維持できた。また、令和6年3月の景観計画の見直しでは、目標や推進方策は継承しつつ、市民と事業者と行政が協働できる仕組みづくりを行った。	都市政策課
		26	緑化協会会員数	緑化活動に関する市民意識	増やす	683人	606人	570人	546人	-	-	-	-	-	-	-	令和2年度に川西市緑化協会は解散したが、その後も、川西市緑化祭や市民の緑化支援としてグリーンフラワーグループ制度等を公園緑地課が引継ぎ、継続して市内の緑化推進に努めている。	公園緑地課
		27	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	72団体	67団体	67団体	66団体	67団体	38団体	36団体	39団体	緑化啓発や広報誌などでの周知を行い、団体数が増加し、公園に彩りや安らぎを与えた。	▲ 33団体	×	令和2年度に川西市緑化協会は解散したことから登録団体数は大幅に減少したが、その後も、川西市緑化祭や市民の緑化支援としてグリーンフラワーグループ制度等を公園緑地課が引継ぎ、継続して市内の緑化推進に努めている。	公園緑地課
		28	都市公園の住民一人あたりの面積（㎡）	都市景観の向上に向けた市の取り組み	増やす	7.82㎡	7.97㎡	8.06㎡	8.1㎡	8.17㎡	8.21㎡	8.26㎡	8.47㎡	開発行為等に伴い、新たに3公園開設した。また、人口減少に伴い住民一人あたりの面積は増加している。	0.65㎡	○	都市公園の整備においては、市のシンボルとなるキセラ川西せせらぎ公園が整備されるなど、都市計画公園の整備は概ね完了している。また、開発当初のニュータウンから人口構成は大きく変化しており、地域の現状や市民ニーズの変化に対応した公園機能の見直しが求められている。	公園緑地課
		29	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合（市民実感調査）	自然共生の実態	増やす							85.9%						環境政策課
歴中	歴史的・文化的	30	文化財をテーマにした講演会・イベントの参加者数（文化財保存啓発事業）	歴史・文化に関する市民の関心	増やす	287人	258人	197人	281人	-	360人	186人	400人	令和5年度は、文化財ハイキング、加茂遺跡スタンプラリーのほか、発掘調査現地説明会を開催できたため令和4年度より参加者数が増加した。	113人	○	新型コロナウイルス感染症の影響などで十分に講演会やイベントを開催できなかった年度もあり、微増減はあるものの基準年度に比べて参加者数を増やすことができた。	生涯学習課
		31	文化財施設主催講座参加者数	歴史・文化に関する市民の関心	増やす	1,777人	1,322人	1,385人	2,042人	86人	969人	1,221人	972人	令和5年10月から郷土館が旧平安邸耐震補強改修等工事のため講座を開催していないため、参加者数は令和4年度より減少した。	▲ 805人	×	新型コロナウイルス感染症や耐震補強改修等工事の影響などで十分に講座を開催できなかったことなどから参加者数の増加には至らなかった。	生涯学習課

川西市環境基本計画　進行管理表　（R6年度調査）

環境分野	施策体系項目		進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況								総括			担当課（回答課）
						H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度の取組状況（成果及び問題点）	H27年度とR5年度との差（R5年度－H27年度）	達成状況（○か×）	まとめ（第2次基本計画における進行管理指標の総括）	
人的・文化的環境	資源の保存と継承	32	川西の歴史・文化財に興味がある市民の割合（市民実感調査）	歴史・文化に関する市民の関心	増やす	59.3%	54.3%	56.1%	55.7%	55.7%	56.3%	54.0%	56.2%	令和4年度より増加したものの、若年層の値は低調である。	▲3.1%	×	新型コロナウイルス感染症や耐震補強改修等工事の影響などで十分に講座を開催できなかったことなどから川西の歴史・文化財に興味がある市民の割合の増加には至らなかった。	生涯学習課
		33	文化財ボランティア養成講座参加者数	歴史・文化の保存活動に関する市民意識	増やす	35人	52人	102人	62人	-	70人	53人	33人	令和5年度は、申込み方法がホームページからのみと誤認され得る記載だったためか電話での申込者がおらず、人数は減少した。	▲ 2人	×	新型コロナウイルス感染症の影響などで十分に講座を開催できなかった年度もあり、微増減はあったが参加者数の増加には至らなかった。	生涯学習課
	歴史・文化活動の促進	34	観光客入込数（兵庫県観光客動態調査（文化・歴史項目））	歴史的・文化の保存活用による都市の活性化	増やす	938,000人	1,134,000人	1,111,000人	1,107,000人	200,000人	190,426人	207,207人	288,572人	新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴い、観光客は増加の傾向を見せ、特にイベント分野では顕著にその特徴が見られた。	▲ 649,428人	×	新型コロナウイルス感染症の規制もあり、思うように活動ができないことも多々あった。その中で、歴史的・文化的資源を活用した地域活性化という面においては、清和源氏まつりの開催・黒川里山センターの設立・全国川西会議を行うことで達成できたと考えられる。	文化・観光・スポーツ課
地球環境	循環型社会の形成	35	市民一人一日あたりのごみの排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	949g	844g	852g	858g	844g	846g	822g	800g	前年度実績より22g減少した。	▲149g	○	さらなるごみの減量のため啓発・取り組みに努めていく。	美化推進課
		36	再生資源集団回収登録団体数	省資源・リサイクルに関する市民意識	増やす	168団体	165団体	167団体	160団体	158団体	155団体	152団体	149団体	前年度実績より3団体減少した。	▲ 19団体	×	高齢化・少子化により活動の継続が困難になる団体もあり、目標の達成には至らなかったが、今後もより多くの団体にご協力いただけるよう啓発に努めていく。	美化推進課
		37	ごみ学習会参加者数	省資源・リサイクルに関する市民意識	増やす	2,015人	2,001人	1,546人	2,035人	389人	182人	449人	537人	子ども向け学習会・大人向け出前講座を開催し、参加者数が88人増加した。	▲ 1,478人	×	新型コロナウィルス感染症の規制により、開催できなかったことから目標の達成には至らなかったが、より多くの保育園・幼稚園及び自治会等に利用していただけるよう啓発に努めていく。	美化推進課
		38	ごみのリサイクル率	再資源への取組み	増やす							26%						美化推進課
		39	市内の公共施設における紙使用量（外注分除く）	環境率先行動計画の推進	減らす							35,112,711枚						環境政策課
	地球温暖化対策	40	市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減率	環境率先行動計画の推進	増やす	1.4%	5.8%	7.3%	6.9%	1.5%	-14.1%	-5.4%	-15.7%	削減率は10.3%減少。総合医療センターの開設等必要な施設の設置によるものと考える。	▲17.1%	×	新型コロナウィルスへの対応として、学校などで窓を解放しながらエアコンを使用するなどの特別な運用があったことや、総合医療センターの開設など新たな増加要因があったことから、単純に削減率の増加とはならなかったが、本庁舎のLED化など、既存の建物等に関して着実に排出量の削減に向けての取組みを行った。	環境政策課
		41	川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす							492千t-CO_2						環境政策課
		42	公用車の低公害車導入率	環境率先行動計画の推進	増やす	88.00%	90.90%	93.33%	93.33%	93.48%	93.48%	93.33%	93.18%	低公害車1台を廃車したため、結果として導入率が下がった。	5.18%	○	新車購入時に低公害車への切替えは行ってきた(令和5年度はEV車1台購入)が、令和4年度、令和5年度ともに購入した台数以上に低公害車が廃車となり、その分の新規購入がなかったため、導入率としては減少傾向となった。	総務課
		43	学校の省エネルギー活動による光熱水費削減経費	省エネルギーに関する取組み	増やす	516万円	613.8万円	698.2万円	514.2万円	1,836.9万円	3,238.9万円	9,444万円	△1,995万円	各校で省エネに取り組んだほか、電力供給契約の相手方を契約検査課の入札により決定するなど、経費節減に取り組んだ。また、政府の電気・ガス価格激変緩和対策補助金や新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより使用量・費用の削減につながった。	▲ 2,511万円	×	新型コロナウイルスへの対応として窓を開けてのエアコン運用や、光熱水費の価格高騰などから削減経費としては目標達成に至らなかったが、引き続き省エネの推進に向けて取り組むとともに、各校へ経費削減を呼びかけることで、省エネルギーの推進、周知徹底を行っていく。	教育総務課
		44	固定買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入容量の累計	再生可能エネルギーへの転換	増やす	20,582kw	22,017kw	23,575kw	24,880kw	26,094kw	26,995 kw（2021.9時点）	27,544 kw	35,138 kw	昨年度と比較し、導入容量の累計は増加した。再生可能エネルギーの導入推進に向け、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を令和4年度に引き続き行ったことが増加の一因であると考えられる。	14,556kw	○	平成27年度より導入容量の累計は増加した。令和4年度に太陽光パネル・蓄電池設置費補助事業、令和4年度と令和5年度に太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を行った。引き続き、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を実施し、適切な再生可能エネルギーの推進を進めていく。	環境政策課
		45	再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす							26.530MW						環境政策課
		46	市内で運行されるノンステップバスの割合	公共交通の利用促進に向けた取り組み	増やす	58.8%	72.0%	75.2%	76.1%	83.3%	81.4%	82.1%	81.9%	購入経費の一部を補助する支援を行うことで、ノンステップバスの導入が促進され、目標値を超える水準を維持することができた。	23.1%	○	目標値も達成しており、ノンステップバスが定着してきたことを踏まえ、ノンステップバスの導入支援は終了するが、今後も公共交通の利用環境の改善に向けて引き続き取り組みを進めていく必要がある。	交通政策課
		47	公共交通利用者の割合（市民実感調査）	公共交通の利用促進に関する取り組みの効果	増やす	59.3%	53.5%	52.3%	51.7%	47.8%	47.0%	45.1%	48.5%	コロナ禍における移動手段の変化等で公共交通機関を利用する市民の割合は減少していたが、コロナウイルス感染症の5類以降に伴い、少しずつ増加している。	▲10.8%	×	コロナ禍における移動手段の変化等の影響で目標は達成できなかったが、持続可能で利用しやすい公共交通の維持・活性化に向けて、それぞれの地域に適した公共交通のあり方について検討を行うとともに、公共交通利用促進の取り組みを充実させていく必要がある。	交通政策課
		48	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす							45.1%						交通政策課

川西市環境基本計画　進行管理表（R6年度調査）

環境分野	施策体系項目		進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況								総括			担当課（回答課）
						H27年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度の取組状況（成果及び問題点）	H27年度とR5年度との差（R5年度－H27年度）	達成状況（〇か×）	まとめ（第2次基本計画における進行管理指標の総括）	
		49	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす							21件						住宅政策課
		50	長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす							245件						住宅政策課
環境行動	環境情報の発信と共有	51	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	1,748アクセス	6,354アクセス	3,186アクセス	5,800アクセス	9,692アクセス	14,261アクセス	13,740アクセス	10,333アクセス	太陽光パネル・蓄電池設置費補助金の申請受付が令和4年9月1日から令和5年1月31日までであったことから、太陽光パネル・蓄電池設置費補助金に関する閲覧が減少した。また、生物多様性ふるさと川西戦略に関するページの閲覧が減少したため、こうした減少が令和4年度に比べて令和5年度のアクセス数が減少した主な原因であると考えられる。	8,585アクセス	〇	平成27年度より8,585アクセス増加した。引き続き必要な情報の発信に努める。	環境政策課
		52	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	26.3%	20.8%	22.1%	20.2%	20.3%	24.6%	20.3%	22.0%	昨年度と比較し、「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合は増加した。令和5年度には川西市環境フェスタの実施などにより発信の場を作った。	▲4.3%	×	平成27年度から約20%のままほとんど変化がみられないという結果となった。今後も、令和5年度に行った川西市環境フェスタのような発信の場を継続的に設けると共に、ホームページでの団体の活動案内の掲示等情報発信についてさらに検討を行う。	環境政策課
	環境学習の促進	53	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	0% （0校）	100% （16校）	100% （16校）	100% （16校）	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	0%	〇	日本一の里山とうたわれる黒川地区を舞台に、市内全小学校の4年生が、多くのボランティア団体や施設の支援・協力を得ながら自然に対する畏敬の念を育み、環境について考える体験学習を継続して行うことができた。	教育保育課
		54	自然ふれあい講座参加者数	環境学習の推進	増やす	82人	97人	88人	54人	-	-	把握していない	-	【成果】 ・「プレイパーク」を市民へ広く周知するため、講座やプレイパークの開催を計画した。 ・協力団体や講師と調整を図ったが、スケジュールが合わず、実施には至らなかった。 【問題点】 ・市内で活動する団体が1団体しかなく、裾野を広げるための事業実施が必要であ	-	-	新型コロナウイルス感染症の影響などで活動を制限される期間があり、計画通りの事業実施とは至らなかった。	生涯学習課
		55	環境学習に向けた環境整備を行う小学校数の割合	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	校区内の自然を生かした体験学習を地域の団体と連携し、実施した。問題点は、環境体験活動の実施にあたっては、地域の団体の協力が不可欠であり、今後継続的な活動を行っていくために人材を確保、育成していく必要がある。特にボランティアの高齢化は大きな課題である。	0%	〇	校区内の自然を生かし、地域の人々等の協力を得ながら五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を継続して行うことができた。	教育保育課
		56	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	24人	6人	19人	29人	0人	29人	29人	29人	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	5人	〇	大学教授等、識者の方による実地研修を毎年行うことで、市内教職員、ボランティア支援員がより専門的な知見を身につける機会を設けることができた。	教育保育課
	環境保全活動の促進	57	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	増やす	12.1%	10.7%	17.8%	9.3%	9.9%	10.1%	9.0%	7.0%	新型コロナウイルス感染症拡大防止などの影響で市民活動団体等の活動自体が減少したことにより、活動に参加する機会が減ったと考えられる。	▲5.1%	×	令和5年度には、令和4年度まで開催していたシンポジウムに代わり、より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、「川西市環境フェスタ」と題して自然や環境を身近に感じる体験イベントや展示を行った。こうした環境保全活動に関心を持っていただけるような発信を引き続き行っていく。	環境政策課
		58	環境に配慮した行動を心がけている市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	増やす	88.7%	86.2%	87.2%	89.8%	89.0%	89.8%	88.4%	91.0%	令和4年度と比較し、環境に配慮した行動を心がけている市民の割合は増加した。環境保全に関することがマスメディアにも取り上げ出されてきたことが増加の一因であると考えられる。令和5年度には、「川西市の環境を守るために私たちにできることって何だろう？」と題して、「快適な環境で暮らせる川西の実現」のために市民が取り組めることをまとめた。	2.3%	〇	令和5年度には、「快適な環境で暮らせる川西の実現」のために市民が取り組めることをまとめ、環境行動を促すための資料「川西市の環境を守るために私たちにできることって何だろう？」を作成した。今後は、こうした資料をホームページへの掲載等を通じて発信を行っていく。	環境政策課

【資料４】

１．令和４年度、令和 5 年度川西市環境率先行動計画結果について

（１）第 5 次川西市環境率先行動計画の目標値

ア）温室効果ガス排出量：2024 年度に 2019 年度比で **12.0%以上削減**

イ）コピー機印刷枚数：2024 年度に 2019 年度比で **30%以上削減**

（２）令和４年度、令和 5 年度実績値について

①排出源別のエネルギー使用量

表１排出源別のエネルギー使用量

排出源	単位	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和２年度)	2021年度 (令和３年度)	2022年度 (令和４年度)	2023年度 (令和５年度)	対基準年度比
電気	kwh	19,497,197	19,346,714	20,548,856	22,703,608	24,803,282	127.2%
都市ガス	m^3	1,439,768	1,527,096	1,511,385	1,638,042	1,311,639	91.1%
液化天然ガス	m^3	17,505	13,628	16,499	18,137	13,684	78.2%
A重油	L	10,180	22,268	12,290	4,147	12,245	120.3%
軽油	L	130,635	122,424	122,868	103,312	104,767	80.2%
灯油	L	109,814	119,717	124,405	134,680	136,337	124.2%
ガソリン	L	114,416	97,627	102,091	110,767	106,083	92.7%

対基準年度に比べ、2023 年度の液化天然ガス・軽油の使用料は減少しているが、電気使用量・重油・灯油の使用量は増加傾向にあり、都市ガス・ガソリンの使用量はほぼ横ばいである。

表２　施設別の電気使用量

新型コロナウイルスまん延防止の対応をしていた期間
2020 年４月　緊急事態宣言（1 回目）～
2023 年５月　新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行

年度 施設名	単位	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和２年度)	2021年度 (令和３年度)	2022年度 (令和４年度)	2023年度 (令和５年度)	対基準年度比
本庁舎	kwh	1,761,523	1,679,526	1,766,063	1,650,914	1,521,660	86.4%
学校	kwh	3,911,330	4,190,762	4,619,962	4,681,873	4,563,278	116.7%
病院施設	kwh	3,068,238	2,987,267	3,004,611	5,533,695	8,076,209	263.2%
上下水道局 (本庁舎除く)	kwh	2,634,056	2,738,246	2,629,727	2,605,884	2,582,294	98.0%
消防	kwh	279,209	335,606	372,325	317,327	302,212	108.2%
文化施設	kwh	1,700,470	1,627,204	2,015,732	1,749,284	1,551,846	91.3%
運動施設	kwh	1,431,587	1,229,872	1,213,709	1,196,958	1,335,332	93.3%
街灯	kwh	2,101,680	2,074,390	2,080,774	2,083,303	2,093,541	99.6%
その他	kwh	2,609,104	2,483,841	2,845,952.8	2,884,370	2,776,910	106.4%
計	kwh	19,497,197	19,346,714	20,548,855.8	22,703,608.0	24,803,282.2	127.2%

2020 年５月
川西市消防本部移転完了

2022 年
４月　川西北こども園開園
９月　市立総合医療センター開院

※その他の内訳(2023 年度時点)：各公民館、各自治会館、鶴寿会館、各福祉センター、各保育所・幼稚園、加茂大気測定室、川西市中学校給食センター、旧加茂幼稚園、黒川里山センター、公園管理事務所、こども若者相談センター、コミュニティセンター、斎場、さくら園、し尿中継所、シルバー人材センター、社会福祉協議会、総合センター、大和行政センター、知明湖キャンプ場、パレットかわにし、保健センター・歯科予防センター、ひまわり荘、文珠橋測定局、養護老人ホーム満寿荘　等　（50 音順）

基準年度と比べると、2023 年度は学校、病院施設、消防、その他の施設で電気使用量が上回っていた。

（各施設の電気使用量の主な増加理由は次の通り）

・学　　校：新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行いつつ、室内の温度調整を図るため空調の設定を例年より強くしたこと、また猛暑により空調を使用する時期が早まり、使用期間が長期化したことが原因と考えられる。
・病院施設：総合医療センターが 2022 年９月１日に開院、それに伴って病床数が増床したことによると考えられる。
・消防：基準年の 2019 年度は南消防が NTT 庁舎に仮移転中で、南消防建物の電気使用量に関係なく一律の賃料を支払っていたことから、車庫のみの使用量を計上していたが、2020 年５月に消防本部及び南消防署が移転し合同庁舎となった後、南消防の電気使用量全体を算出しだしたことから、基準年度と比較して増加している。
・そ　の　他：川西北こども園が 2022 年４月に開園した事に伴う増加と考えられる。

表３　施設別の都市ガス使用量

年度 施設名	単位	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和２年度)	2021年度 (令和３年度)	2022年度 (令和４年度)	2023年度 (令和５年度)	対基準年度比
本庁舎	m^3	80,320	88,468	92,213	94,634	39,601	49.3%
学校	m^3	376,838	491,975	494,517	517,919	490,222	130.1%
病院施設	m^3	606,396	618,587	606,033	659,152	468,771	77.3%
文化施設	m^3	59,999	46,822	47,005	58,856	45,514	75.9%
運動施設	m^3	64,577	56,077	60,450	72,258	61,206	94.8%
その他	m^3	251,638	225,167	271,617	235,223	206,325	82.0%
計	m^3	1,439,768	1,527,096	1,511,385	1,638,042	1,311,639	91.1%

対基準年度に比べ、学校の都市ガス使用量が基準年度を上回っている。新型コロナウイルス感染症対策のため、換気を行いつつ、室内の温度調整を図るため空調の設定を例年より強くしていたこと、また猛暑の影響により空調を使用する時期が早まり、使用期間が長期化したことが原因と考えられる。

②温室効果ガス排出量

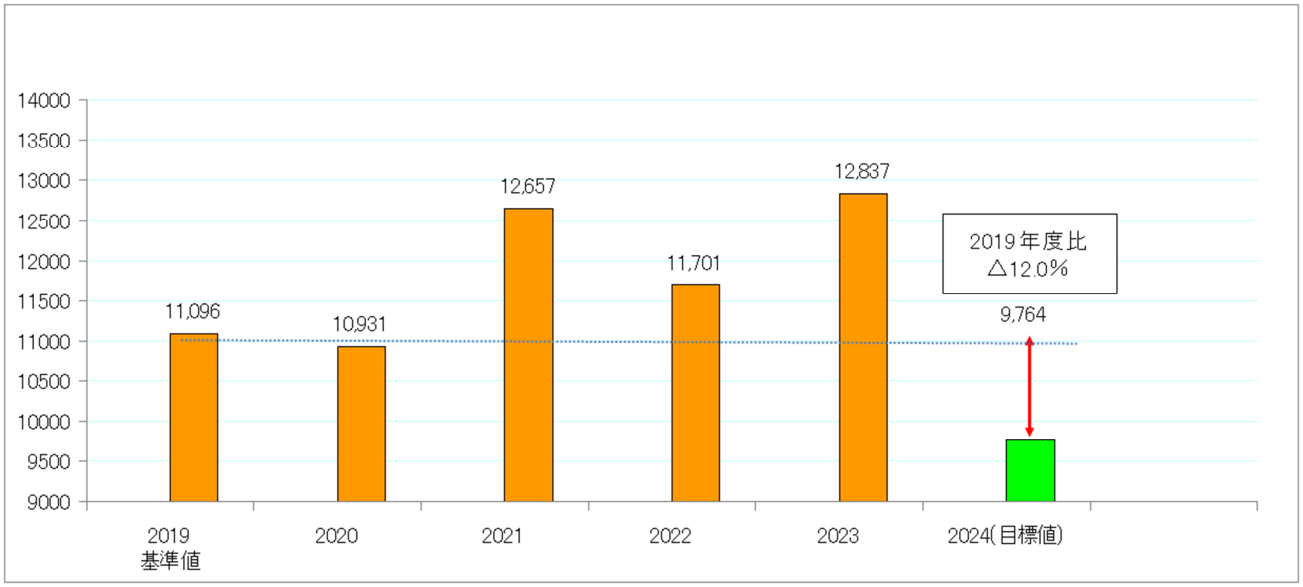

図１温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量は、各電気事業者別の温室効果ガス排出量と電気以外の温室効果ガス排出量の合計。

表４ 各電気事業者別の温室効果ガス排出量

事業者	2022年度(令和４年度) 電気使用量(kwh)	2022年度(令和４年度) 温室効果ガス排出量(t-CO2)	2023年度(令和５年度) 電気使用量(kwh)	2023年度(令和５年度) 温室効果ガス排出量(t-CO2)
関西電力	21,217,716.0	6,344.1	24,795,807	8926.49
(株)エネット	0	0	4,665	1.89
能勢・豊能まちづくり	0	0	2,810	0.13
エバーグリーン	134,871.0	73.9	0	0.00
新エネルギー開発	1,351,021	635	0	0.00
v-power	0	0	0	0.00
エネサーブ	0	0	0	0.00
小計	22,703,608	7,052.99	24,803,282	8928.51

温室効果ガスの排出量は、使用量×その年度の排出係数（参照：下記の表）で計算している

排出係数

事業者	2022年度	2023年度
関西電力	0.299	0.36
(株)エネット		0.405
能勢・豊能まちづくり	0.046	0.046
エバーグリーン	0.548	0.492
新エネルギー開発	0.47	0.471
v-power	0.38	0.371
エネサーブ	0.432	0.258

表５ 電気以外の温室効果ガス排出量

排出源	排出係数	2022年度(令和４年度) 使用量	2022年度(令和４年度) 温室効果ガス排出量(t-CO2)	2023年度(令和５年度) 使用量	2023年度(令和５年度) 温室効果ガス排出量(t-CO2)
ガソリン（L)	2.32	110,767	257.0	106,083	246.1
軽油(L)	2.58	103,312	266.5	104,767	270.3
灯油(L)	2.49	134,680	335.4	136,337	339.5
A重油(L)	2.71	4,147	11.2	12,245	33.2
液化石油ガス(m3)	5.97	18,137	108.3	13,684	81.7
都市ガス(m3)	2.24	1,638,042	3669.2	1,311,639	2938.1
計	-	-	4647.6	-	3908.8

温室効果ガス排出量は【使用量×排出係数×温暖化係数】で算出される（本計画は二酸化炭素のみ対象としているため温暖化係数は１）。

2022 年度と比較し、2023 年度は電気の使用による温室効果ガス排出量が増加し、電気以外の温室効果ガス排出量の合計が減少した。

策定当初は関西電力のみ（排出係数 0.325）で温室効果ガス排出量を算出していた。しかし、2021 年度以降は、契約事業者の変更や排出係数の増加によりエネルギー使用量の増加よりも大幅に温室効果ガス排出量が増加した。（排出係数に示すとおり、電気事業者や契約メニュー等によって排出係数は異なる。）

③コピー用紙使用枚数

年度	2019 (令和元年度) (基準年度)	2022 (令和４年度)	2023 (令和５年度)	2024 (令和６年度) (目標年度)
実績枚数	4,401,141	2,734,449	2,132,551	-
予想枚数	-	-	-	3,080,798
削減率（%） （基準年度-当該年度）÷ 基準年度×100	-	37.9	51.5	30.0

目標達成

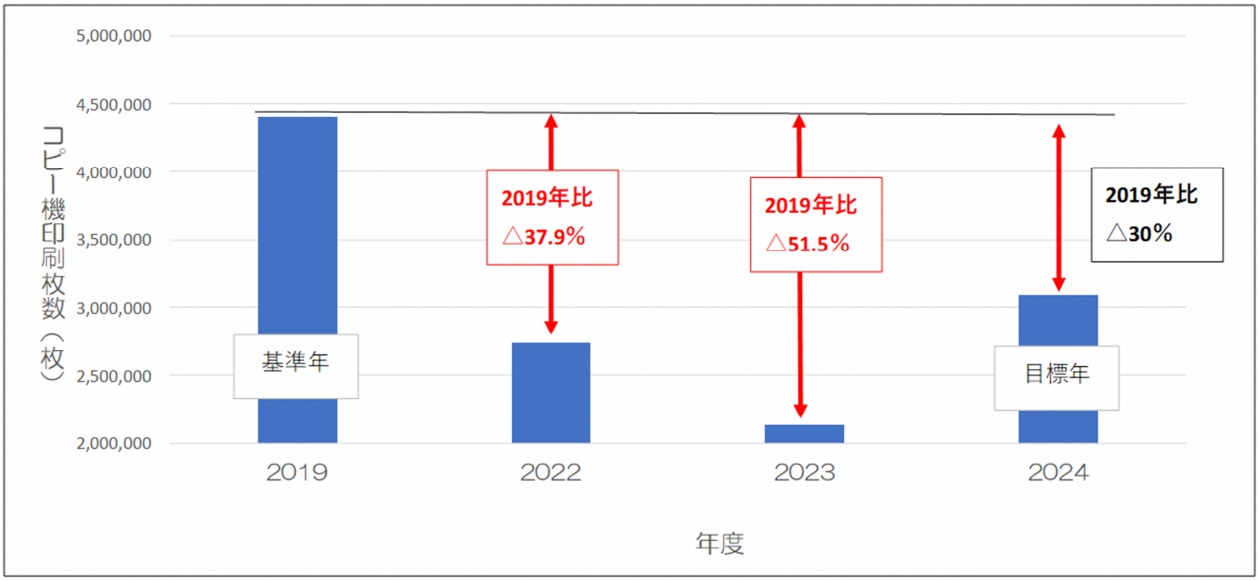

コピー機印刷枚数における紙の削減目標は 2022 年度で達成し、2023 年度さらに削減している。

※2023年度の実績枚数が 2,132,551 枚であり、削減率は 2019 年度比 51.5%を達成し、目標である 2019 年度比で 30%削減を大きく上回った状況。

２．設備・建築物の取り組み状況について

（１）設備・建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとしています。

①LED 等省エネ設備の導入

【LED】

白熱電球・放電蛍光灯から LED 照明への転換を図り、照明の高効率化に努めます。まずは本庁舎から１００％ＬＥＤ照明化を行い、他施設にも展開を図ります。

【空調設備、給湯設備】

高効率の設備への改修を推進します。また、全体的な設備の改修が困難な場合は部分的な設備の更新に努めます。

令和 4～5 年度の取組み

省エネ設備の導入について、加茂小学校大規模改修工事では全ての照明器具、本庁舎 ESCO 事業では執務室など主要室の照明器具を LED に、空調機をエネルギー効率の良いものに交換しました。本庁舎はタイムスケジュールによる調光制御を行い、さらに省エネを行っています。

その他、省エネ設備改修としては、加茂小学校及び一の鳥居老人福祉センターは空調方式を中央一括方式から個別方式に変更し、効率的な運転が可能となりました。

新築工事では総合医療センター、川西市中学校給食センター及び花屋敷団地の建替を行い、LED 照明や高効率機器を採用するなど省エネルギーを意識した建物となっています。

また、市内の完全 LED 化している公共施設は下記の９施設となっています。

●市内の完全 LED 化している公共施設

No.	施設名	No.	施設名
1	加茂こども園	6	キセラ川西プラザ
2	川西こども園	7	川西市中学校給食センター
3	川西北こども園	8	川西市総合医療センター
4	美化衛生部庁舎	9	東谷公民館
5	消防本部・南消防署		

②創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。施設改修時には積極的な導入を図ります。

※創エネ機器…太陽光発電のように自然の力を利用してエネルギーを創る機器

令和 4～5 年度の取組み

総合医療センター建物で庇や屋上緑化及び遮熱断熱ガラスを採用し日射抑制による空調負荷低減、コージェネレーションシステムの導入を行い高効率にエネルギー利用を行うとともに 5.1kw の太陽光発電パネルを設置し、BEMS を導入してエネルギー使用の分析、継続的な削減を図っています。

令和５年度までに市内で太陽光発電施設を設置している公共施設は次ページの 9 施設となっています。

●市の保有する建築物の太陽光発電設備を設置済の建築物数、設備容量（kW）

		＜1＞R3 年度までに設置		＜2＞R4 年度・R5 年度に設置	
分類	建築物数	設置済の建築物数	設備容量の合計値（kw）	設置済の建築物数	設備容量の合計値（kw）
建築物の総計	668	8	87.4	1	5.1

●市内で太陽光発電施設を設置している公共施設

No.	施設名	竣工年	設置年	容量
1	明峰中学校	S51	H16	5kw
2	久代浄水場	S55	H16	20kw
3	国崎クリーンセンター	H21.3	H21.3	10kw
4	本庁舎	H4	H23	1.6kw
5	キセラ川西プラザ	H29	H29	20kw
6	キセラ川西せせらぎ公園	H29	H29	15kw
7	出在家健幸公園内備蓄倉庫	H30	H30	5.8kw
8	消防本部・南消防庁舎	R1.12	R1.12	10kw
9	総合医療センター	R4.5	R4.5	5.1kw

③建築物の省エネ徹底

施設の維持・更新等にあたっては、建築物で消費する１次エネルギーの収支をゼロとするネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB（ゼブ））の効果検証を行うなど、エネルギー管理システム（BEMS（ベムス））と組み合わせて施設の省エネ化に積極的に取り組みます。

※ＺＥＢ…省エネにより使うエネルギーを減らし、太陽光等の創エネによりエネルギーをつくることで快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の１次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

※BEMS…建築物内に設置された電気機器等のエネルギー使用量などを計測し、「見える化」を図り、機器制御によって建築物内のエネルギーの適正化を実現する「エネルギー管理システム」のことです。

④緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

⑤設備等の保守・運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

・空調、換気設備

・ボイラー、給湯機

・照明設備

・電気製品、事務用機器

（２）契約・備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとしています。

⑥低排出係数電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の１つとします。

⑦低公害車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入すると CO_2 排出量を約半分に削減できます。（電気自動車の性能や使い方、電気の CO_2 排出係数によって異なる。）

車両更新時に合わせて計画的に低公害車導入を目指します。

※低公害車…燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車を指す。

令和 4～5 年度の取組み

令和 5 年度に公用車として EV 車（日産リーフ）を 1 台導入しました。

⑧グリーン購入の徹底

消耗品等購入の際も環境ラベルを確認することで環境負荷の少ない製品を積極的に選択します。

環境ラベル（例）

（３）日々の取り組み

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。⑨職員研修の実施

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施しています。

令和 4～5 年度の取組み

令和 5 年度に「地球にやさしい製品の開発」、「環境ラベル等グリーン購入のすすめ」について職員研修を実施しました。

Ｉ．令和４年度職員研修結果について

ア）実施日時・場所

令和５年２月８日　１４：００～１６：００

７階大会議室

イ）実施内容

❶「第５次環境率先行動計画の改訂について」

説明者：環境衛生課

❷「電気エネルギーと環境」

説明者：関西電力送配電株式会社

❸「脱炭素に向けた関西電力の取り組み」

説明者：関西電力株式会社

ウ）参加人数

４１名

Ⅱ．令和５年度年度職員研修について

ア）実施日時・場所

令和６年２月８日　１４：００～１６：００

アステ市民プラザ　アステホール１

イ）実施内容

❶「地球にやさしい製品の開発」

説明者：芳川紙業株式会社

❷「環境ラベル等グリーン購入のすすめ」

説明者：グリーン購入ネットワーク（GPN)事務局

ウ）参加人数

７４名（主に各課の庶務担当者）

⑩エネルギー使用量削減

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。

・昼休み時の消灯を徹底します。

・庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度（冷房２８℃、暖房２０℃）を徹底します。。

・クールビズ・ウォームビズを実施します。

・空調使用時は送風機も併用します。

・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。

・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。

・長時間離席する場合はパソコンの電源を切ります。

・ノー残業デーを遵守します。

・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。

・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行し、エネルギーロスを削減します。

⑪資源等使用量削減

ア．次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

・電子決裁を行います。

・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。

・ＩＣＴの推進により、会議用資料そのものを削減します。

・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

イ．次の事項により、水の使用量の削減に努めます。

・水の出しっぱなしをやめ、確実に止水します。

・トイレで無駄な水を流しません。

・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

ウ．その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底

・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。

・ＯＡ機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。

・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。

・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。

【資料５－１】
令和５年１２月１９日
総務生活常任委員協議会資料

第３次川西市環境基本計画（本編）（案）

修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
全体	アルファベット	アルファベット（フリガナ）	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
目次	第４章　目標実現に向けた取組み 4.2　~~地域~~別の取組み	第４章　目標実現に向けた取組み 4.2　エリア別の取組み	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
1ページ 第１章 1.1	本市は、猪名川や一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。 本計画のポイント 第５章に記載していますが、良好な住宅都市である~~川西~~市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。	川西市（以下「本市」という。）は、猪名川や一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。 本計画のポイント 第５章に記載していますが、良好な住宅都市である本市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
3ページ 第１章 1.2	表　計画の対象範囲 主な対象 交通~~環境~~	表　計画の対象範囲 主な対象 交通騒音	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
4ページ 第２章 2.1	・家庭部門や運輸部門から排出される温室効果ガス※7を削減するための取組み方法の周知、啓発とともに、市民生活や事業活動における省エネルギー化、適切な再生可能エネルギー~~（→P60）~~導入の取組みを進めることが必要です。	・家庭部門や運輸部門から排出される温室効果ガス※7を削減するための取組み方法の周知、啓発とともに、市民生活や事業活動における省エネルギー化、適切な再生可能エネルギー（→P63）導入の取組みを進めることが必要です。	ページ齟齬により、修正いたしました。
5ページ 第２章 2.2	（３）農地に関する課題 高齢化や後継者不足による、農業従事者の減少~~および~~耕作放棄地の増加を食い止めることが必要です。	（３）農地に関する課題 高齢化や後継者不足による、農業従事者の減少及び耕作放棄地の増加を食い止めることが必要です。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
6 ページ 第 2 章 2.3	（2）公害、交通~~環境~~に関する課題	（2）公害、交通騒音等に関する課題	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
9 ページ 第 2 章 3.3	SDG s ※8~~4~~	SDG s ※88	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
10 ページ 第 3 章	環境行動に関する環境配慮指針（環境施策） 環境情報の発信と共有 環境情報の発信・共有の強化 P2~~8~~	環境行動に関する環境配慮指針（環境施策） 環境情報の発信と共有 環境情報の発信・共有の強化 P29	ページ齟齬により、修正いたしました。
11 ページ 第 4 章 4.1	（1）地球環境 市民 ・住宅の断熱改修やコージェネレーション※37 システムの導入など省エネルギー化を検討します。	（1）地球環境 市民 ・住宅の断熱改修や家庭用コージェネレーション※37 システムの導入など省エネルギー化を検討します。	企業の指摘を踏まえ、修正しました。
11 ページ 第 4 章 4.1	（1）地球環境 市民 温室効果ガス※7 であるフロン類※65 を使用したエアコンや冷蔵庫などを廃棄する~~場合~~は…	（1）地球環境 市民 温室効果ガス※7 であるフロン類※65 を使用したエアコンや冷蔵庫などを廃棄する際は…	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
12 ページ 第 4 章 4.1	・0 円ソーラー※~~88~~ 事業者 ・ZEB※~~85~~	・0 円ソーラー※93 事業者 ・ZEB※90	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※～～～～～：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
13 ページ 第 4 章 4.1	（1）地球環境 事業者 ・PPA※~~83~~モデル 市 ■省エネルギー化を促進します ~~・省エネルギー性能の高い OA 機器や照明の選択に努めます。~~ ・~~公共~~施設の新築、建て替え時には ZEB※~~85~~化~~について検討を進め~~、施設の脱炭素化~~を図り~~ます。 ・一般家庭や事業者に対してエネルギーマネジメントシステムの導入や環境に配慮した建物の建設~~および~~改修に関する支援や情報提供を行います。	（1）地球環境 事業者 ・PPA※86モデル 市 ■省エネルギー化を促進します ・老朽化している機器の更新時は LED 化など高効率な省エネルギー設備の導入を推進します。 ・施設の維持更新等にあたってはZEB※90化の効果検証を行うなど、施設の脱炭素化に積極的に取り組みます。 ・一般家庭や事業者に対してエネルギーマネジメントシステムの導入や環境に配慮した建物の建設及び改修に関する支援や情報提供を行います。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。 関係所管課の指摘を踏まえ、修正しました。 市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
14 ページ 第 4 章 4.1	■再生可能エネルギーの適切な導入を促進します（PPA※~~83~~モデル） ■公共交通等の利用を促進します 移動に伴う温室効果ガス※7 の排出を抑制するため、近距離への徒歩移動や自転車~~および~~公共交通機関の利用を促進します。	■再生可能エネルギーの適切な導入を促進します（PPA※86モデル） ■公共交通等の利用を促進します 移動に伴う温室効果ガス※7 の排出を抑制するため、近距離への徒歩移動や自転車及び公共交通機関の利用を促進します。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	コラム ○照明 こまめに消灯する~~（LED ランプの場合）~~	コラム ○照明 こまめに消灯する	LED ランプに限定する必要はないと判断し削除しました
15 ページ 第 4 章 4.1	②循環型社会の形成 市民 ■共通 ・法令等に~~従って~~、ごみ~~は~~適切に処理します。 ■ごみの減量に努めます （mottECO※8~~1~~）など 事業者 ISO1401※8~~0~~シリーズや…	②循環型社会の形成 市民 ■共通 ・法令等に従い、ごみを適切に処理します。 ■ごみの減量に努めます （mottECO※83）など 事業者 ISO1401※82シリーズや…mottECO※83	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
16 ページ 第 4 章 4.1	事業者 mottECO※8~~1~~ 市 ICT※~~78~~	事業者 mottECO※83 市 ICT※80	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
18 ページ 第 4 章 4.1	市 30by30※~~87~~	市 30by30※92	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
19 ページ 第 4 章 4.1	（2）自然環境 コラム　黒川地区の「日本一の里山」 川西市北部の黒川は~~一庫炭~~の生産のためのクヌギ林の輪伐が現在も行われていること等から「日本の里 100 選」にも選ばれています。	（2）自然環境 コラム　黒川地区の「日本一の里山」 川西市北部の黒川は菊炭の生産のためのクヌギ林の輪伐が現在も行われていること等から「日本の里 100 選」にも選ばれています。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	【文化性】今でも利用されている全国的に貴重な里山である（例：~~一庫~~） 生物多様性】炭（~~一庫~~）の原木がクヌギであり、 コラム　まち山 ~~川西~~市には「まち山」の象徴であるエドヒガン群落・シロバナウンゼンツツジ群落、自然林のブナ群落・コジイ群落などの学術的にも景観的にも貴重で重要な群落が分布しており、子どもたちの体験学習、~~川西~~市のシンボル、市民のふるさと意識の醸成、レクリエーション、観光、生涯学習、地域振興の場として活用されています。	【文化性】今でも利用されている全国的に貴重な里山である（例：菊炭） 生物多様性】炭（菊炭）の原木がクヌギであり、 コラム　まち山 本市には「まち山」の象徴であるエドヒガン群落・シロバナウンゼンツツジ群落、自然林のブナ群落・コジイ群落などの学術的にも景観的にも貴重で重要な群落が分布しており、子どもたちの体験学習、本市のシンボル、市民のふるさと意識の醸成、レクリエーション、観光、生涯学習、地域振興の場として活用されています。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
20 ページ 第 4 章 4.1	②農地の保全	②農地の保全 事業者・農業従事者 ・違法な野焼き※5をしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きでも、できる限り行わない方法を考え、実施しなければならない場合には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、周りの方の迷惑にならないよう配慮します。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
22 ページ 第 4 章 4.1	市 ■生物多様性に悪影響を与える生物~~に~~対策します	市 ■生物多様性に悪影響を与える生物への対策をします	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
23 ページ 第 4 章 4.1	（3）都市・生活環境 市民 ・~~公共空間での~~不法投棄発見~~時~~は速やかに市へ通報します。 事業者 ・~~公共空間での~~不法投棄発見~~時~~には速やかに市へ通報します。	（3）都市・生活環境 市民 ・不法投棄は行いません。また、不法投棄を発見した際には速やかに市へ通報します。 事業者 ・不法投棄は行いません。また、不法投棄を発見した際には速やかに市へ通報します。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
24 ページ 第 4 章 4.1	②住環境の安全・安心の向上 市民 ■住環境の快適・マナーの向上に努めます	②住環境の安全・安心の向上 市民 ■住環境の快適・マナーの向上に努めます ・合成洗剤、柔軟剤、農薬、除草剤、殺虫剤等の化学物質の使用時は自然環境の保全や周りの方への影響に配慮します。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
25 ページ 第 4 章 4.1	②住環境の安全・安心の向上 事業者・農業従事者 ■住環境の快適・マナーの向上に努めます	②住環境の安全・安心の向上 事業者・農業従事者 ■住環境の快適・マナーの向上に努めます ・合成洗剤、柔軟剤、農薬、除草剤、殺虫剤等の化学物質の使用時は自然環境の保全や周りの方への影響に配慮します。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
26 ページ 第 4 章 4.1	市 ■公害等による悪影響を防止します ・生活排水処理事業の推進、定期的な河川等の水質検査に~~より~~水質を保全します。	市 ■公害等による悪影響を防止します ・生活排水処理事業の推進、定期的な河川等の水質検査時に PFAS[※84] 等の測定を行い、水質を保全し	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	・PM2.5※8~~9~~ ■住環境の快適・マナーの向上に取り組みます ・香害※35や化学物質過敏症※8などの新たな問題について情報発信と対策について、~~HP~~等を通じて積極的に啓発します。 ■放置自転車等への対策を強化します ・駐輪場の利用徹底~~に向けた~~啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。	ます。 ・PM2.5※85 ■住環境の快適・マナーの向上に取り組みます ・公共施設において、職員や使用者が化学物質の使用を削減するよう努めます。 ・合成洗剤、柔軟剤、農薬、除草剤、殺虫剤等の化学物質の使用時は自然環境の保全や周りの方への影響に配慮するとともに、有害物質がもたらす環境への影響について啓発します。 ・香害※35や化学物質過敏症※8などの新たな問題について情報発信と対策について、ホームページ等を通じて積極的に啓発します。 ■放置自転車等への対策を強化します ・駐輪場の設置及び駐輪場の利用徹底を目的とした啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
27ページ 第4章 4.1	コラム　公害と化学物質過敏症 日常生活で使用するものに含まれる、非常に微量の~~薬物や~~化学物質~~を吸引したり、接触したりすること~~により、~~さまざま~~な健康被害が引き起こされる症状	コラム　公害と化学物質過敏症 合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料などの化学物質による健康障害は、『香害』と呼ばれています。近年は残香性の高い製品の普及により、全国の	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	~~を化学物質過敏症といいます~~。~~特に合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料による「匂い」に対する過敏症状は「香害」とも呼ばれ、日常的に苦しんでいる方がいます。~~	消費者生活センター等へ、においについての相談が増えています。香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいます。 化学物質過敏症は、日常生活で使用するものに含まれる、非常に微量の化学物質により、様々な健康被害が引き起こされる症状のことです。発症には個人差がありますが、誰にでも発症の可能性があるといわれています。香害や化学物質過敏症への理解を深めるとともに、一人ひとりの配慮や工夫でみんなが快適に過ごせるよう協力しましょう。	
27 ページ 第 4 章 4.1		コラム　マイクロプラスチック マイクロプラスチックは５ｍｍ以下の細かなプラスチックのことです。柔軟剤のマイクロカプセルなど製造時に小さく作られた一次マイクロプラスチックと、プラスチック製品が紫外線などにより劣化して細かくなった二次マイクロプラスチックがあり、水の流れにより海へ流れ込むことによる環境汚染が深刻となっています。 また、自然界で分解されず、有害化学物質を吸着しやすい性質があるため、マイクロプラスチックを誤食した生物の食物連鎖を通じて他の生物や人体に有害化学物質が蓄積されることで、体内に悪影響を及ぼすことが懸念されています。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
28 ページ 第４章 4.1	市 ・空き家マッチング制度「空き家をつなご！」を運用し、効果的に活用します。 ※空き家マッチング制度「空き家をつなご！」：空き家問題を解決するための~~川西~~市の制度。	市 ・空き家マッチング制度「空き家をつなご！」※を運用し、効果的に活用します。 ※空き家マッチング制度「空き家をつなご！」：空き家問題を解決するための本市の制度。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
33 ページ 第４章 4.2	4.2　~~地域~~別の取組み 分野別の環境目標を受け、各~~地域~~の特性や課題に応じて重点的に取り組む「~~地域~~別環境配慮指針」を設定します。 …の３つに区分した~~うえ~~で、~~地域~~特性をもとに４つの~~地域~~に細区分します。 表　本市の~~地域~~区分 地域　土地利用の特性 北~~部地域~~　… 中~~部地域　新名神高速道路や猪名川の周辺に位置する地域です。自然緑地が広がり、集落地や団地などから構成されている地域です。~~	4.2　エリア別の取組み 分野別の環境目標を受け、各エリアの特性や課題に応じて重点的に取り組む「エリア別環境配慮指針」を設定します。 …の３つに区分した上で、地域特性をもとに４つのエリアに細区分します。 表　本市のエリア区分 地域　該当する地名　土地利用の特性 北エリア　一庫の一部・国崎・黒川・横路・笹部の一部 中エリア　萩原台東・萩原台西・鶯が丘・新田・平野・多田桜木・東多田・鼓が滝・矢問・矢問東町・西多田・錦松台・多田院・多田院多田所町・多田院西・石道・虫生・赤松・柳谷・芋生・若宮・緑台・向陽台・水明台・清和台東・清和台西・湯山台・鶯台・けやき坂・南野坂・一庫の一部・大和東・大和西・美山台・丸山台・見野・東畦野・東畦野山手・	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	南部①~~地域~~ 南部②~~地域~~	長尾町・西畦野・清流台・山原・緑が丘・山下町・笹部の一部・下財町 北部は、新名神高速道道路周辺に広がる自然緑地、山下周辺の里山景観を呈する集落地、日生ニュータウンや大和団地などから構成されている地域です。 西部は、清和台から萩原台までに至るニュータウン、周辺の自然地や集落地などから構成されている地域です。 東部は、長い歴史を持つ多田グリーンハイツなどからなる地域です。 南エリア①　中央町・小花・小戸・美園町・絹延町・出在家町・丸の内町・滝山町・鶯の森町・萩原・火打・松が丘町・霞ヶ丘・日高町・栄町・花屋敷山手町・花屋敷・寺畑・栄根の一部・満願寺町 南エリア②栄根の一部・南花屋敷・加茂・下加茂・久代・東久代	
34 ページ 第 4 章 4.2	北~~部地域~~ 中~~部地域~~ 南部①~~地域~~ 南部②~~地域~~ 図　~~地域~~区分	北エリア 中エリア 南エリア① 南エリア② 図　エリア区分	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
35 ページ 第 4 章 4.2	（1）~~北部地域~~ 図　~~北部地域~~マップ 〇~~地域~~の特性 ・一庫のエドヒガンや能勢妙見のブナ林、知明湖（一庫ダム）など、市域で最も自然に恵まれた~~地域~~で、奥瀧谷のエドヒガン群落は市の天然記念物に指定されています。 〇~~地域~~の課題 ・自然環境や里山景観を保全しながらの、観光振興や~~地域~~の活性化が必要です。	（1）北エリア 図　北エリアマップ 〇エリアの特性 ・一庫のエドヒガンや能勢妙見のブナ林、知明湖（一庫ダム）など、市域で最も自然に恵まれたエリアで、奥瀧谷のエドヒガン群落は市の天然記念物に指定されています。 〇エリアの課題 ・自然環境や里山景観を保全しながらの、観光振興やエリアの活性化が必要です。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
36 ページ 第 4 章 4.2	~~地域~~別環境配慮指針 優れた自然環境と里山の保全・継承を進め、市民が集い、憩える場となる環境づくりを~~目指す~~ ①自然環境を活かしたレクリエーション、環境学習の推進 ~~地域~~の特性である豊かな自然を活用し、自然に触れ、学ぶ場の整備とともに学習機会の拡充を進め、市民の環境意識の向上を図ります。 市 ・観光資源としての活用も検討し、~~地域~~の魅力を市内外に広く発信していきます。	エリア別環境配慮指針 優れた自然環境と里山の保全・継承を進め、市民が集い、憩える場となる環境づくりをめざす ①自然環境を活かしたレクリエーション、環境学習の推進 エリアの特性である豊かな自然を活用し、自然に触れ、学ぶ場の整備とともに学習機会の拡充を進め、市民の環境意識の向上を図ります。 市 ・観光資源としての活用も検討し、エリアの魅力を市内外に広く発信していきます。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
37 ページ 第 4 章 4.2	③自然環境の保全 市民 ・~~山地への不法投棄をしないようにします。~~ 事業者 ・~~山地への不法投棄をしないようにします。~~	③自然環境の保全 市民 ・山地への不法投棄は行いません。また、不法投棄を発見した際には速やかに市へ通報します。 事業者 ・山地への不法投棄は行いません。また、不法投棄を発見した際には速やかに市へ通報します。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
39 ページ 第 4 章 4.2	（2）~~中部地域~~ 図　~~中部地域~~マップ 〇~~地域~~の特性 ・~~地域~~の中央を流れる一庫大路次川や猪名川、多田神社や多太神社の社寺林などの自然に恵まれた~~地域~~で、清和台のコナラ群落や水明台のエドヒガン群落などは、生物の貴重な生息場所になっています。 ・大規模な住宅団地が形成されている~~地域~~であり、少子高齢化が進んでいます。 〇~~地域~~の課題 ・山林を保全し、~~地域~~特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。	（2）中エリア 図　中エリアマップ 〇エリアの特性 ・エリアの中央を流れる一庫大路次川や猪名川、多田神社や多太神社の社寺林などの自然に恵まれたエリアで、清和台のコナラ群落や水明台のエドヒガン群落などは、生物の貴重な生息場所になっています。 ・大規模な住宅団地が形成されているエリアであり、少子高齢化が進んでいます。 〇エリアの課題 ・山林を保全し、エリア特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
40 ページ 第 4 章 4.2	~~地域~~別配慮指針 都市機能の充実を図りつつ、周辺の自然環境にも配慮しながら、既成市街地やニュータウンなどの維	エリア別配慮指針 都市機能の充実を図りつつ、周辺の自然環境にも配慮しながら、既成市街地やニュータウンなどの維	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	持・保全と活力再生を~~目指す~~めざす ①上質な住環境の維持 市民 ・ 市 ・~~市役所や~~公共施設の周辺に緑を増やします。	持・保全と活力再生をめざす ①上質な住環境の維持 市民 ・合成洗剤、柔軟剤、農薬、除草剤、殺虫剤等の化学物質の安易な使用は行いません。使用時は自然環境の保全や周りの方への影響に配慮します。 市 ・公共施設の周辺に緑を増やします。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。 市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
41 ページ 第 4 章 4.2	②自然環境の保全 シロバナウンゼンツツジの群生地やエドヒガン群落など、~~地域~~を特徴づける自然環境の保全に取り組みます。また、新名神高速道路及び関連道路周辺では、「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画※41」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、~~地域~~の活性化に向けた開発・建築となるよう、適切な配慮に努めます。 ③公共交通の維持・活性化 ~~地域~~の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、…続可能な公共交通の未来を模索します。	②自然環境の保全 シロバナウンゼンツツジの群生地やエドヒガン群落など、エリアを特徴づける自然環境の保全に取り組みます。また、新名神高速道路及び関連道路周辺では、「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画※41」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、エリアの活性化に向けた開発・建築となるよう、適切な配慮に努めます。 ③公共交通の維持・活性化 ~~エリア~~の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、…続可能な公共交通の未来を模索します。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※～～～～～：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
42 ページ 第 4 章 4.2	④環境に配慮した農業の推進 事業者・農業従事者 ・	④環境に配慮した農業の推進 事業者・農業従事者 ・違法な野焼き※5をしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きでも、できる限り行わない方法を考え、実施しなければならない場合には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、周りの方の迷惑にならないよう配慮します。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
43 ページ 第 4 章 4.2	（3）~~南部①地域~~ 図　~~南部①地域~~マップ 〇~~地域~~の特性 ・猪名川や川西北小学校前を流れる水路、八坂神社、小戸神社といった社寺林などの自然に恵まれた~~地域~~です。 ・都市機能の集積が進む一方、小戸や花屋敷など旧来からの住宅地も存在する~~地域~~です。 〇~~地域~~の課題 ・山林を保全し、~~地域~~特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。	（3）南エリア① 図　南エリア①マップ 〇エリアの特性 ・猪名川や川西北小学校前を流れる水路、八坂神社、小戸神社といった社寺林などの自然に恵まれたエリアです。 ・都市機能の集積が進む一方、小戸や花屋敷など旧来からの住宅地も存在するエリアです。 〇エリアの課題 ・山林を保全し、エリア特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
44 ページ 第 4 章 4.2	~~地域~~別環境配慮指針 交通結節点として整備され、中心市街地として、商業・業務機能及び文化・行政などの高次都市機能を集積し、「川西の顔」にふさわしい都心核の形成を~~目指す~~	エリア別環境配慮指針 交通結節点として整備され、中心市街地として、商業・業務機能及び文化・行政などの高次都市機能を集積し、「川西の顔」にふさわしい都心核の形成をめざす	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
45 ページ 第 4 章 4.2	市 ・~~市役所や~~公共施設の周辺に緑を増やします。	市 ・公共施設の周辺に緑を増やします。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
46 ページ 第 4 章 4.2	④公共交通の維持・活性化 ~~地域~~の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、…	④公共交通の維持・活性化 エリアの重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、…	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
47 ページ 第 4 章 4.2	（4）~~南部②地域~~ 図　~~南部②地域~~マップ 〇~~地域~~の特性 ・加茂地区のエノキ林や猪名川などの自然に恵まれた~~地域~~で、ヒメボタルなど貴重な生物の生息場所となっています。 ・工業用地、住宅地、農地が混在する~~地域~~です。 〇~~地域~~の課題 ・山林を保全し、~~地域~~特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。	（4）南エリア② 図　南エリア②マップ 〇エリアの特性 ・加茂地区のエノキ林や猪名川などの自然に恵まれたエリアで、ヒメボタルなど貴重な生物の生息場所となっています。 ・工業用地、住宅地、農地が混在するエリアです。 〇エリアの課題 ・山林を保全し、エリア特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
48 ページ 第 4 章 4.2	~~地域~~別環境配慮指針 生活基盤施設の充実を図りつつ、工業・農業などのものづくりの役割を担う地域としての特徴を生かしながら地域の活性化を~~目指す~~ 市 ・~~市役所や~~公共施設の周辺に緑を増やします。	エリア別環境配慮指針 生活基盤施設の充実を図りつつ、工業・農業などのものづくりの役割を担う地域としての特徴を生かしながら地域の活性化をめざす 市 ・公共施設の周辺に緑を増やします。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
49 ページ 第 4 章 4.2	②自然環境の保全 ヒメボタルの住む森など~~地域~~を特徴づける自然環境の保全に取り組み、~~地域~~の魅力を高めます。 ③公共交通の維持・活性化 ~~地域~~の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索します。	②自然環境の保全 ヒメボタルの住む森などエリアを特徴づける自然環境の保全に取り組み、エリアの魅力を高めます。 ③公共交通の維持・活性化 エリアの重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索します。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
50 ページ 第 4 章 4.2	事業者・農業従事者 ・	事業者・農業従事者 ・違法な野焼き※５をしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きでも、できる限り行わない方法を考え、実施しなければならない場合には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、周りの方の迷惑にならないよう配慮します。	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
51 ページ 第 5 章 5.1	事務事業編は、…~~川西~~市では、「第 5 次川西市環境率先行動計画※10」が事務事業編にあたります。 …また、~~川西~~市独自の取組みとして、市の取組み状況を公表することを明記しています。	事務事業編は、…本市では、「第 5 次川西市環境率先行動計画※10」が事務事業編にあたります。 …また、本市独自の取組みとして、市の取組み状況を公表することを明記しています。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
52 ページ 第 5 章 5.1	コラム IPCC~~※79~~	コラム IPCC※81	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
55 ページ 第 5 章 5.2	②温室効果ガス排出量の将来推計 BAU ケースの推計では、製造品出荷額等 1 億円~~あたり~~の温室効果ガス排出量など、現況の単位活動量~~あたり~~の温室効果ガス排出量を原単位として、	②温室効果ガス排出量の将来推計 BAU ケースの推計では、製造品出荷額等 1 億円当たりの温室効果ガス排出量など、現況の単位活動量当たりの温室効果ガス排出量を原単位として、	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
57 ページ 第 5 章 5.2	（3）森林吸収量 針葉樹や広葉樹などの樹木の幹成長量を樹木の種類ごとに、下記の算定式*3 で求めた二酸化炭素吸収量は、1 年~~あたり~~約 2 千 t となります。	（3）森林吸収量 針葉樹や広葉樹などの樹木の幹成長量を樹木の種類ごとに、下記の算定式*3 で求めた二酸化炭素吸収量は、1 年当たり約 2 千 t となります。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
60 ページ 第 5 章 5.2	コラム　再生可能エネルギー 地球温暖化の抑制に~~繋がる~~ことが期待されています。	コラム　再生可能エネルギー 地球温暖化の抑制につながることが期待されています。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
62 ページ 第 5 章 5.2	コラム　電力会社・ガス会社の取組み 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、系統安定化に必要不可欠な火力発電について、着実な CO_2 排出削減~~および~~水素・アンモニア等のカーボンフリー燃料や CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）、	コラム　電力会社・ガス会社の取組み 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、系統安定化に必要不可欠な火力発電について、着実な CO_2 排出削減及び水素・アンモニア等のカーボンフリー燃料や)CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）、	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
63 ページ 第 5 章 5.2	メタンは燃焼時に CO_2 を排出しますが、メタネーションを~~おこなう~~際の原料として、	メタンは燃焼時に CO_2 を排出しますが、メタネーションを行う際の原料として、	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
64 ページ 第 5 章 5.3	（1）温室効果ガス排出量の削減目標 …2030 年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減（50%削減の高みを~~目指す~~）、…	（1）温室効果ガス排出量の削減目標 …2030 年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減（50%削減の高みをめざす）、… ※「排出実質ゼロ」とは、CO^2 などの温室効果ガス	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
		の人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することを言います。	
65 ページ 第 5 章 5.3	表　国等と連携した施策による温室効果ガスの削減見込み量 産業 ●業種間連携の取組推進 ●HEMS※7~~7~~ 合計 ※2020 年度までの取組実績を勘案し、	表　国等と連携した施策による温室効果ガスの削減見込み量 産業 ●業種間連携の取組み推進 ●HEMS※78 合計 ※2020 年度までの取組み実績を勘案し、	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。 市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
68 ページ 第 5 章 5.4	表　取組みの体系 ZEH※~~86~~ ZEB※~~85~~ HEMS※~~77~~ PPA※8~~3~~	表　取組みの体系 ZEH※91 ZEB※90 HEMS※78 PPA※86	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
69 ページ 第 5 章 5.4	4 エネルギー・環境に関する教育・学習等の推進 エネルギー・環境教育などの推進（→本編 P~~29~~） 自然環境と親しむ機会の醸成（→本編 P17、本編 P~~27~~）	4 エネルギー・環境に関する教育・学習等の推進 エネルギー・環境教育などの推進（→本編 P31） 自然環境と親しむ機会の醸成（→本編 P17、本編 P28）	ページ齟齬により、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
70 ページ 第 5 章 5.5	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 事業者の取組み ZEB※~~85~~	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 事業者の取組み ZEB※90	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
71 ページ 第 5 章 5.5	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 市（一部事務組合）の取組み ZEB※~~85~~	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 市（一部事務組合）の取組み ZEB※90	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
72 ページ 第 5 章 5.3	■市の取組み №1　概要 ・~~HP~~、広報誌、SNS 等を活用した情報発信	■市の取組み №1　概要 ・ホームページ、広報誌、SNS 等を活用した情報発信	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
73 ページ 第 6 章 6.1	表　進行管理指標 進行管理指標 14.　1 年間に捕獲した有害鳥獣~~および~~外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	表　進行管理指標 進行管理指標 14.　1 年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
76 ページ 第 6 章 6.4	本計画の推進にあたっては、~~川西~~市に関わるすべての主体	本計画の推進にあたっては、本市に関わるすべての主体	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

【資料5-2】
令和５年１２月１９日
総務生活常任委員協議会資料

第３次川西市環境基本計画（資料編）（案）

修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
全体	アルファベット	アルファベット（フリガナ）	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
目次	文中の※は資料 3 用語集に説明を記載しています。	本文中の※は資料 3 用語集に説明を記載しています。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
1 ページ 資料 1 1.1 本市の特性	さらに、JR 宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄といった鉄道路線、阪神高速道路大阪池田線、中国縦貫自動車道、新名神高速道路といった高速道路、国道 173 号や国道 176 号が~~川西~~市内を繋ぐほか、バス路線が、鉄道各線の主な駅と市内のニュータウンを結んでおり、交通路線も充実しています。	さらに、JR 宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄といった鉄道路線、阪神高速道路大阪池田線、中国縦貫自動車道、新名神高速道路といった高速道路、国道 173 号や国道 176 号が市内をつなぐほか、バス路線が、鉄道各線の主な駅と市内のニュータウンを結んでおり、交通路線も充実しています。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
3 ページ 資料 1 1.1 本市の特性	~~川西~~市は温暖で降水量の少ない瀬戸内気候区に属しています。川西市消防本部の調べによると、~~川西~~市の過去 30 年の気温は概ね横ばいであるものの、計測している直近 3 年の数値は、平均気温が 16 ~~度~~を超え、最高気温が 38 ~~度~~を超えるなど、前の 10 年に比べて気温が上昇していることがわかります。	本市は温暖で降水量の少ない瀬戸内気候区に属しています。川西市消防本部の調べによると、本市の過去 30 年の気温は概ね横ばいであるものの、計測している直近 3 年の数値は、平均気温が 16 度℃を超え、最高気温が 38 度℃を超えるなど、前の 10 年に比べて気温が上昇していることがわかります。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
6 ページ 資料 1 1.2 社会状況の変化	（1）世界の動向 SDG s ※~~84~~ IPCC※~~79~~ …	（1）世界の動向 SDG s ※88 IPCC※81 …化学物質の観点では、平成 18（2006）年に開催された第 1 回国際化学物質管理会議（ICCM）で、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM※89）が採択され、令和 2（2020）年ま	パブコメのご意見を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
		でに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指す目標の達成に向けた戦略、行動計画が定められました。令和５（2023）年にはICCM5で、SAICM※89の後継として新たな化学物質管理に関する新たな国際枠組み（GFC※77）が採択され、より多様な主体による自主的な化学物質管理の推進を強化するための項目が盛り込まれました。	
7ページ 資料１ 1.2 社会状況の変化	（2）国の動向 地球温暖化対策の観点では、「パリ協定※60」の採択を受け、平成28（2016）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和３（2021）年の改定において、令和12（2030）年度までに温室効果ガス※7排出量46%削減（2013年度比）を目指し、さらに50%削減の高みを~~目指す~~と表明しました。また、令和２（2020）年には、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを~~目指す~~と表明しました。	（2）国の動向 地球温暖化対策の観点では、「パリ協定※60」の採択を受け、平成28（2016）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和３（2021）年の改定において、令和12（2030）年度までに温室効果ガス※7排出量46%削減（2013年度比）を目指し、さらに50%削減の高みをめざすと表明しました。 また、令和２（2020）年には、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロをめざすと表明しました。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
8ページ 資料１ 1.2 社会状況		化学物質の観点では、平成11（1999）年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、事業所から直接環境へ排出されたり廃棄物に含まれて事業所外へ移動したりした有害な化学物質の量を国が毎年集計・公表する、化学物質排出移動量届出制	パブコメのご意見を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
		度（PRTR 制度※87)が平成 13（2001）年から実施されています。 また、SAICM※89 の採択を受け、平成 24（2012）年に「SAICM 国内実施計画」が策定されました。 「SAICM 国内実施計画」は、第四次環境基本計画や化学物質管理に関する様々な施策の方向性を踏まえ、化学物質管理に関する包括的な実施計画として位置付けられており、地方公共団体には地域の状況に応じた法・条例の施行、事業者による化学物質管理の促進、地域のリスクコミュニケーション推進等を期待しています。	
8 ページ 資料 1 1.2 社会状況	（３）県の動向 地球温暖化対策の観点では、令和 2（2020）年に、「2050 年までに温室効果ガス実質排出量ゼロを~~目指す~~」と表明しました。…	（３）県の動向 地球温暖化対策の観点では、令和 2（2020）年に、「2050 年までに温室効果ガス実質排出量ゼロをめざす」と表明しました。… 化学物質の観点では、PRTR 制度※87 に基づき、県内の工場等におけるの届出の状況、排出量・移動量の状況及び国が推計を行った届出対象外（対象業種の届出対象外事業所、非対象業種の事業所、家庭、自動車など移動体）からの排出量の状況をとりまとめ、毎年公表しています。 また、「SAICM 国内実施計画」に関連して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象ではないも	市議会の指摘を踏まえ修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
		のの健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態を把握、公表しています。	
10 ページ 資料 1 アンケート結果	アンケート結果 ・市民アンケートでは、地球温暖化問題やその対策への関心が高い傾向にあります。（→資料編 P~~41~~） ・市民アンケート、小学生アンケートとも、将来の~~川西~~市に望む環境として、「太陽光などの環境にやさしいエネルギーがたくさんある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）	アンケート結果 ・市民アンケートでは、地球温暖化問題やその対策への関心が高い傾向にあります。（→資料編 P52） ・市民アンケート、小学生アンケートとも、将来の本市に望む環境として、「太陽光などの環境にやさしいエネルギーがたくさんある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）	ページ齟齬により、修正しました。 市議会の指摘を踏まえ修正しました。
11 ページ 資料 1 ゼロカーボンシティ推進	取組み　ゼロカーボンシティ宣言 ゼロカーボンシティとは、2050 年に CO2（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを~~目指す~~ことを首長自らが又または地方自治体として公表した地方自治体のことで、脱炭素社会に向けてゼロカーボンシティを宣言する自治体は増えつつあります。 ~~川西~~市でも、地球環境に対する未来への責任を果たすために、令和４（2022）年８月１日にゼロカーボンシティを宣言しました。	取組み　ゼロカーボンシティ宣言 ゼロカーボンシティとは、2050 年に CO_2（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることをめざすことを首長自らが又または地方自治体として公表した地方自治体のことで、脱炭素社会に向けてゼロカーボンシティを宣言する自治体は増えつつあります。 本市でも、地球環境に対する未来への責任を果たすために、令和４（2022）年８月１日にゼロカーボンシティを宣言しました。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
11 ページ 資料 1 本庁舎の ESCO(エスコ)事業	取組み　本庁舎の ESCO(エスコ)事業 …~~川西~~市では庁舎内の空調機の交換時期に伴い、ESCO 事業を導入しました。本庁舎の空調機をエネルギー効率の良いものに入れ替えや照明の LED 化を実現しました。	取組み　本庁舎の ESCO(エスコ)事業 …本市では庁舎内の空調機の交換時期に伴い、ESCO 事業を導入しました。本庁舎の空調機をエネルギー効率の良いものに入れ替えや照明の LED 化を実現しました。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
11 ページ 資料 1 太陽光パネル・蓄電池設備の共同購入支援事業	取組み　太陽光パネル・蓄電池設備の共同購入支援事業 …令和３（2021）年度から神戸市と伊丹市が実施している事業で、令和４（2022）年度からは~~川西~~市も参加し、阪神７市１町と神戸市の９自治体が連携して実施しました。令和５（2023）年度は更に１市増えて 10 自治体で実施しました。	取組み　太陽光パネル・蓄電池設備の共同購入支援事業 …令和３（2021）年度から神戸市と伊丹市が実施している事業で、令和４（2022）年度からは本市も参加し、阪神７市１町と神戸市の９自治体が連携して実施しました。令和５（2023）年度は更に１市増えて 10 自治体で実施しました。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
14 ページ 資料 1 （1）地球環境	前計画策定後の主な取組み ICT※~~78~~ ・ごみ減量に向けた、年代に応じた出前講座・ワークブックの作成・クリーンセンターの施設見学	前計画策定後の主な取組み ICT※80 ・ごみ減量に向けた、年代に応じた出前講座・ワークブックの作成・国崎クリーンセンターの施設見学	パブコメのご意見を踏まえ修正しました。 市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
14 ページ 資料 1 （2）自然環境 アンケート結果	アンケート結果 市民アンケート、小学生アンケートとも、将来の本~~川西~~市に望む環境として、「リサイクルが進み、ごみが少ない」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）	アンケート結果 市民アンケート、小学生アンケートとも、将来の本市に望む環境として、「リサイクルが進み、ごみが少ない」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
15 ページ 資料 1 1.3（1）②	取組み　給食・お弁当食べきりラリー 近年、食品ロスが問題となっており、~~川西~~市では「食べ残しゼロ運動」として…	取組み　給食・お弁当食べきりラリー 近年、食品ロスが問題となっており、本市では「食べ残しゼロ運動」として…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
18 ページ 資料 1 （2）自然環境 ①里山・森林に関する現況と課題	前計画策定後の主な取組み ・「シンポジウム」の開催により、人材不足解消に向けたボランティア活動の周知 （→資料編 P~~34~~）	前計画策定後の主な取組み ・「シンポジウム」の開催により、人材不足解消に向けたボランティア活動の周知 （→資料編 P36）	ページ齟齬により、修正しました。
18 ページ 資料 1 （2）自然環境 ①里山・森林に関する現況と課題 アンケート結果	アンケート結果 市民アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42） 市民アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編 P43）	アンケート結果 市民アンケートでは、将来の本市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42） 市民アンケートでは、将来の本市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編 P43）	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
20 ページ 資料 1 （2）自然環境 ②水辺に関する現況と課題 アンケート結果	アンケート結果 市民アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42） 市民アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編	アンケート結果 市民アンケートでは、将来の本市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42） 市民アンケートでは、将来の本市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
22 ページ 資料 1 （2）自然環境 前計画策定後の主な取組み ③農地に関する現況と課題	③農地に関する現況と課題 前計画策定後の主な取組み 空輸された朝採れイチジク※2 を~~使った~~デザート（タルト）の販売を通じた、阪神間以外の消費者への PR	③農地に関する現況と課題 前計画策定後の主な取組み ・空輸された朝採れイチジク※2 を用いて作ったデザート（タルト）の販売を通じた、阪神間以外の消費者への PR	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
22 ページ 資料 1 （2）自然環境 ③農地に関する現況と課題 アンケート結果	アンケート結果 市民アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42） 市民アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編 P43）	アンケート結果 市民アンケートでは、将来の本市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42） 市民アンケートでは、将来の本市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編 P43	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
22 ページ 資料 1 （2）自然環境 ③農地に関する現況と課題 課題	課題 高齢化や後継者不足による、農業従事者の減少~~及び~~耕作放棄地の増加を食い止めることが必要です。	課題 高齢化や後継者不足による、農業従事者の減少および耕作放棄地の増加を食い止めることが必要です。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
22 ページ 資料 1 （2）自然環境 ③農地に関する現況と課題 課題 川西市農地バンク	取組み　川西市農地バンク 川西市農地バンクとは、農地所有者などが耕作または管理できなくなった農地を登録し、その登録された農地情報を~~HP~~上で公開することで、就農希望者や経営の規模を拡大したい農業者へ提供し、農地の貸借・売買と有効利用を促進する制度です。	取組み　川西市農地バンク 川西市農地バンクとは、農地所有者などが耕作または管理できなくなった農地を登録し、その登録された農地情報をホームページ上で公開することで、就農希望者や経営の規模を拡大したい農業者へ提供し、農地の貸借・売買と有効利用を促進する制度です。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
23 ページ 資料 1 農産物の直売所マップ	取組み　農産物の直売所マップ 川西産農産物の PR と地産地消の推進のため、農家が運営する直売所や川西産農産物を販売する小売店・スーパーマーケットを掲載した「農産物の直売所マップ」を作成し、~~HP~~上で公開しています。 また、直売所や地元農産物を販売する小売店に「川西そだち」のぼりの掲示を依頼する等、より多くの方に地場産の野菜等を食べていただくようアピールしています。	取組み　農産物の直売所マップ 川西産農産物の PR と地産地消の推進のため、農家が運営する直売所や川西産農産物を販売する小売店・スーパーマーケットを掲載した「農産物の直売所マップ」を作成し、ホームページ上で公開しています。 また、直売所や地元農産物を販売する小売店に「川西そだち」のぼりの掲示を依頼する等、より多くの方に地場産の野菜等を食べていただくようアピールしています。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
24 ページ 資料 1 課題	現況 外来生物による影響も深刻であり、特に生態系へ悪影響を及ぼす恐れの大きい「特定外来生物※55」として、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ヌートリア、アライグマ、ウシガエル、ブルーギル、~~ブラックバス~~、コクチバスなどが市内で確認されています。	現況 外来生物による影響も深刻であり、特に生態系へ悪影響を及ぼす恐れの大きい「特定外来生物※55」として、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ヌートリア、アライグマ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス、コクチバスなどが市内で確認されています。	パブコメのご意見を踏まえ修正しました。
25 ページ 資料 1 アンケート結果	アンケート結果 小学生アンケートでは、将来の~~川西~~市に望む環境として、「多くの生きものが生きている」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）	アンケート結果 小学生アンケートでは、将来の本市に望む環境として、「多くの生きものが生きている」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
29 ページ 資料 1	②公害、交通~~環境~~に関する現況と課題 現況 ・「環境の概況」によると、本市の生活環境は総合的に見て良好な状態で維持されていますが、~~南部地域~~の航空機騒音や一部の幹線道路沿道での騒音、違法な野焼き※5 など、今後も対策が必要な問題は依然として残っています。 PM2.5※8~~2~~	②公害、交通騒音等に関する現況と課題 現況 ・「環境の概況」によると、本市の生活環境は総合的に見て良好な状態で維持されていますが、南エリアの航空機騒音や一部の幹線道路沿道での騒音、違法な野焼き※5 など、今後も対策が必要な問題は依然として残っています。 PM2.5※85	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
32 ページ 資料 1	③都市景観、緑化に関する現況と課題 現況 ・~~川西~~市の景観は、旧来からの集落、丘陵地に開発されたニュータウン、…	③都市景観、緑化に関する現況と課題 現況 ・本市の景観は、旧来からの集落、丘陵地に開発されたニュータウン、…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
33 ページ 資料 1	前計画策定後の主な取組み ・空き家マッチング制度「空き家をつなご！」の創設による空き家対策 ※空き家マッチング制度「空き家をつなご！」：空き家問題を解決するための~~川西~~市の制度。	前計画策定後の主な取組み ・空き家マッチング制度「空き家をつなご！」※の創設による空き家対策 ※空き家マッチング制度「空き家をつなご！」：空き家問題を解決するための本市の制度。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
35 ページ 資料 1	①環境情報の発信と共有に関する現況と課題 アンケート結果 ・市民アンケート、事業者アンケートとも、市から提供してほしい情報として、~~川西~~市の環境の現状、市の取組みやその成果についての情報が上位に挙げられています。	①環境情報の発信と共有に関する現況と課題 アンケート結果 ・市民アンケート、事業者アンケートとも、市から提供してほしい情報として、本市の環境の現状、市の取組みやその成果についての情報が上位に挙げられています。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
36 ページ 資料 1	取組み　環境シンポジウム ~~川西~~市では毎年、川西の自然の素晴らしさや自然活動団体の取組みの浸透を目的に環境や生物多様性のシンポジウムを開催しています。	取組み　環境シンポジウム 本市では毎年、川西の自然の素晴らしさや自然活動団体の取組みの浸透を目的に環境や生物多様性のシンポジウムを開催しています。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
37 ページ 資料 1	②環境学習に関する現況と課題 課題 ・環境学習の推進に向けて、環境学習に携わる人材の育成、学校や事業所への環境分野の専門家の紹介・派遣など支援制度の拡充を行い、環境学習を推進する~~うえ~~で必要な基盤の整備を進めてきました。 前計画策定後の主な取組み ・公共交通まちづくりと環境学習等を~~繋げた~~モビリ	②環境学習に関する現況と課題 課題 ・環境学習の推進に向けて、環境学習に携わる人材の育成、学校や事業所への環境分野の専門家の紹介・派遣など支援制度の拡充を行い、環境学習を推進する上で必要な基盤の整備を進めてきました。 前計画策定後の主な取組み ・公共交通まちづくりと環境学習等をつなげたモビ	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	ティ・マネジメント（MM）※67 教育（小学校）	リティ・マネジメント（MM）※67 教育（小学校）	
38 ページ 資料 1	取組み　小学生の「環境体験」「里山体験学習」 ~~川西~~市の誇る日本一の伝統的里山（里山）にある台場クヌギ群落や、…特に 4 年生の「里山体験学習事業」は~~川西~~市独自の事業であり、市としても特に力をいれています。	取組み　小学生の「環境体験」「里山体験学習」 本市の誇る日本一の伝統的里山（里山）にある台場クヌギ群落や、…特に 4 年生の「里山体験学習事業」は本市独自の事業であり、市としても特に力をいれています。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
41 ページ 資料 2 2.2	調査結果概要 ・~~川西~~市の環境について	調査結果概要 ・本市の環境について	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
42 ページ 資料 2	② 将来の~~川西~~市に望む環境 将来の~~川西~~市に望む環境については、…	② 将来の本市に望む環境 将来の本市に望む環境については、…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
43 ページ 資料 2	③ 将来の~~川西~~市に望む環境を実現するために重要な取組み 将来の~~川西~~市に望む環境を実現するために重要な取組みについては、…	③ 将来の本市に望む環境を実現するために重要な取組み 将来の本市に望む環境を実現するために重要な取組みについては、…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
48 ページ 資料 2	③小学生の取組み 小学生の環境保全の取組みについては、「ごみは~~ゴミ~~箱にすてる」、…	③小学生の取組み 小学生の環境保全の取組みについては、「ごみはごみ箱にすてる」、…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※～～～～～：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
50 ページ 資料 2	② 環境教育・環境~~保全~~・環境保全の取組み状況 環境教育・環境~~保全~~・環境保全は、事業者で多く取り組まれており、前計画から取組み率が増加しています。また、市民や小学生での取組み率は 2 割から 3 割程度ですが、今後は参加したいと考えている人も 3 割程度おり、取組み率の増加が期待されます。	② 環境教育・環境学習・環境保全の取組み状況 環境教育・環境学習・環境保全は、事業者で多く取り組まれており、前計画から取組み率が増加しています。また、市民や小学生での取組み率は 2 割から 3 割程度ですが、今後は参加したいと考えている人も 3 割程度おり、取組み率の増加が期待されます。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
55 ページ 資料 3	2.イチジク（桝井ドーフィン） …前川友吉氏と~~川西~~市での栽培に成功した品種。… 5. 違法な野焼き …農林業を営む~~うえ~~でやむを得ない焼却を除く…	2.イチジク（桝井ドーフィン） …前川友吉氏と本市での栽培に成功した品種。… 5. 違法な野焼き …農林業を営む上でやむを得ない焼却を除く…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
56 ページ 資料 3	8.化学物質過敏症 …接触したりすることにより、~~さまざま~~な健康被害が引き起こされる症状。 10.川西市環境率先行動計画 ~~川西~~本市が一事業者・一消費者の立場から、… 17.川西市みどりの基本計画 ~~川西~~市における緑地の適正な保全や…	8.化学物質過敏症 …接触したりすることにより、様々な健康被害が引き起こされる症状。 10.川西市環境率先行動計画 本市が一事業者・一消費者の立場から、… 17.川西市みどりの基本計画 本市における緑地の適正な保全や…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
57 ページ 資料 3	20.環境保全型農業 農業の~~もつ~~土や水、… 22.菊炭（一庫炭）	20.環境保全型農業 農業の持つ土や水、… 22.菊炭（一庫炭・池田炭）	市議会の指摘を踏まえ修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
58 ページ 資料 3	28.クリ（北摂栗） …~~川西~~市内では、黒川地区、東谷地区、多田地区などで、… 30.グリーンフラワーグループ 略称は「G(ジー)G・F(エフ)F・G(ジー)G」。~~川西~~市内で緑化活動を行う団体を登録することにより… 35.香害 ~~化学物質過敏症のうち、特に合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料による「匂い」に対する過敏症状のこと。~~	28.クリ（北摂栗） …市内では、黒川地区、東谷地区、多田地区などで、… 30.グリーンフラワーグループ 略称は「G(ジー)G・F(エフ)F・G(ジー)G」。市内で緑化活動を行う団体を登録することにより… 35.香害 合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料などの化学物質により引き起こされる健康障害のこと。香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいる。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ修正しました。
59 ページ 資料 3	36.ごみ学習会 保育園や幼稚園などで実施している学習会では、~~川西~~市のオリジナルキャラクター 39.シックハウス症候群 ~~新築の~~住居などで建材等から発生する化学物質などによる、室内空気汚染やそれによる健康への影響の総称。 40.市民農園 …本~~川西~~市では、「グリーンファーム川西・西畦野」と	36.ごみ学習会 保育園や幼稚園などで実施している学習会では、本市のオリジナルキャラクター 39.シックハウス症候群 住居などで建材等から発生する化学物質などによる、室内空気汚染やそれによる健康への影響の総称。換気や適切な建材、日用品の選択等により、シックハウス症候群や化学物質過敏症の原因となる化学物質の使用を減らすことが望ましい。 40.市民農園 …本市では、「グリーンファーム川西・西畦野」と	市議会の指摘を踏まえ修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ修正しました。 市議会の指摘を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
60 ページ 資料 3	45.生物多様性ふるさと川西戦略 ~~川西~~市の生物多様性を次世代に引き継ぎ持続的に利用するため 46.生物多様性保全上重要な里地里山 …全国で 500 箇所が指定されており、~~川西~~市では「黒川周辺の里山」と…	45.生物多様性ふるさと川西戦略 本市の生物多様性を次世代に引き継ぎ持続的に利用するため 46.生物多様性保全上重要な里地里山 …全国で 500 箇所が指定されており、本市では「黒川周辺の里山」と…	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
61 ページ 資料 3	55.特定外来生物 特定外来生物は、ペットも含めて飼育、栽培、保管~~又~~は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。 57.都市緑化祭 市民一人ひとりに緑化について理解を深めてもらう機会とするため、~~川西~~市が秋に行うイベント。	55.特定外来生物 特定外来生物は、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。 57.都市緑化祭 市民一人ひとりに緑化について理解を深めてもらう機会とするため、本市が秋に行うイベント。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
62 ページ 資料 3	63.ふクレル ~~川西~~市内の保育所・幼稚園・小学校などに設置した回収ボックス	63.ふクレル 市内の保育所・幼稚園・小学校などに設置した回収ボックス	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
63 ページ 資料 3	68.モモ（早生桃） 味もさながら兵庫県内で早生桃を栽培しているのは~~川西~~市のみであり	68.モモ（早生桃） 味もさながら兵庫県内で早生桃を栽培しているのは本市のみであり	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
64 ページ 資料 3		77. GFC Global Framework on Chemicals-For a Plane Free of Harm from Chemicals and Waste の略。SAICM の後継として令和５（2023）年に採択され	パブコメのご意見を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
		た化学物質管理に関する新たな国際枠組み。 84. PFAS 炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物の総称。PFAS のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）やペルフルオロオクタン酸（PFOA）は金属メッキや界面活性剤等の幅広い用途で使用されてきたが、自然界で分解されず、人体へ蓄積しやすいため、現在は製造、輸入が原則禁止されている。	
65 ページ 資料 3	8~~7~~.SDG s 持続可能なより~~よい~~未来を築いていくための 17 のゴールと… 93.0 円ソーラー 事業者が初期費用を一時負担して太陽光発電設備を設置し、住宅所有者が電気料金~~又~~はリース料を支払うことで、初期費用 0 円で太陽光発電を設置でき	87. PRTR 制度 Pollutant Release and Transfer Register の略。平成 11（1999）年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づく、化学物質排出移動量届出制度のこと。 88.SDG s 持続可能なより良い未来を築いていくための 17 のゴールと… 89. SAICM Strategic Approach to International Chemicals Management（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）は、化学物質が 2020 年までに人の健康や環境に与える悪影響を最小化する方法で生	パブコメのご意見を踏まえ修正しました。 市議会の指摘を踏まえ修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	る制度。	産・使用されるようにする目標の達成に向けた戦略、行動計画のこと。 93.0 円ソーラー 事業者が初期費用を一時負担して太陽光発電設備を設置し、住宅所有者が電気料金またはリース料を支払うことで、初期費用 0 円で太陽光発電を設置できる制度。	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
66 ページ 資料 4 4.2	審議会委員名簿 市民~~又~~関係団体の代表者	審議会委員名簿 市民または関係団体の代表者	市議会の指摘を踏まえ修正しました。
64 ページ 第 5 章 5.3	（1）温室効果ガス排出量の削減目標 …2030 年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減（50%削減の高みを~~目指す~~）、…	（1）温室効果ガス排出量の削減目標 …2030 年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減（50%削減の高みをめざす）、… ※「排出実質ゼロ」とは、CO^2 などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することを言います。	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
65 ページ 第 5 章 5.3	表　国等と連携した施策による温室効果ガスの削減見込み量 産業 ●業種間連携の取組推進 ●HEMS※7~~7~~	表　国等と連携した施策による温室効果ガスの削減見込み量 産業 ●業種間連携の取組み推進 ●HEMS※7~~8~~	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。 パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
	合計 ※2020 年度までの取組実績を勘案し、	合計 ※2020 年度までの取組み実績を勘案し、	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
68 ページ 第 5 章 5.4	表　取組みの体系 ZEH※~~86~~ ZEB※~~85~~ HEMS※~~77~~ PPA※8~~3~~	表　取組みの体系 ZEH※91 ZEB※90 HEMS※78 PPA※86	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
70 ページ 第 5 章 5.5	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 事業者の取組み ZEB※~~85~~	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 事業者の取組み ZEB※90	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
71 ページ 第 5 章 5.5	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 市（一部事務組合）の取組み ZEB※~~85~~	（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ） 市（一部事務組合）の取組み ZEB※90	パブコメのご意見を踏まえ、修正しました。
72 ページ 第 5 章 5.3	■市の取組み №1　概要 ・~~HP~~、広報誌、SNS 等を活用した情報発信	■市の取組み №1　概要 ・ホームページ、広報誌、SNS 等を活用した情報発信	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。
73 ページ 第 6 章 6.1	表　進行管理指標 進行管理指標 14.　1 年間に捕獲した有害鳥獣~~および~~外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	表　進行管理指標 進行管理指標 14.　1 年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※═══：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※＿＿＿＿：今回追加となった部分	修正理由
76 ページ 第 6 章 6.4	本計画の推進にあたっては、~~川西~~市に関わるすべての主体	本計画の推進にあたっては、本市に関わるすべての主体	市議会の指摘を踏まえ、修正しました。

◎＜令和６年度＞地球温暖化対策関連の進め方について

令和５年度は第3次環境基本計画の策定に注力してきたが、令和６年度以降は第3次環境基本計画、特に地球温暖化対策（区域施策編）の目標達成に向けた取り組みを進める必要がある。

●第３次川西市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

１．本市の温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度　２０１３年度　温室効果ガス排出量　７１０千トンーCO2

目標年度　２０３０年度　温室効果ガス排出量　３５５千トンーCO（**５０％削減**）

⇒排出量は自治体カルテの数値を計上していく（国レベルでの化石燃料の削減から按分）

２．本市の取組みの見える化（区域施策編５．５市独自の取組み）

（１）温室効果ガス削減の取組み

① 市民

② 事業者

③ 市（一部事務組合を含む）

（２）その他啓発事業等の取組み

① 市民

② 事業者

③ 市（一部事務組合を含む）

事業者については、公平性の観点等から、載せる事業者のルールが必要

パートナー企業を公募（随時登録）

★（仮）川西市ゼロカーボンシティーチャレンジパートナー企業

① 川西市：パートナー企業等募集

② 企業等：パートナー企業の申し出（随時）

③ 川西市：審査・登録　（一覧をHP等で公開）

④ 企業等：当該年度の削減した脱炭素排出量を川西市に報告

⑤ 川西市：５．５市独自の取り組みに記載

※パートナー企業の想定は、市内の事業者のみではなく、川西市で脱炭素に向けた取組みが行える事業者全般をイメージ。

３．（仮）川西市ゼロカーボンシティチャレンジパートナー企業について（案）

（１）募集条件について

①2050年川西市ゼロカーボンシティ宣言に賛同し。行政と一体となった取組みを行っていただける企業等

②川西市域に影響する脱炭素の取組みを自社で行っていること

③自社の脱炭素の取組みによる川西市域での脱炭素量（原則2013年度が基準年度、２０１３年度比が困難な場合は協議によって決定）を毎年１回（５月～６月頃を予定）報告できること

④パートナー企業の申請（申し出）する年度及びその前年度において市税等の滞納がないこと
→　市税等の収納状況調査の同意書の提出が必用

⑤反社会勢力に関連していないこと　→　誓約書、調査同意書（疑義がでた際のため）

（２）申請・承認について

①募集は随時募集を予定（周知方法として、ホームページは常時、広報誌は年１回程度を予定）

②申請（申し出）があったものについて、随時、審査（滞納状況等）を行い、承認（川西市ゼロカーボンシティチャレンジパートナー証（A4普通紙で作成）の発行）を行う

③パートナー企業は自動更新。パートナー解除は双方の協議により解除する　→　解除申出書が必用

（３）パートナー企業への対応について

①市ホームページにパートナー企業名を表示
（※）パートナー企業のホームページで環境関連のページがある場合には、環境関連ページ（製品ページ不可）へのリンクは可能とする。

②毎年１回、パートナー企業の取り組み（脱炭素量含む）をまとめ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編５．５）としてホームページで公表（５月から６月に報告をもらい、まとめを行ったうえで9月の環境審議会にて報告を行い、その後に公表）　→　取組みの見える化による他企業等への波及なども期待している

③将来的にパートナー企業（脱炭素の取組みの担当者）連絡先一覧の共有やパートナー会議など、パートナー同士の情報共有や連携が行える仕組み、また、国などの補助制度について情報共有が行える場（市に国から補助金等の制度案内があった際などに担当者宛に情報共有したり、パートナー企業発信で情報共有できる仕組み）になることを視野に検討。

（※）啓発事業等の取組みについて

①啓発事業のみの事業者についてもパートナー承認を行う（パートナー証では区分する）